

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月
新潟医療福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	7
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	15
基準 1. 使命・目的等	15
基準 2. 学生	22
基準 3. 教育課程	43
基準 4. 教員・職員	58
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	78
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A. リハビリテーション科学・スポーツ科学領域における 先端的研究拠点の基盤形成	86
基準 B. 地域社会貢献及び国際交流の推進	91
V. 特記事項	99
VI. 法令等の遵守状況一覧	100
VII. エビデンス集一覧	113
エビデンス集（データ編）一覧	113
エビデンス集（資料編）一覧	114

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 新潟医療福祉大学の建学の精神・基本理念

1) 学則で示されている建学の精神

- ・ 新潟医療福祉大学（以下「本学」と言う）は、平成 13（2001）年 4 月に開学された保健・医療・福祉・スポーツに関連した専門職を育成する大学である。
- ・ 本学「学則」の冒頭、第 1 章の第 1 節、第 1 条（目的）で、「本学は、教育基本法および学校教育法の精神に基づき、広く保健・医療・福祉に関する専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高潔な倫理性を涵養し、保健・医療・福祉に関する指導的人材の養成を目指し、もって学術文化の発展に寄与し、人類の福祉の向上に貢献することを目的とする」と述べており、この目的は本学の建学の精神と言えるものである。
- ・ 本学の建学の精神を、本学では端的に「優れた QOL サポーターの育成」という言葉で表現している。

2) 建学の精神を「優れた QOL サポーターの育成」とした背景

- ・ 本学創立者がこの建学の精神に基づき、本学を設置しようとした背景の概略は以下の通りである。
 - (1) 近年の少子高齢化と生活環境の変容、及び高度な医療機器開発と医療技術の発展は、人が生涯で遭遇する疾病構造に大きな影響を与えるようになった。
 - (2) このような状況において、人間の疾病の予防と疾病からの社会復帰への関心が高まると同時に、生きていることの充実感、つまり生活や人生、あるいは命というものの質（QOL：Quality of Life）を重要視するようになった。
 - (3) それに応じて、「あらゆる人の QOL を支える人材＝優れた QOL サポーター」つまり、確かな専門性に加え、総合的に他の専門分野をも横断的・融合的に理解し、研究し、実践し、教育できる人材の育成が全国的に必要とされ、新潟県においてもその育成を委ねることのできる 4 年制教育課程を基底にした高度で地域性の濃い教育機関が望まれるようになった。
- ・ 以上の背景の下に、保健・医療・福祉分野に関する全分野の専門職養成教育施設をこの新潟県に設立する、という創立者の強い願いにより開学されたのが本学である。

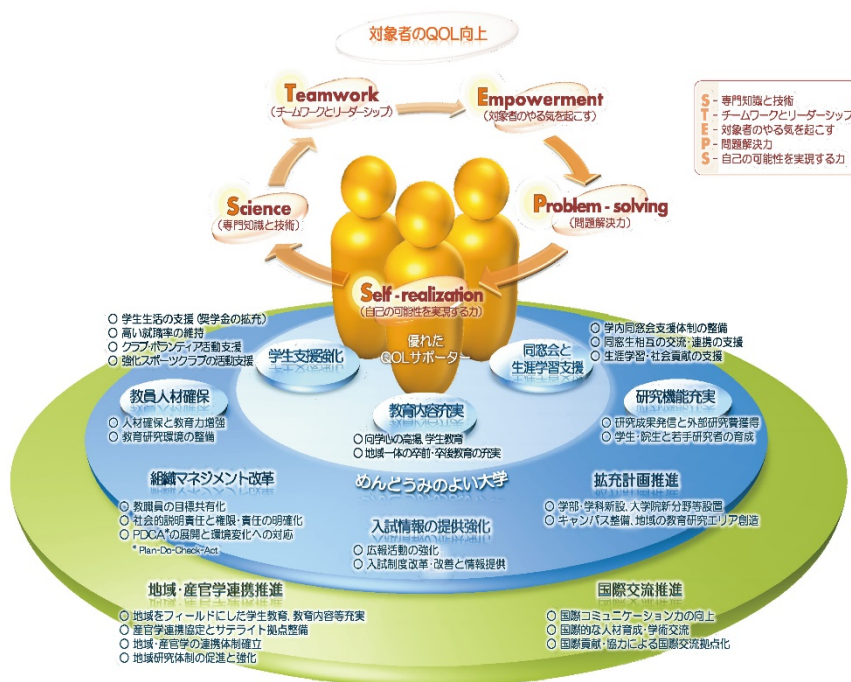
2. 本学の使命・目的と将来計画

- ・ 本学では「優れた QOL サポーターを育成する大学」「地域社会のニーズに応える大学」「国際社会に貢献する大学」の 3 大使命を設定している。
- ・ 平成 22（2010）年度には開設 10 年を迎え、これまでの目標・計画の達成度を踏まえた上で、新潟医療福祉大学将来計画として、本学の第一の使命である「優れた QOL サポーターを育成する大学」を構築することに重点を置き、長期目標（2010 年～2020 年）を「地域社会およびグローバル社会のニーズに応えるため、質が保証された QOL サポーターとなる在学生 5,000 名の大学とする」と掲げ、推進してきた。
- ・ さらに、学部学生・大学院生だけでなく、卒業生も対象にして、「優れた QOL サポーター」となるために必要な教育的及び学術的サービスを必要なときに必要なだけ受け

られる大学、すなわち「めんどろみのよい大学」を目指すこととした。

- 本学では、学生数の規模に着目するだけでなく、この質が保証された QOL サポーターを「専門知識と技術 (Science)」「チームワークとリーダーシップ (Teamwork)」「対象者のやる気を起こす (Empowerment)」「問題解決力 (Problem-solving)」「自己の可能性を実現する力 (Self-realization)」をもった人材と定義し、育成する人材像を明確にした。本学では、これらを STEPS と表現している。
- 将来計画の長期目標、中期目標を達成するため、10 の重点項目 (ドメイン) を設定した。すなわち「大学拡充計画の推進」「入試情報の提供強化」「教育内容の充実」「学生支援の強化」「教員の人材確保 (FD を含む)」「研究機能の充実」「同窓会・生涯学習の支援」「地域・産官学連携の推進」「国際交流の推進」「組織マネジメント改革 (SD を含む)」であり、これらには「地域社会のニーズに応える大学」、「国際社会に貢献する大学」の使命も反映させている (図 1)。
- 現在、重点項目毎に、長期目標、中期目標、中期計画、2 年毎のアクションプランを策定し、定期的に進捗状況を確認すると同時に、2 年毎に自己点検評価を行っている。

図 1 「優れた QOL サポーター」の 5 つの要件と各ドメインの役割



3. 本学の個性・特色

本学の第一の使命である「優れた QOL サポーターを育成する大学」は、本学の建学の精神・基本的理念であり、それを達成するよう日々努力していることから、この使命が本学の最大の個性・特色になっている。また、この人材を育成するために第二、第三の使命を設定しており、これらの使命に向けた努力も本学の特徴になっている。以下に使命毎に本学の個性・特色を示す。

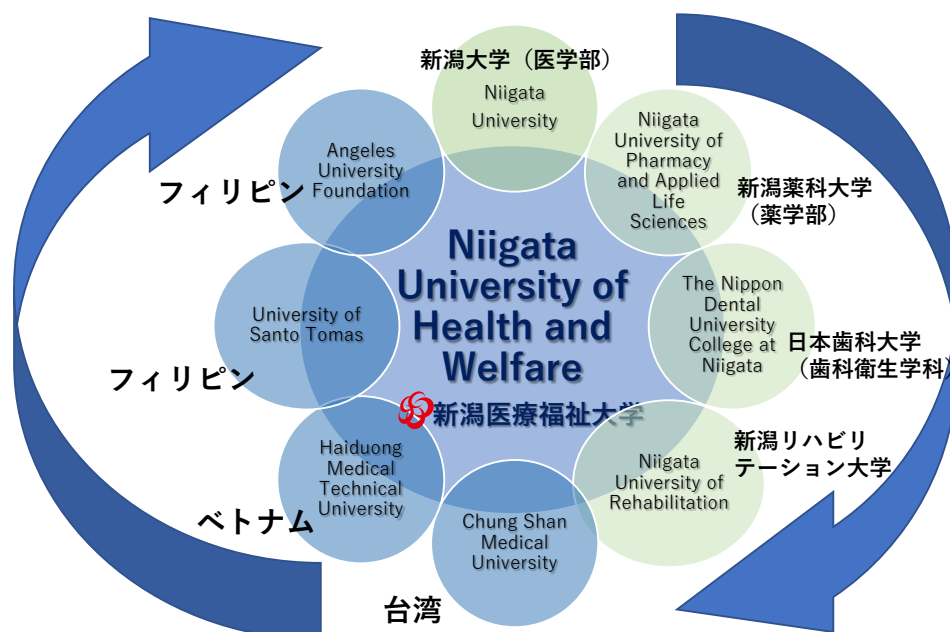
1) 優れた QOL サポーターを育成する大学

- 本学は、保健・医療・福祉・スポーツに関わる国家資格等を有する有能な専門職の育成を目指す4年制大学である。特に、「優れた QOL サポーターの育成」という建学の精神のもとで、保健・医療・福祉・スポーツ分野の総合大学である特性を最大限に活かし、大学全体がチーム医療・連携医療・全人医療の基礎と実践能力を学ぶ場として機能するための環境が構築されている。
- 具体的には、保健・医療・福祉・スポーツの各専門職が協働して、健康寿命の延伸、自立生活、共生社会の実現を図る共通の目標を持つというパラダイムを教育に取り入れ、連携教育（IPE：Interprofessional Education）を実践している。
- IPE 関連科目は、各領域の学生が協働実践できるようになるまで、学年進行と共に段階的に学べるように1年次対象の「チームアプローチ入門」、2年次対象（学科混成）の「連携基礎ゼミ」、3年次対象の「保健医療福祉連携学」「保健医療福祉リスクマネジメント論」「地域連携学」、4年次対象（学科混成）の「連携総合ゼミ」、その他1、2、3年次に学べる保健医療福祉連携科目群を配置している。「連携総合ゼミ」は支援策を各領域の学生が協働立案するという事例中心型演習のスタイルを取り、学科を超えた連携によってチーム医療を模擬体験できるより実践的な科目として位置づけている。本学の「連携総合ゼミ」には、新潟大学、新潟薬科大学、日本歯科大学（新潟生命歯学部及び短期大学）、新潟リハビリテーション大学、首都大学東京（現：東京都立大学）、日本社会事業大学、国外ではアンヘレス大学、サントトマス大学（フィリピン）、国立陽明大学、中山医学大学（台湾）なども参加した実績を持つ。また、医療福祉の現場で活躍中の同窓生も参加し、学生の質問に対し現場で得た経験を基にアドバイスを行っている。この大学間の学生による連携総合ゼミは“連携”を学ぶことの他、同窓生の参加により、卒業や就職を前提とした社会性の涵養の場にもなっている。
- IPE の運営は、新潟連携教育研究センターが担い、実施計画は総務会で承認を受け、全学教職員の理解と協力を得て実施する体制を敷いている。
- これまでの実績として、平成 20（2008）年 11 月には本学の高橋榮明初代学長が中心になり日本保健医療福祉連携教育学会（JAIPE）を設立した。これにより教育内容や方法の開発、連携教育の理論の説明や公開の評価が国際的な関係組織・学会レベルで情報交換されるようになった。これを機に本学の「連携総合ゼミ」は全学的な体制を整え、IPE の演習モデルとしての一役を担った（図 2）。
- また、文部科学省「大学充実のための戦略的連携支援プログラム」（2009 年度～2011 年度）の主管校として、IPE の普及のためのモジュール教材（仮想事例を用いた教材）作成やワークショップを実施した。
- 令和元（2019）年度では、連携総合ゼミは 18 ゼミ、学生 124 人、ゼミを直接指導する担当教員 23 人、ファシリテーターとして参加した教員は 31 人であった。

【具体的目標】

1. 保健・医療・福祉・スポーツ分野において諸専門領域を横断的、融合的に理解する人材の育成
2. 保健・医療・福祉・スポーツ分野における高度専門職の育成
3. 対象者を全人的に理解し、支援する人材の育成

図2 国内外の大学と連携した連携総合ゼミ



2) 地域社会のニーズに応える大学

- 本学は平成 12 (2000) 年に文部省から設置認可を受け、翌年の平成 13 (2001) 年に開学。開学当初は 2 学部 (医療技術学部、社会福祉学部)、5 学科 (理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚学科、健康栄養学科、社会福祉学科) が設置されたが、その後は地域社会のニーズや社会情勢に対応する目的で本学を拡充してきた。
- 平成 17 (2005) 年には健康スポーツ学科、平成 18 (2006) 年には看護学科、平成 19 (2007) 年には義肢装具自立支援学科、平成 22 (2010) 年には医療情報管理学科、平成 23 (2011) 年には臨床技術学科、平成 26 (2014) 年には視機能科学科、平成 29 (2017) 年には救急救命学科、平成 30 (2018) 年には診療放射線学科を開設した。また、定員増は平成 17 (2005) 年と平成 28 (2016) 年に理学療法学科、平成 18 (2006) 年に社会福祉学科、平成 19 (2007) 年と平成 25 (2013) 年、平成 27 (2015) 年に健康スポーツ学科、平成 30 (2018) 年には、作業療法学科、看護学科と臨床技術学科で実施した。
- こうした学科開設や定員増に伴い、平成 19 (2007) 年には医療技術学部、健康科学部、社会福祉学部の 3 学部、さらに平成 22 (2010) 年には医療情報管理学部が加わり、平成 30 (2018) 年にはリハビリテーション学部、医療技術学部、健康科学部、看護学部、社会福祉学部、医療情報管理学部の 6 学部で改組した。
- 大学院においては、平成 16 (2004) 年には医療福祉学研究科保健学専攻、社会福祉学専攻 (修士課程) を開設し、その後は平成 19 (2007) 年に健康科学専攻 (修士課程) と医療福祉学専攻 (博士後期課程) が、平成 26 (2014) 年には医療情報・経営管理学専攻 (修士課程) が続いた。また医療福祉学専攻 (博士後期課程) では、平成 28 (2016) 年と平成 30 (2018) 年に定員増を実施した。

- 大学院では、社会情勢や社会的ニーズに応えるため、通常の教育・研究者養成プログラムに加えて、「高度専門職業人プログラム」及び独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）との日本初の連携プログラムによる「青年海外協力隊等プログラム」を備えている。「高度専門職業人プログラム」においては、「がん看護専門看護師コース」「臨床徒手理学療法コース」「臨床栄養専門コース」「認定社会福祉士単位取得コース」が設置されている。JICA との連携による「青年海外協力隊等プログラム」は保健・医療・福祉・スポーツ分野での国際協力の専門家育成を目的として修士課程に設置しており、これは修士課程に在籍しながら派遣国で活動できるプログラムである。
- また、地域住民をはじめ学生や教職員の生活、就労環境の改善支援を目的として、平成 30（2018）年に新潟医療福祉大学附属インターナショナルこども園を開設した。
- その他、本学では地域連携推進センター及び産官学連携推進センターが中心となり、自治体との包括連携協定を締結することによって多くの地域連携事業が計画、実施されている。
- 平成 30（2018）年度に「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点－Sports & Health for All in Niigata－（SHAIN プロジェクト）」というテーマで、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業（タイプ A、社会展開型）に選定された。本事業は、「地域住民からアスリートまで全ての人が安全にスポーツを楽しみ、幸せな生涯を過ごす新潟県の創出」を目指すものであり、様々な取り組みを通して新潟県民の健康寿命延伸に向けた取り組みを行っている。
- さらに、上述の SHAIN プロジェクトの一環で、平成 30（2018）年度に新潟医療福祉大学が有する教育・研究資源を最大限に活用し、地域の学童・高齢者・障がい者などのすべての人々の QOL 向上を目指した「新潟 QOL サポートコンソーシアム」を組織化した。「新潟 QOL サポートコンソーシアム」は様々な健康増進活動やスポーツ活動を実践し、地域社会に貢献することを目的としており、「健康寿命延伸プロジェクト」「ワンパクキッズ化プロジェクト」「障がい者 Sports for All プロジェクト」の 3 領域を設け、幅広い領域で地域社会のニーズに応えている。

【具体的目標】

1. 本学の専門的学術情報の積極的公開・提供
2. 地域の関連専門職団体や関係機関と連携して行う研究会の開催、研究会への協力
3. 情報通信ネットワークによる保健医療福祉スポーツ施設、在宅介護支援機関等への支援
4. 社会人等特別入学試験、科目等履修生制度、聴講生制度の実施
5. 公開講座（エクステンションプログラム）開講
 - ①保健医療福祉スポーツ専門職・小中高教員向けのセミナー・研究会の開催
 - ②高校生など対象の夏季特別プログラムの実施
 - ③市民公開講座、市民参加交流講座の開催
6. 社会的貢献として教職員・学生のボランティア活動の積極的推進

3) 国際社会に貢献する大学

- ・ 国際社会に貢献する大学を目指す目的はグローバルな人材の育成のためであり、それに関する本学の基本姿勢は、本学の「将来計画」に具体的にまとめられ、国際交流委員会及び国際交流センターが中心となって国際交流の拡充と国際教育研究の推進に取り組んでいる。
- ・ 国際交流の拡充においては、アジア、米国、英国などの大学や施設等と国際交流協定を締結し、海外からの招聘や海外の大学や施設への訪問、共同研究の促進など多岐に渡って活動している。特に、アジアの国々を中心に、学科それぞれの特徴を生かした国際協力事業を推進し、シンポジウム、ワークショップなどを開催している。
- ・ さらに、学生の海外体験の機会拡充のために「年間1学年定員の10%の学生が、なんらかの海外研修プログラムに参加する」という数的な達成目標を掲げることにより参加学生を増やすことに努め、より多くの学生の参加を促すための経済的支援も設定している。その対象は、学部や学科単位での海外研修に限ることなく個人での海外研修まで広げている。
- ・ また、海外の語学研修に向けた正規の授業以外の企画や語学系の海外研修を語学の単位として認定する制度もあり、学生が積極的に海外体験できる仕組みが設けられている。
- ・ 国際的な教育研究の推進については、海外研修プログラムや海外研修のためのセミナーの参加、国際交流事業等を積極的に促進させており、平成18(2006)年度からは、若手教員を中心に海外体験の機会を与えるために短期の留学制度を設け、国際的な視野で積極的に活動できる人材の育成に努めている。
- ・ また、保健・医療・福祉・スポーツ分野の国際共同研究においては、アジア圏で本学が活動拠点になることを目標として掲げ、平成24(2012)年度から学長裁量研究費をこの目標達成のために割り当て支援している。
- ・ 本学にて得た保健・医療・福祉・スポーツ分野の研究成果は積極的に情報発信するよう取り組まれており、特に運動機能医科学研究所の情報発信は目覚ましいものがある。
- ・ 教育面においては、米国の教育機関で提供されている英語を母国語としない教員のための「英語による教授法」への教員派遣プログラムを大学として支援していくことを決定し、複数年度にわたり教員を選抜し、年度毎に派遣している。これは語学としての英語のスキルを向上させるレベルを超えるものであり、「教授法」の理解と演習を含んだ実践的なプログラムであることに加え、医療・福祉・健康分野に適応するプログラムでもあることから、本学における今後の教育成果が期待される場所である。

【具体的目標】

1. 教員の交流・留学生の受入れや学生の派遣等の人的交流
2. 日本周辺諸国との保健・医療・福祉・スポーツ分野における交流のシンポジウム・ワークショップなどの開催

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 13 (2001) 年

- 4 月 新潟医療福祉大学開学 (2 学部 5 学科設置)
医療技術学部 理学療法学科 (入学定員 40 人)、作業療法学科 (入学定員 40 人)、言語聴覚学科 (入学定員 40 人)、健康栄養学科 (入学定員 40 人)、
社会福祉学部 社会福祉学科 (入学定員 100 人)
- 4 月 新潟医療福祉大学 第 1 回入学式

平成 14 (2002) 年

- 4 月 新潟医療福祉大学 第 2 回入学式
- 9 月 第 2 厚生棟 竣工

平成 15 (2003) 年

- 4 月 新潟医療福祉大学 第 3 回入学式

平成 16 (2004) 年

- 4 月 新潟医療福祉大学 第 4 回入学式

平成 17 (2005) 年

- 1 月 第 3 研究・体育館棟、第 2 実験実習棟 竣工
- 3 月 新潟医療福祉大学 第 1 回卒業式
健康栄養学科 (栄養教諭一種免許) 教職課程の認定
健康スポーツ学科 (中・高教諭一種免許 (保健体育)) 教職課程の認定
- 4 月 大学院医療福祉学研究科 (入学定員 40 人) 設置
保健学専攻 (理学療法分野、作業療法分野、言語聴覚分野、健康栄養分野)
社会福祉学専攻 (保健医療福祉政策・計画・運営分野、保健医療福祉マネジメント学分野)
- 4 月 医療技術学部健康スポーツ学科 (入学定員 60 人) 開設
- 4 月 医療技術学部理学療法学科 入学定員増 (入学定員 80 人)
- 4 月 新潟医療福祉大学 第 5 回入学式
- 4 月 新潟医療福祉大学大学院 第 1 回入学式
- 4 月 ハルビン医科大学第一臨床医学院 (中国) との学術交流協定の締結
- 9 月 看護学科 保健師学校・助産師学校・看護師学校の指定

平成 18 (2006) 年

- 2 月 サザンクイーンズランド大学 (オーストラリア) との研究協力についての覚書の締結
- 3 月 新潟医療福祉大学 第 2 回卒業式
- 3 月 看護学科 (養護教諭一種免許) 教職課程の認定
- 3 月 第 4 研究棟 竣工
- 4 月 新潟医療福祉大学 第 6 回入学式
- 4 月 新潟医療福祉大学大学院 第 2 回入学式
- 9 月 義肢装具自立支援学科 義肢装具士学校の指定
- 9 月 ハバロフスク極東総合医科大学 (ロシア) との学術交流協定の締結

新潟医療福祉大学

平成 19 (2007) 年

- 3月 新潟医療福祉大学 第3回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第1回修了式
- 3月 第5研究棟 竣工
- 4月 第3厚生棟 竣工
- 4月 大学院医療福祉学専攻(博士後期課程)(入学定員3人)開設
- 4月 大学院健康科学専攻(修士課程)(入学定員10人)開設
(健康スポーツ学分野、看護学分野)
※入学定員の変更 保健学専攻20人、社会福祉学専攻10人
- 4月 2学部より3学部(医療技術学部・健康科学部・社会福祉学部)へ改組
- 4月 健康科学部健康栄養学科(入学定員40人)、健康スポーツ学科(入学定員100人)、看護学科(入学定員80人)開設
※医療技術学部健康栄養学科、健康スポーツ学科、看護学科 募集停止
- 4月 医療技術学部義肢装具自立支援学科(入学定員40人)開設
- 4月 新潟医療福祉大学 第7回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第3回入学式
- 5月 カリフォルニア州立大学フレズノ校(アメリカ)との学術交流協定の締結
- 12月 大学院健康科学専攻健康スポーツ学分野(中・高教諭専修免許(保健体育))
教職課程の認定

平成 20 (2008) 年

- 3月 新潟医療福祉大学 第4回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第2回修了式
- 4月 新潟医療福祉大学 第8回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第4回入学式

平成 21 (2009) 年

- 3月 新潟医療福祉大学 第5回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第3回修了式
- 4月 大学院保健学専攻修士課程義肢装具自立支援学分野開設
- 4月 新潟医療福祉大学 第9回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第5回入学式
- 5月 第3体育館棟 竣工
- 7月 本学を代表校とする連携5大学による「QOL向上を目指す専門職間連携教育用モジュール中心型カリキュラムの共同開発の実践」が、文部科学省平成21年度戦略的大学連携支援事業として採択
- 7月 国立シリントン・リハビリテーションセンター(タイ)との国際交流に関する覚書の締結
- 9月 キングストン大学(イギリス)及びロンドン大学セントジョージ校(イギリス)健康社会福祉科学部との国際交流協定の締結
- 10月 JICA(独立行政法人国際協力機構)の要請による生活習慣病予防に関する研修の実施 フィジー諸島共和国・バヌアツ共和国・ソロモン諸島・マ

新潟医療福祉大学

ーシヤル諸島共和国の4カ国から8人の参加

平成22(2010)年

- 3月 新潟医療福祉大学 第6回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第4回修了式
- 3月 第3厚生棟改修 竣工
- 4月 医療経営管理学部医療情報管理学科(入学定員80人)開設
- 4月 新潟医療福祉大学 第10回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第6回入学式
- 5月 アンヘレス大学財団(フィリピン)と国際交流に関する覚書の締結
- 11月 運動機能医科学研究所 開設

平成23(2011)年

- 3月 新潟医療福祉大学 第7回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第5回修了式
- 3月 第6研究・実習棟 竣工
- 4月 医療技術学部臨床技術学科(入学定員80人)開設
- 4月 大学院保健学専攻(修士課程)健康栄養分野を健康科学専攻(修士課程)健康科学分野へ改組
- 4月 新潟医療福祉大学 第11回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第7回入学式
- 8月 ハワイ大学マノア校ジョンAバーンズ医学部臨床技術学科(アメリカ)と国際交流に関する協定の締結
- 10月 サントトマス大学(フィリピン)と国際交流に関する覚書の締結
- 10月 新潟医療福祉大学開学10周年記念式典・講演会
- 11月 イーストアングリア大学健康科学部(イギリス)と国際交流に関する協定書の締結

平成24(2012)年

- 3月 新潟医療福祉大学 第8回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第6回修了式
- 4月 新潟医療福祉大学 第12回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第8回入学式

平成25(2013)年

- 3月 新潟医療福祉大学 第9回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第7回修了式
- 3月 第7研究・実習棟 竣工
- 4月 健康科学部健康スポーツ学科 入学定員増(入学定員160人)
- 4月 新潟医療福祉大学 第13回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第9回入学式
- 5月 硬式野球グラウンド 完成
- 8月 台北栄民総医院(台湾)との国際交流協定書の締結
- 9月 視機能科学科 視能訓練士学校の指定

新潟医療福祉大学

平成 26 (2014) 年

- 3月 新潟医療福祉大学 第10回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第8回修了式
- 3月 第8研究・実習棟 竣工
- 3月 屋内走路、屋内野球場 竣工
- 3月 公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において適合認定を受ける
- 4月 医療技術学部視機能科学科（入学定員50人）開設
- 4月 大学院保健学専攻（修士課程）医療技術安全管理学分野開設
- 4月 大学院医療情報・経営管理学専攻（修士課程）医療情報経営管理学分野（入学定員4人）開設
- ※入学定員の変更 保健学専攻（入学定員18人）、社会福祉学専攻（入学定員8人）
- 4月 新潟医療福祉大学 第14回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第10回入学式

平成 27 (2015) 年

- 1月 クラブハウス 竣工
- 2月 マヒドン大学（タイ）との学術交流協定の締結
- 3月 新潟医療福祉大学 第11回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第9回修了式
- 4月 健康科学部健康スポーツ学科 入学定員増（入学定員200人）
- 4月 新潟医療福祉大学 第15回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第11回入学式
- 4月 クイーンズ大学（カナダ）との学術交流協定の締結（作業療法学科）
- 9月 京畿大学校（韓国）と国際交流協定の締結

平成 28 (2016) 年

- 3月 新潟医療福祉大学 第12回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第10回修了式
- 3月 第2講義棟、第4体育館 竣工
- 3月 ホンバン国際大学（ベトナム）との学術交流協定の締結
- 4月 大学院博士後期課程医療福祉学専攻 入学定員増（入学定員8人）
- 4月 医療技術学部理学療法学科 入学定員増（入学定員120人）
- 4月 新潟医療福祉大学 第16回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第12回入学式
- 8月 国立陽明大学（台湾）と学術及び研究の協力に関する了解覚書の締結

平成 29 (2017) 年

- 3月 新潟医療福祉大学 第13回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第11回修了式
- 4月 医療技術学部救急救命学科（入学定員55人）開設
- 4月 第9研究・実習棟 竣工

新潟医療福祉大学

- 4月 新潟医療福祉大学 第17回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第13回入学式
- 7月 ハイゾン医療技術大学（ベトナム）との国際交流協定の締結
- 8月 診療放射線学科 診療放射線技師学校の指定
- 11月 「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点・Sports & Health for All in Niigata」が文部科学省平成29年度私立大学研究ブランディング事業として採択

平成30（2018）年

- 3月 新潟医療福祉大学 第14回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第12回修了式
- 3月 第4研究・実習棟増築改修 竣工
- 3月 第10研究・実習棟 竣工
- 3月 新潟医療福祉大学附属インターナショナルこども園 竣工
- 3月 学生寮「N-Village 伍桃」第1期工事 竣工
- 4月 リハビリテーション学部理学療法学科（入学定員120人）開設
- 4月 リハビリテーション学部作業療法学科（入学定員50人）開設
- 4月 リハビリテーション学部言語聴覚学科（入学定員40人）開設
- 4月 リハビリテーション学部義肢装具自立支援学科（入学定員40人）開設
- 4月 医療技術学部臨床技術学科 入学定員増（入学定員100人）
- 4月 医療技術学部診療放射線学科（入学定員90人）開設
- 4月 看護学部看護学科（入学定員107人）開設
- 4月 大学院保健学専攻修士課程視覚科学分野開設
- 4月 大学院博士後期課程医療福祉学専攻 入学定員増（入学定員10人）
- 4月 新潟医療福祉大学 第18回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第14回入学式
- 4月 フィリピン脳性麻痺のための法人（フィリピン）との臨床実習に関する覚書の締結
- 6月 スポーツ庁「大学横断的かつ競技横断的統括組織創設事業」に採択
- 8月 マヒドン大学（タイ）との国際交流に関する覚書の締結

平成31（2019）年

- 1月 釜山カトリック大学校保健科学大学放射線学科（韓国）との学術交流に関する協定書の締結
- 3月 学生寮「N-Village 伍桃」第2期工事 竣工
- 3月 新潟医療福祉大学 第15回卒業式
- 3月 新潟医療福祉大学大学院 第13回修了式
- 3月 サイバージャヤ医科大学（マレーシア）との国際交流協定の締結
- 4月 新潟医療福祉大学 第19回入学式
- 4月 新潟医療福祉大学大学院 第15回入学式
- 4月 太平洋国立大学（ロシア）との国際交流に関する協定書の締結

新潟医療福祉大学

令和元（2019）年

5月 弘光科技大学（台湾）との国際交流協定の締結

12月 輔英科技大学（台湾）との国際交流に関する了解覚書の締結

令和2（2020）年

3月 新潟医療福祉大学 第16回卒業式（COVID-19感染拡大防止のため中止）

3月 新潟医療福祉大学大学院 第14回修了式（COVID-19感染拡大防止のため中止）

4月 新潟医療福祉大学 第20回入学式（COVID-19感染拡大防止のため中止）

4月 新潟医療福祉大学大学院 第16回入学式（COVID-19感染拡大防止のため中止）

2. 本学の現況

・大学名 新潟医療福祉大学

・所在地 新潟市北区島見町 1398 番地

・学部構成

リハビリテーション学部	理学療法学科	(入学定員 120 人)
	作業療法学科	(入学定員 50 人)
	言語聴覚学科	(入学定員 40 人)
	義肢装具自立支援学科	(入学定員 40 人)
医療技術学部	理学療法学科	} ※1
	作業療法学科	
	言語聴覚学科	
	義肢装具自立支援学科	
	臨床技術学科	(入学定員 100 人)
	視機能科学科	(入学定員 50 人)
健康科学部	救急救命学科	(入学定員 55 人)
	診療放射線学科	(入学定員 90 人)
	健康栄養学科	(入学定員 40 人)
看護学部	健康スポーツ学科	(入学定員 200 人)
	看護学科	※2
看護学部	看護学科	(入学定員 107 人)
社会福祉学部	社会福祉学科	(入学定員 120 人)
医療経営管理学部	医療情報管理学科	(入学定員 80 人)

※1：理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚学科・義肢装具自立支援学科は平成 30（2018）年度にリハビリテーション学部へ改組を行った。

※2：看護学科は平成 30（2018）年度に看護学部へ改組を行った。

新潟医療福祉大学

・学生数・教員数・職員数

学部及び学科の学生数

学科等	入学定員	収容定員	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
リハビリテーション学部*							
理学療法学科	120	360	135	135	126	—	396
作業療法学科	50	150	50	47	42	—	139
言語聴覚学科	40	120	45	42	42	—	129
義肢装具自立支援学科	40	120	45	38	40	—	123
医療技術学部							
理学療法学科	—	120	—	—	—	135	135
作業療法学科	—	40	—	—	—	42	42
言語聴覚学科	—	40	—	—	—	45	45
義肢装具自立支援学科	—	40	—	—	—	46	46
臨床技術学科*	100	380	100	100	87	101	388
視機能科学科	50	200	52	44	47	47	190
救急救命学科	55	220	55	53	52	53	213
診療放射線学科*	90	270	90	88	88	—	266
健康科学部							
健康栄養学科	40	160	43	41	41	45	170
健康スポーツ学科*	200	810	219	221	206	220	866
看護学科*	—	90	—	—	—	88	88
看護学部*							
看護学科*	107	324	107	106	107	—	320
社会福祉学部							
社会福祉学科*	120	490	125	129	130	131	515
医療経営管理学部							
医療情報管理学科*	80	330	86	89	88	93	356
合計	1,092	4,264	1,152	1,133	1,096	1,046	4,427

※収容定員については3年次編入定員を含んでいる。すなわち健康科学部健康スポーツ学科5人、同学部看護学科10人、看護学部看護学科3人、社会福祉学部社会福祉学科5人、医療経営管理学部医療情報管理学科5人分を含んでいる。また収容定員の計算に当たっては、医療技術学部臨床技術学科(2018年4月1日入学定員増80人⇒100人)、医療技術学部診療放射線学科(2018年4月1日設置)、リハビリテーション学部(2018年4月1日設置)及び看護学部(2018年4月1日設置)について学年進行を考慮している。

新潟医療福祉大学

研究科及び専攻の学生数

専攻名	入学定員	収容定員	1年生	2年生	3年生	合計
修士課程 保健学専攻	21	42	22	31		53
健康科学専攻	10	20	12	15		27
社会福祉学専攻	5	10	2	7		9
医療情報・経営管理 学専攻	4	8	5	4		9
博士後期課程 医療福祉学専攻	10	30	12	12	28	52
合計	50	110	53	69	28	150

教員数

学部等	教授	准教授	講師	助教	助手	専任教員計
リハビリテーション学部	11	5	6	13	1	36
医療技術学部	33	13	19	23	7	95
健康科学部	20	17	18	18	4	77
看護学部	5	4	4	3	5	21
社会福祉学部	10	5	3	5	3	26
医療経営管理学部	8	2	3	7	1	21
合計	87	46	53	69	21	276

職員数

	専任*	派遣	合計
職員数	76	16	92

※嘱託及び出向を含む。(パートタイマー、アルバイト等の非常勤職員を除く。)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

- ・ 本学の使命・目的については、開学時の平成 13（2001）年より、新潟医療福祉大学学則（学則）の第 1 章の第 1 節第 1 条（目的）にて「本学は、教育基本法および学校教育法の精神に基づき、広く保健・医療・福祉に関する専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高潔な倫理性を涵養し、保健・医療・福祉に関する指導的人材の養成を目指し、もって学術文化の発展に寄与し、人類の福祉の向上に貢献することを目的とする」と定めている。【資料 1-1-1】
- ・ この学則に則った本学の使命を①優れた QOL サポーターを育成する大学、②地域社会のニーズに応える大学、③国際社会に貢献する大学、と具体的に示している。【資料 1-1-2】 【資料 1-1-3】
- ・ また学部及び学科毎の人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は学則の第 1 章の第 1 節第 6 条別表に示されており、これらは学生便覧や大学ホームページでも明確に示されている。【資料 1-1-4】 【資料 1-1-5】 【資料 1-1-6】
- ・ 大学院の目的については、大学院学則の第 1 章の第 1 節第 1 条及び第 2 節第 5 条で定められており、医療福祉学研究科の教育目的は、修士課程、博士後期課程共に学生便覧・履修の手引き（大学院）や大学院ホームページで明確に示されている。【資料 1-1-7】 【資料 1-1-8】 【資料 1-1-9】
- ・ 平成 22（2010）年度には、さらに教育目的を明確化するために、大学及び大学院の使命・目的を踏まえて新潟医療福祉大学将来計画を策定した。将来計画の中では大学、大学院共に「質が保証された QOL サポーター」を 5 つの要件*（STEPS：「専門的知識と技術（Science）」「チームワークとリーダーシップ（Teamwork）」「対象者のやる気を起こす（Empowerment）」「問題解決力（Problem-solving）」「自己の可能性を実現する力（Self-realization）」）をもった人材とし、5 つの力が備わった人材の育成を目指すこととした。現在においても STEPS の備わった人材育成に努力している。【資料 1-1-10】 【資料 1-1-11】 【資料 1-1-12】

* : 5つの要件 (STEPS)

優れた QOL サポーターになるための 5 つの資質・能力 (STEPS と学士力・学力の 3 要素の対照表)

- (1) **S [Science & Art]** 科学的知識と技術を活用する力
 - ① 幅広い教養と自らの専門分野に関する高い科学的知識と技術を活用できる。
 - ② 教育目標分類における領域：知識・理解・技能
 - ③ 文科省の提唱する学士力・学力の 3 要素
 - ・基礎的・基本的な知識・技能 (学力の 3 要素)
 - ・数量的スキル
 - ・情報リテラシー
 - ・多文化・異文化に関する知識の理解
 - ・人類及び文化、社会と自然に関する知識の理解
- (2) **T [Teamwork & Leadership]** チームワークとリーダーシップ
 - ① 多職種間連携の技能を活かし、対象者および他の職種と良好なコミュニケーションを図りながら、国際化した社会において職務を遂行できる。
 - ② 教育目標分類における領域：技能・表現
 - ③ 文科省の提唱する学士力・学力の 3 要素
 - ・課題を解決するための表現力 (学力の 3 要素)
 - ・チームワーク、リーダーシップ
 - ・コミュニケーション・スキル
- (3) **E [Empowerment]** 対象者を支援する力
 - ① 自らの職務を責任をもって遂行でき、人の多様な生き方を理解し、国際化した社会の一員として適切に対象者への支援ができる。
 - ② 教育目標分類における領域：態度
 - ③ 文科省の提唱する学士力・学力の 3 要素
 - ・主体的に学習に取り組む態度 (学力の 3 要素)
 - ・倫理観
 - ・市民としての社会的責任
- (4) **P [Problem-solving]** 問題を解決する力
 - ① 科学的に評価された結果を他の職種からの情報と合わせて総合的に分析・考察し、得た結論に基づき対象者の問題を解決できる。
 - ② 教育目標分類における領域：思考・判断
 - ③ 文科省の提唱する学士力・学力の 3 要素
 - ・課題を解決するための思考力・判断力 (学力の 3 要素)
 - ・論理的思考力
 - ・問題解決力
- (5) **S [Self-realization]** 自己実現意欲
 - ① 保健・医療・福祉・スポーツに関する課題に広く関心をもち、生涯を通じて、主体的・意欲的に学習できる。
 - ② 教育目標分類における領域：関心・意欲

③ 文科省の提唱する学士力・学力の3要素

- ・ 自己管理力
- ・ 生涯学習力
- ・ 総合的な学習経験と創造的思考力

【自己評価】

- ・ 大学及び大学院の使命・目的については大学及び大学院学則、年報、学生便覧、大学及び大学院ホームページ、新潟医療福祉大学将来計画、大学案内等で明示され、具体的かつ明確に示されていると判断した。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

- ・ 使命・目的、教育目的は、大学においては対象者の QOL を支える「優れた QOL サポーターの育成」、大学院においては「より優れた QOL サポーターの育成」という言葉で端的に表現され、5つの要件 (STEPS) の視点からも明確に表示されている。具体的な文章は大学及び大学院学則、学生便覧、学生便覧・履修の手引き (大学院)、大学及び大学院ホームページ、大学案内等で簡潔に明示している。【資料 1-1-13】 【資料 1-1-14】 【資料 1-1-15】 【資料 1-1-16】 【資料 1-1-17】 【資料 1-1-18】 【資料 1-1-19】 【資料 1-1-20】

【自己評価】

- ・ 各媒体で明示されている使命や目的は明確であり、その表現も簡潔に説明されていると判断した。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

- ・ 本学は「優れた QOL サポーターの育成」を柱とする 6 学部 13 学科の保健・医療・福祉・スポーツ分野の総合大学である。その総合大学の利点を活かし、学科の枠を越えた連携によって「チーム医療を支える QOL サポーター」「アスリートを支える QOL サポーター」の実践を学べることが大きな特色となっている。
- ・ さらに、優れた QOL サポーターとしての STEPS を習得するための取り組みとして①連携教育の実践、②コミュニケーション力の獲得、③海外研修・国際交流の推進、④地域貢献活動と学生教育の融合、⑤大学生活の充実を挙げており、これらを遂行するために、「チームアプローチ入門」「連携基礎ゼミ」「保健医療福祉連携学」「連携総合ゼミ」等の連携教育科目が各学年に段階的に配置され、地域の病院、福祉施設、プロスポーツ団体、一般企業、自治体加わる幅広いネットワークの形成や国際交流協定の締結、国際貢献活動が積極的に推進されている。これらのことは、Campus Guide [大学案内] や大学ホームページにより本学の大きな個性・特色として詳細に示している。【資料 1-1-21】 【資料 1-1-22】
- ・ 大学院では「より優れた QOL サポーターの育成」を柱とし、教育研究者プログラムに

加え、高度専門職業人プログラム、青年海外協力隊等プログラムが備わっているのが特色である。このことは、GRADUATE SCHOOL [大学院案内] や大学院ホームページにより分かりやすく詳細に示している。【資料 1-1-23】 【資料 1-1-24】

【自己評価】

- ・ 本学の個性や特色は、使命・目的、教育目的の中に反映されていると判断した。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

- ・ 使命や目的は将来計画の中で具体化されていると同時に、2年毎の自己点検評価、4年毎の中期計画策定を行うことにより時代の変化に対応している。【資料 1-1-25】

【自己評価】

- ・ 学則で示された使命や目的は不変であるが、将来計画で具体的な計画を設定し、2年毎に自己点検評価、4年毎に中期計画策定をすることで、時代の変化に対応できる仕組みが構築されていると判断した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 使命・目的及び教育目的において、個性・特色の明示、法令への適合、変化への対応に関する現在の取り組みを継続していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

- ・ 本学では、本学の使命・目的及び教育目的を実現するために将来計画がある。また、その将来計画においては、大学教職員と法人の職員が合同で将来計画機構を組織し、さらに計画の主な実施機関である各種委員会及びセンター、研究所とのやり取りを経て、全学的な重要事項を審議する総務会で審議を行い学長が決定し、最終的には理事会での承認を得ている。したがって、役員、教職員は使命・目的を理解、自覚し、その実現へ向けて参画している。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】

【自己評価】

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的は、各種委員会等が関与して作成された将来計画を実現することにより達成されるものであり、その将来計画は本学の全学的な重要事項を審議する総務会で審議を行い学長が決定し、理事会での承認を得ている。このように、役員、教職員は使命・目的を理解、自覚し、その実現へ向けて参画していることから役員や教職員に理解、支持されていると判断した。

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

- ・ 学長は教職員に対し、あらゆる機会を通じて本学の使命・目的及び教育目的を説明し、理解と支持を得ている。例えば新任教職員へのオリエンテーションや学長ニュースレター「学長室から」での記載、入学式や卒業式の挨拶の中で説明を行っている。【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】
- ・ 本学の使命・目的及び教育目的は、大学及び大学院のホームページ、学生便覧、広報誌「QOL サポーター」で学内外に周知している。広報誌「QOL サポーター新潟」は年 3 回発行し、学内教員、関係機関、保護者等に配付している。【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】 【資料 1-2-7】 【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】 【資料 1-2-10】
- ・ また学生便覧の冒頭の学長挨拶で明記し、学長より入学式、卒業式、保護者会等の挨拶で説明している。【資料 1-2-11】 【資料 1-2-12】
- ・ 平成 31（2019）年度の卒業生アンケート結果では、本学の根幹である基本理念に基づく使命が「QOL サポーターの育成であること」を約 9 割の学生が認知していた。【資料 1-2-13】

【自己評価】

- ・ 使命・目的及び教育目的は開学時から一貫しており、平成 22（2010）年度に策定された将来計画によりさらに具体的かつ明確にされ、大学案内、大学及び大学院ホームページ、広報誌、学生便覧、新任教員のオリエンテーション、学長ニュースレター「学長室から」、入学式や卒業式での学長挨拶等、多様な機会を通して学内外に周知されていると判断した。また卒業生アンケートの結果より、本学の使命・目的及び教育目的は多くの学生にも十分に理解されていると判断した。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

- ・ 平成 22（2010）年度に策定された将来計画には 11 年間の長期目標に加え、10 の重点項目（ドメイン）それぞれの計画が立てられた。【資料 1-2-14】
- ・ またその長期目標を達成するために、平成 22（2010）年～平成 25（2013）年の 4 年間、平成 26（2014）年～平成 29（2017）年の 4 年間、平成 30（2018）年～令和 2（2020）年の 3 年間それぞれの期間の中期目標が掲げられ、本学の使命・目的及び教育目的がより高いレベルで達成するように具体的な計画が立てられてきた。以下に中期目標を示す。【資料 1-2-15】 【資料 1-2-16】 【資料 1-2-17】

- 1) 平成 22 (2010) 年～平成 25 (2013) 年の中期目標：
質を保証するための大学組織作りと教育・研究施設の整備を行う。
 - 2) 平成 26 (2014) 年～平成 29 (2017) 年の中期目標：
グローバル化に向けた教学組織の構築を開始するが、その前段階として国際化のより一層の推進を図る。
 - 3) 平成 30 (2018) 年～令和 2 (2020) 年の中期目標：
前期、平成 26 (2014) 年～平成 29 (2017) 年の中期目標を継続すると共に「優れた QOL サポーター」の質保証として「5 つの要件 (STEPS)」を掲げ、特に本学の 3 ポリシーにおいて遵守する。
- ・ さらに将来計画では、大学の使命・目的及び教育目的の達成のために、期を問わず以下の点を特に推進している。【資料 1-2-18】
 - 1) 国家試験・資格試験合格率 100%を実現
 - 2) 就職率日本一を実現
 - 3) 「THE 大学ランキング (世界版、日本版)」に挑戦
 - 4) めんどくさい大学のさらなる可視化
 - 5) 大学のブランディングの推進
 - ・ 令和 3 (2021) 年度以降も次の 10 年間の将来計画を策定し、長期目標と中期目標を掲げ、その達成に向けての計画を立てる予定である。

【自己評価】

- ・ 本学では、将来計画に 11 年間の長期目標に加え、3 期に分けた中期目標とそれに対応した計画が立てられており、本学の使命・目的及び教育目的はこの将来計画に反映されていると判断した。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

- ・ 使命・目的及び教育目的は三つの方針であるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにも反映されている。この三つのポリシーには全学共通、学部共通、各学科のものがああり、これらは平成 30 (2018) 年度のカリキュラムを改定する際に再度見直し、5 つの要件 (STEPS) 毎に分かり易く修正されている。
【資料 1-2-19】 【資料 1-2-20】 【資料 1-2-21】
- ・ 大学院においても同様に、修士課程、博士後期課程それぞれに、5 つの要件 (STEPS) 毎に分かり易く三つのポリシーが掲げられており、本学の使命・目的及び教育目的が反映されている。【資料 1-2-22】

【自己評価】

- ・ 本学の使命・目的及び教育目的は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つの方針等に反映され、分かりやすく示されていると判断した。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

- 大学の使命・目的及び教育目的の達成は、本学の教育研究組織の意思決定機関としての理事会、総務会、合同教授会、大学院委員会、研究科委員会に加え、学部及び大学院の各種委員会が連携しながら、それぞれの役割を果たし、「将来計画」に掲げられたアクションプランを遂行することで成されている。【資料 1-2-23】
- この「将来計画」は新潟医療福祉大学将来計画機構が策定したものである。将来計画機構運営委員会は機構長、学長、副学長、学部長、学科長、自己点検・評価委員長、外部評価準備委員長の他、学長が必要と認めるものとして研究科長、法人事務局長、大学事務局長、法人企画調整部長、各部課室長によって組織されている。またこれらに加え、重点項目に関連する各種委員会の委員長も関与しており、「将来計画」の策定は全学的な取り組みになっている。【資料 1-2-24】

【自己評価】

- 使命・目的及び教育目的と教育研究組織との間に整合性があると判断した。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 本学の使命・目的及び教育目的は、新潟医療福祉大学将来計画機構が策定した「将来計画」に反映され、そこで掲げられたアクションプランを遂行することで達成される仕組みになっており、今後もこの仕組みを維持する。（担当：新潟医療福祉大学将来計画機構）
- 次期 10 年の「将来計画」においても本学の使命・目的及び教育目的を反映させた長期目標を立て、進捗や時代の要請に応じ中期目標に修正を加えながら、その達成に向けて活動する。（担当：新潟医療福祉大学将来計画機構 各ドメイン）
- 役員及び教職員が協働して将来計画を策定すると共に、本学の使命・目的及び教育目的やアドミッション、カリキュラム、ディプロマの三つのポリシーを改定していく。これらは、新任教員のオリエンテーション、学長ニュースレター、学長挨拶、大学案内、大学及び大学院ホームページ、広報誌、学生便覧等、多様な機会を通して学内外に周知される工夫を継続する。（担当：新潟医療福祉大学将来計画機構）

【基準 1 の自己評価】

- 使命・目的及び教育目的は明確であり、具体的で簡潔な文章で示されている。使命・目的は個性・特色を含み、法令に適合し、変化への対応が可能な仕組みになっている。目的及び教育目的は様々な媒体で学内外に周知し、将来計画で実現されるよう計画されている。また、教育研究組織の構成との整合性がある。以上により、使命・目的及び教育目的の明確性、適切性、有効性には問題ないと判断した。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定

- ・ 本学のアドミッション・ポリシーは、平成 17 (2005) 年度入学選考試験時より策定し、教育目的を踏まえ入試委員会において年度毎に見直しを図ってきた。本学（全体）と本学大学院のアドミッション・ポリシーは表 2-1 の通りである。
- ・ 本学は、建学の精神である「優れた QOL サポーターの育成」のもと、QOL サポーターに求められる資質・能力を、「科学的知識と技術を活用する力（Science & Art）」「チームワークとリーダーシップ（Teamwork & Leadership）」「対象者を支援する力（Empowerment）」「問題を解決する力（Problem-solving）」「自己実現意欲（Self-realization）」の 5 つの頭文字をとって 5 つの要件（STEPS）と定義し、これら資質・能力を身につけた保健・医療・福祉・スポーツ分野の真のスペシャリストの養成を目的に特色ある教育を実践している。これら建学の精神を理解し、優れた QOL サポーターを目指す学生を広く受入れるため、全学共通及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを定めている。

表 2-1 アドミッション・ポリシー（大学全体及び大学院）

優れた QOL サポーターの資質・能力「STEPS」		大学（全体）のアドミッション・ポリシー	大学院のアドミッション・ポリシー
S	Science & Art 科学的知識と技術を活用する力	高等学校卒業相当の基礎的な学習能力を有する。	幅広い教養と専門分野の教育研究に必要な基礎的知識と技術を有する。
T	Teamwork & Leadership チームワークとリーダーシップ	相手の話をよく聞き、自分の考えを相手にわかりやすく伝えながら、他者と協力して物事を行おうとする態度を有する。	多職種間の連携技能にくわえ、日本国内および地域社会においてリーダーシップを発揮し、職務を実践する強い意志と態度を有する。
E	Empowerment 対象者を支援する力	対話や関わりを通して、他者の意見や思いを把握し、それを共感的に理解しようとする態度を有する。	人の多様な生き方を理解し、専門分野における対象者の支援に対して強い意志を有する。
P	Problem-solving 問題を解決する力	ある事象に対して妥当な判断をくだすために、他者の意見を取り入れながら、多面的に考える能力を有する。	専門分野に関する問題を多面的に認識し、解決するために必要な基礎的知識または経験を有する。
S	Self-realization 自己実現意欲	保健・医療・福祉・スポーツ領域の専門職を志す動機や意欲を有する。	専門分野に関する課題に広く関心を持ち、主体的・意欲的に学習する態度を有する。

- ・ 全学共通及び各学部・学科それぞれのアドミッション・ポリシーは前述の STEPS で構成されており、入学前に必要な能力等を具体的に表現し、明確化を図っている。なお、アドミッション・ポリシーは、学力の 3 要素を十分に反映させている。また、高大接続システム改革会議（文部科学省）の大学教育改革の「三つの方針に基づく大学教育の実現」において「各大学において、三つの方針の策定、見直し等の取組（平成 29（2017）年 3 月末までに要完了）」が示されたことに伴い、全教職員が協働して見直し等に取り組んだ結果、より教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが策定された。

アドミッション・ポリシーの周知

- ・ アドミッション・ポリシーは、本学を志願する受験生及び高等学校教員、保護者等に対し入試情報を提供する主要冊子である学生募集要項、入試ガイド、Campus Guide [大学案内]、大学ホームページで明示し、広く周知されている。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】 【資料 2-1-4】
- ・ Campus Guide [大学案内] は、オープンキャンパス、進学相談会、出張講義等で配付している。【資料 2-1-5】 【資料 2-1-6】 【資料 2-1-7】
- ・ 大学院においては、修士課程、博士後期課程共にアドミッション・ポリシーを策定し、これに基づき、より高度な技術者・研究者を目指す学生の受入れを果たしている。これら大学院のアドミッション・ポリシーは GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内]、大学院募集要項、大学院ホームページに明示されており、大学院説明会で周知している。【資料 2-1-8】 【資料 2-1-9】 【資料 2-1-10】 【資料 2-1-11】

【自己評価】

- ・ 本学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが明確に策定されており、広く適正に周知されていると判断した。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

- ・ 本学の入学選考試験制度は、学長指名により任命された入試委員長、各学科より選出された入試委員（各学科 2 人）及び入試広報部入試課職員によって構成される入試委員会において審議、検討している。
- ・ 本学の入試制度の制定に当たっては、全学共通及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の実現及び入学者受入れの実施に注力し、現在は 13 の試験区分を設け、多様な学生の受入れに努めている。【資料 2-1-12】 【資料 2-1-13】 【資料 2-1-14】
- ・ アドミッション・オフィス（AO）方式による入学選考試験、推薦入学選考試験、社会人等特別入学選考試験は、希望する学科への進学目的が明確な者が受験する試験区分と位置づけ、学力の 3 要素を踏まえた STEPS で構成されるアドミッション・ポリシーに基づき、多面的・総合的に評価しており、試験区分毎に重視する評価項目を定めている。一般入学選考試験、大学入試センター試験利用入学選考試験は、STEPS で構成されるアドミッション・ポリシーにおいて、「科学的知識と技術を活用する力（Science & Art）」にウェイトを置いて評価している。

アドミッション・オフィス (AO) 方式による入学選考試験

- AO 方式による入学選考試験 (AO 入試) は全学科で実施されており、10 人の本学教員で構成される「アドミッション・オフィス」により全学共通のアドミッション・ポリシーを踏まえて策定された全学統一の評価基準 (出願書類評価基準及び面接試験評価基準) 及び筆記試験 (本学作成) により第 1 次試験が実施され、保健・医療・福祉・スポーツ分野の専門職を目指すに当たり必要な基礎的な能力や資質について評価している。
- 第 2 次試験は、各学部・学科のアドミッション・ポリシーに基づき、各学科が個別に策定した評価基準 (面接試験評価基準、運動実技試験評価基準) に沿って評価している。従って、AO 入試は第 1 次試験と第 2 次試験を行うことにより、全学共通及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーが強く反映されている。STEPS においては、「チームワークとリーダーシップ (Teamwork & Leadership)」「対象者を支援する力 (Empowerment)」「自己実現意欲 (Self-realization)」にウェイトを置いて評価している。

推薦入学選考試験

- 推薦入学選考試験 (推薦入試) には、公募推薦入学選考試験、特別推薦入学選考試験、指定校推薦入学選考試験、スポーツ推薦入学選考試験がある。いずれの推薦入試も、可否判定には出願書類評価と面接試験を取り入れており、全学共通のアドミッション・ポリシー及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを基に評価している。なお出願書類評価では STEPS を総合的に、面接試験では、「チームワークとリーダーシップ (Teamwork & Leadership)」「対象者を支援する力 (Empowerment)」「自己実現意欲 (Self-realization)」にウェイトを置いて評価している。
- 公募推薦入試は、全学統一の小論文試験 (本学作成) に加え、各学部・学科の評価基準に基づく出願書類評価及び面接試験により実施している。そのため、全学共通のアドミッション・ポリシー及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを強く反映している。評価基準は、小論文試験及び面接試験にウェイトを置いている。なお、小論文試験は STEPS のうち、「問題を解決する力 (Problem-solving)」について評価している。
- 特別推薦入試は、各学科の教育課程において必要とされる内容で構成した「基礎学力試験 (作問業者作成)」に加え、各学部・学科の評価基準に基づく出願書類評価及び面接試験により全学科で実施している。そのため、各学科のアドミッション・ポリシーを強く反映している。評価基準は、基礎学力試験が中心であり STEPS においては、「科学的知識と技術を活用する力 (Science & Art)」にウェイトを置いて評価している。
- 指定校推薦入試は、全学科で実施しており、出身高等学校長が推薦し、かつ各学科で目指す国家資格や分野で活躍することを強く希望する者を対象とし評価している。そのため、各学科のアドミッション・ポリシーを強く反映している。STEPS においては、「チームワークとリーダーシップ (Teamwork & Leadership)」「対象者を支援する力 (Empowerment)」「自己実現意欲 (Self-realization)」にウェイトを置いて評価している。
- スポーツ推薦入試は健康スポーツ学科をはじめ、理学療法学科、作業療法学科、義肢装

具自立支援学科、視機能科学科、救急救命学科、社会福祉学科、医療情報管理学科の 8 学科で実施しており、本学入学後に強化指定クラブで活躍を目指す意思を有する者を対象としている。評価基準は、スポーツ実績と各学科で目指す国家資格や分野への意欲等であり、各学科のアドミッション・ポリシーを強く反映している。STEPS においては、「チームワークとリーダーシップ (Teamwork & Leadership)」「対象者を支援する力 (Empowerment)」「自己実現意欲 (Self-realization)」にウェイトを置いて評価している。

社会人等特別入学選考試験

- ・ 社会人等特別入学選考試験は、これまでの社会活動や社会経験の実績を活かし、新たに保健・医療・福祉・スポーツ分野の専門職を志す社会人等を対象としている。試験は公募推薦入試と同様、全学統一の小論文試験（本学作成）に加え、各学部・学科の評価基準に基づく出願書類評価及び面接試験を取り入れ、全学共通及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーを強く反映している。社会人等特別入学選考試験は、小論文試験及び面接試験の評価にウェイトを置いているため、STEPS のうち、「チームワークとリーダーシップ (Teamwork & Leadership)」「対象者を支援する力 (Empowerment)」「問題を解決する力 (Problem-solving)」「自己実現意欲 (Self-realization)」について多面的・総合的に評価している。

一般入学選考試験

- ・ 一般入学選考試験（一般入試）は、「保健・医療・福祉・スポーツ分野の専門職に求められる基礎学力を身につけている学生」を受入れる入学者選抜と位置付けている。そのため筆記試験（作問業者作成）における評価を重視しており STEPS においては、「科学的知識と技術を活用する力 (Science & Art)」にウェイトを置いて評価している。本学では、試験科目や配点の設定等において各学科のアドミッション・ポリシーを反映する工夫を行っている。

大学入試センター試験利用入学選考試験

- ・ 大学入試センター試験利用入学選考試験は、一般入試と同様、「保健・医療・福祉・スポーツ分野の専門職に求められる基礎学力を身につけている学生」を受入れる入学者選抜と位置付けている。そのため大学入試センター試験時の成績（得点）を重視しており、STEPS においては、「科学的知識と技術を活用する力 (Science & Art)」にウェイトを置いて評価している。本学では、試験科目や配点の設定等で各学科のアドミッション・ポリシーを反映する工夫を行っている。

3 年次編入学選考試験

- ・ 本学では健康スポーツ学科、看護学科、社会福祉学科、医療情報管理学科の 4 学科において 3 年次編入学選考試験を制定している。本試験は専門学校や短期大学等での学びを基に更なる知識と技術の修得を目指す多様な学生を受入れるものであり、実施学科共通の出願書類評価に加え、各学科で異なる出願資格、選考方法、試験科目で実施し、各学科のアドミッション・ポリシーを強く反映している。

大学院入学選考試験

- ・ 修士課程においては、学内推薦、一般、社会人、国際貢献活動経験者等、外国人留学生の出願資格、博士後期課程においては、一般、社会人、国際貢献活動経験者等、外国人

留学生の出願資格がある。これらの評価基準は修士課程、博士後期課程共にアドミッション・ポリシーに基づき定められた選考方法、試験科目により入学選考試験を実施している。【資料 2-1-15】 【資料 2-1-16】

【自己評価】

- ・ STEPS で構成される全学共通及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が適切な体制のもと各試験区分において運用されていると判断した。
- ・ 学力の 3 要素や STEPS で構成される全学共通及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーと各試験区分における出願書類、面接試験、筆記試験における評価の整合性について検証しており、公正かつ妥当な方法によって各試験区分が運用されていると判断した。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

- ・ 過去 3 年間の志願者数はいずれの年度も入学定員を上回り、志願倍率は過去 3 年平均 3.9 倍を維持している。令和 2 (2020) 年度の志願者数 (志願倍率) は、全学 4,624 人 (4.2 倍)、リハビリテーション学部 1,198 人 (4.8 倍)、医療技術学部 1,590 人、(5.4 倍)、健康科学部 590 人 (2.5 倍)、看護学部 754 人 (7.0 倍)、社会福祉学部 300 人 (2.5 倍)、医療経営管理学部 192 人 (2.4 倍) である。また、過去 3 年間の入学定員に対する入学者の平均比率は、全学 1.05 倍、リハビリテーション学部 1.08 倍、医療技術学部 0.99 倍、健康科学部 1.08 倍、看護学部 1.00 倍、社会福祉学部 1.08 倍、医療経営管理学部 1.09 倍である。【資料 2-1-17】
- ・ 過去 3 年間の大学院研究科の入学定員に対する入学者の比率は、修士課程 (定員 40 人) で 0.85~1.23 倍の範囲であるが、令和元 (2019) 年度、令和 2 (2020) 年度はそれぞれ 1.23 倍と 1.03 倍と入学定員を満たしている。博士後期課程 (定員 10 人) においては 3 年間いずれも 1.20 倍であり、定員を満たしている。【資料 2-1-18】

【自己評価】

- ・ 全学及び全学部 (一部年度の一部学部を除く) において、適切な人数の学生を受入れていると判断した。
- ・ 修士課程においては、年度によって増減があるが、直近 3 年間の平均並びに令和元 (2019) 年度、令和 2 (2020) 年度は入学定員を確保できている。また、博士後期課程においては、十分に入学定員を確保できていると判断した。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 学部においては、これまで通りアドミッション・ポリシーを掲載して広く学外へ周知し、入学者数を維持することを目指す。なお、令和 3 (2021) 年度入試以降は大学入試改革に関する検討が予定されているため、学力の 3 要素を踏まえた STEPS で構成される全学共通及び各学部・学科のアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が適切な体制のもと各試験区分において運用されているかについてさらに検証を進める。

AO 入試（基礎教養重視型）を新たに導入したため、これまで同様に適切な体制のもと運用されているかについて検証を進める。（担当：将来計画ドメインⅡ）

- ・ 大学院においては、入学者数を維持する方策として、大学院進学説明会、公開講義等の開催を継続すると共に、奨学金制度等の修学支援制度をさらに充実させる。また、引き続き関係機関との連携を図りながら、適宜関連イベント等を開催し、本学学部卒業生及び社会人の受入れを中心に積極的に強化することに努める。（担当：将来計画ドメインⅡ、Ⅳ）

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

- ・ 学業不振の学生への学修支援体制として、各学科の学年担任あるいはゼミ担当、図書館・学習支援委員等が早期から当該学生の面談を行っている。教員はその原因に応じて、健康管理センターまたは学習支援センターを介して学生相談・学習相談を利用し対応することができる。相談内容によって図書館・学習支援課、学生課、教務課、就職センターと連携し、学科教員と職員が協働できる体制を整えている（図 2-1）。
- ・ 学修支援、学生支援に関する方針については学科長、学生課が確認し、総務会にて報告をしている。

【資料 2-2-1】

- ・ 学修支援内容については、入学前、初年次教育、学修支援と段階的に分けて適切に整備し運営している（表 2-2）。

図 2-1 精神的な問題及び学習面に問題を抱える学生支援体制

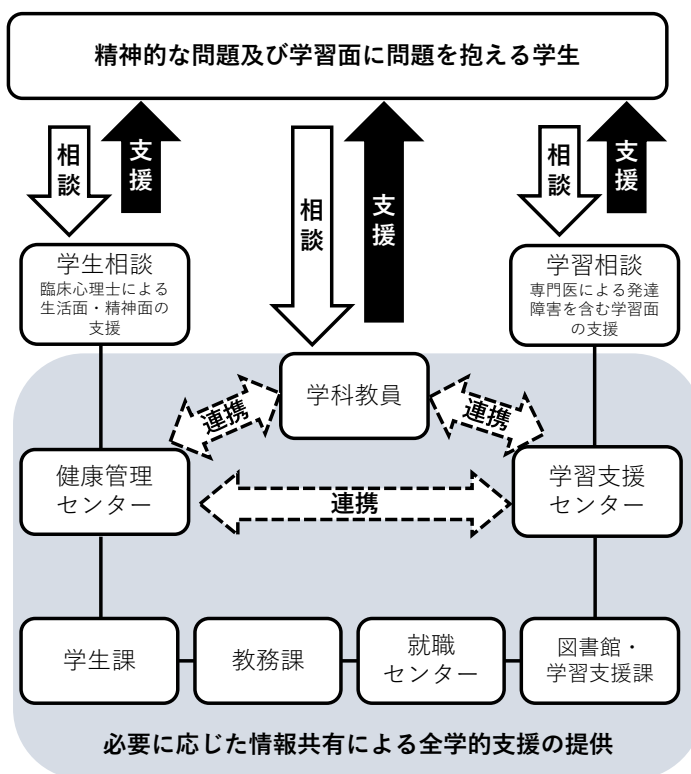


表 2-2 学修支援内容

	学習支援内容	関連部署
入学前教育	e-Learning システム 問題集の配布、回収 スクーリング 入学前セミナー リメディアル授業	教務課 教務課 教務課 学習支援センター 学習支援センター、教務課
初年次教育	入学オリエンテーション プレイスメントテスト 日本語教育 基礎ゼミ（履修指導、実践行動学、他） 情報処理 I（PC 操作、ソフトの使用法） 図書館オリエンテーション	教務課、各学科 学習支援センター、教務課 各学科 教育開発委員会、各学科 全学 図書館・学習支援課
学修支援	年次別オリエンテーション 履修指導 学習指導・補習動画配信 学習指導 学内実習・演習指導 国家試験・資格試験指導 学外実習オリエンテーション 臨床心理士講演会 実習先訪問指導 地域との交流（OSCE 等） 進学指導（修士課程）	教務課、各学科 教務課、各学科 学習支援センター（TA の活用） 各学科 各学科（TA の活用） 教務課、各学科 各学科 健康管理センター 各学科 各学科 各学科

入学前教育

- ・ AO 入試や推薦入試にて早期に入学が決定した対象者に対しては、入学前教育として e-Learning システム「株式会社ナスピア：BASIC.Study Camp（聴く・読むなどの基礎的な力を培う Web コンテンツ）」や「Remedial Courses（学内で設けている理数系科目の Web 学習コンテンツ）」の機会を提供している。また、新入生同士や教員との交流、模擬授業体験を中心としたスクーリングで、新入生の入学前の不安払しょく、学習意欲の向上に努めている。なお、令和 2（2020）年の「スクーリング」は、参加者数 634 人（令和元（2019）年は 513 人参加／121 人 参加増）と前年以上に多くの参加が見られ、新入生のモチベーションの高さが伺えた。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】
【資料 2-2-4】
- ・ 入学が決定した学生を対象に「入学前セミナー」も実施している。平成 25（2013）年度以降毎年 3 月に実施しており、内容は高校までの復習に加え、大学での専門的学びへの興味・関心を喚起するものとしている。令和 2（2020）年は感染症流行のため実施できなかったが、令和元（2019）年 3 月の「入学前セミナー」は延べ 971 人が受講し、セミナー受講を通じて新入生同士が交流する様子が見られた。受講者アンケートでは入学前の不安について尋ねる項目を設け、入学後の学習支援に役立てている。【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】
- ・ 理数系科目の入学前教育については、令和元（2019）年入学者まではドリルを配布して実施していたが、令和 2（2020）年度の入学者より、学習支援センターで配信されている Web 学習コンテンツ「Remedial Courses」へ切替える形を取り、Web 上で自

己学習を行える形を取った。「Remedial Courses」は、各科目・単元毎に講義動画の閲覧や小テストを Web 上で取組めることが可能なため、入学予定者は入学後に必要とされる基礎学力の向上に繋がられる。【資料 2-2-7】

初年次教育

- ・ 入学直後には各学科の指定する科目をもとにプレースメントテストを実施し、学生の基礎学力を測ることで、学生個々の苦手科目などを各学科で把握できる体制を設けている。プレースメントテストで学科の定める一定の得点に達していない場合は、学習支援センターで配信されている「Remedial Courses」を用いた自己学習のほか、学習支援センターで行われる補習セミナーへの参加を促す形を取ることで、入学後早期の段階で新入生が抱く学習不安を払しょくする様な取組みを行っている。【資料 2-2-8】
- ・ 初年次教育を充実させるため、開学以来、1年次前期に「基礎ゼミ」を開講し、大学生活、履修、学習、態度などに関することを少人数制クラスにて指導・支援している。また、学内の教育開発委員会内に部会として初年次教育検討部会を設置し、初年次教育に関わる各種検討、実施、振り返り、検証などを教員と職員が協働で行える体制を設けている。また、自ら積極的に相談しない受け身の要支援学生を早期発見するために、学習支援センターでは個別指導の利用を推奨する学生の抽出基準を設け、その基準に該当する学生データは半期毎に各学科に提供する体制を取っている。この抽出基準は半期毎に見直し、学生にとって適切な基準が保たれるよう配慮している。【資料 2-2-9】
【資料 2-2-10】

学修支援

- ・ 平成 23 (2011) 年度後期より、全ての学生が大学生活に適応し、快適でより充実した学習ができる学習環境を向上させることを目的に学習支援センターの業務を開始し、利用者数は年々増加している。現在は、数学、生物、物理、化学、日本語表現の基礎 5 科目を対象にした指導講師及び専属の事務兼コーディネーターを配置し、担当教員(学科教員)と共に学習支援業務を実施している(表 2-3)。また、学業不振の背景に発達障がいや精神障がい等の問題を抱えている場合もあるため、発達障がいを専門とする講師を招き、カウンセリングの側面も持ち合わせた相談業務を実施している。【資料 2-2-11】 【資料 2-2-12】

表 2-3 学習支援センターの利用の流れ

step1 : 学生と担当教員の面談	「指導前ヒアリングシート」を用い、学生が分からないと感じている講義についての面談を担当教員と学生で行う。担当教員は学生からのヒアリングをもとに、その講義に関連する高校までの履修科目(数学・生物・物理・化学)と範囲を決定する。
step2 : 学生・担当教員・ 指導講師で三者面談	学習支援センターにおいて学生・担当教員・指導講師の三者面談を行う。指導前ヒアリングシートと面談により、学生の到達目標と数学・生物・物理・化学・日本語表現の具体的な指導内容(範囲)を設定。
step3 : 指導開始	① 1回指導日：【pre test】実施(習熟度の把握) ② 2回～ : 指導計画に則る ③ 最終指導日：【post test】実施 正答率 8 割程度以上で指導終了。未達の場合はその範囲を再指導。 ※担当教員は指導講師と連携し、学生の指導状況や評価などの情報を共有。
step4 : 指導終了後面談	担当教員は学習支援センターでの指導後、分からなかった講義の理解度は上がったか、学生の学習状況は改善されたかなどについて事後面談で確認。

- ・ 学習支援センターでは、要支援学生に対し解剖学や運動学、統計学、臨床神経学に関するセミナーやワークショップ等を企画・設定し、必要な知識を習得するよう支援している。【資料 2-2-13】
- ・ 入学直後の生活環境の変化による不安や、臨床実習・国家試験・就職試験に対する不安感払しょくのため、臨床心理士による講演会を実施している。各学科からの要請に応じて学科、学年毎に適切なタイミングで設定しており、平成 27（2015）年の開始以来実施件数は増加している。受講アンケート結果からは、講演会が学生の不安軽減につながっていることが伺える。【資料 2-2-14】 【資料 2-2-15】

【自己評価】

- ・ 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制は、適切に整備・運営していると判断した。

2-2-② TA（Teaching Assistant）等の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明】

- ・ 平成 30（2018）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組みについて」の基本方針を定めた。障がいのある学生の相談内容に応じて、学生課が中心となり、必要かつ合理的な配慮を行っている。【資料 2-2-16】
- ・ オフィスアワーに関する項目をシラバス内に新たに設けるため、教育開発委員会と FD 委員会の協働でシラバスフォーマットの検討が行われ、平成 27（2015）年 11 月教務委員会にて承認された。平成 28（2016）年度以降は、オフィスアワーを明記したシラバスが作成され、学生相談の機会創出を図り、学習支援に繋げる取組みが継続して行われている。【資料 2-2-17】
- ・ 学部生に対して、演習科目及び実習科目等の学習効果を高めるために、本学大学院生から TA を採用して、TA の授業補助も加わったきめ細かな指導を行っている。また、TA 制度の更なる充実を図るため、令和元（2019）年 3 月に「新潟医療福祉大学ティーチングアシスタント取扱規程」の改訂を行い、採用人数の上限を 20 人から 30 人に引き上げた。【資料 2-2-18】
- ・ 学習支援センターが行っているセミナーやワークショップでは、TA 以外の多くの大学院生が講師として学部生をサポートしている。【資料 2-2-19】
- ・ 令和元（2019）年 11 月に GPA を利用した学部生による学習支援制度（ピアサポーター制度）を制定し、令和 2（2020）年度からの運用に向けて準備を開始した。【資料 2-2-20】
- ・ 令和元（2019）年 11 月に外国人留学生サポーター制度を制定し、本学に在学する学生が留学生に対して個別の課外支援活動を行うことで、留学生の学習・研究効果の向上に努めている。【資料 2-2-21】
- ・ 学業不振は退学、休学、留年といった学籍異動に繋がる傾向にある。学籍異動対策は全学的な取り組みにて行われているため、各学科で学籍異動数の目標値を設定し、目標値以下に抑えられるよう、各学科教員と各種委員会、事務局が協働し、学修支援、学生支援対策に当たっている。また、学籍異動数、目標達成率は総務会、合同教授会にて報告され、全教員、職員に周知している。【資料 2-2-22】 【資料 2-2-23】 【資料 2-2-24】

【自己評価】

- ・ 障がいのある学生の配慮、オフィスアワーの全学的実施、TA 制度の規程改訂、学部生による学習支援制度（ピアサポーター制度）の制定、学籍異動の対策等、学修支援の充実が図られていると判断した。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教育開発委員会をはじめとした組織的な体制をもとに、既存の学修支援内容を継続すると共に、「学修者目線」に基づいた学修支援内容の検討・振り返り・改善に繋げていけるような取組を継続することで方策を構築していく。（担当：将来計画ドメインⅢ）
- ・ 学部生による学習支援制度について、今後は、試験的運用を通して有効な方法を確立し、取り入れていく。（担当：将来計画ドメインⅢ）
- ・ 障がいのある学生の配慮について、今後は合理的配慮の規程策定、合理的配慮の学生への周知を強化していく。（担当：将来計画ドメインⅣ）
- ・ TA 制度により、演習科目や実習科目においてはきめ細かな指導ができていた科目もあるが、採用人数上限の引き上げによっても TA による補助がない科目も存在する。そのため、今後さらに検証する。（担当：将来計画ドメインⅢ）
- ・ 学籍異動の 3 要因を「スローラーナー（低成績）、メンタルヘルス、モチベーション」と位置付け、この 3 要因に着目しながら、これまで以上に教員と職員等の協働、情報を共有していく。（担当：将来計画ドメインⅢ）

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

- ・ 本学の大きな教育目標の一つに、国家資格やその他の資格の取得がある。資格の取得は学生の職業的自立に極めて有効であることから、この目標を達成するための教育課程が編成されている。また、教育課程の中には臨床実習・インターンシップが導入されており、学生は実習という形で職場体験を十分に積み、それによって職業的自立が促されている。さらに、教育課程外においても、各学科で資格試験対策講義や模擬試験等の支援体制が構築されている。
- ・ 教育課程外における学生の社会的・職業的自立に関する指導体制の一つとして就職センターを設置している。就職センターは各学科から選出された教員により構成される就職センター運営委員と事務局キャリア開発室職員（常勤職員 9 人）で構成され、就職を希望する学生に対してきめ細やかな就職支援を実施している。就職支援体制は、図 2-2 に示す。

図 2-2 就職支援体制



- ・ 就職センター運営委員会は毎月 1 回開催され、そこでは各学科の就職状況が詳細に報告され、情報を共有しながら未内定あるいは活動が遅滞している学生への対策を協議している。就職センター運営委員会で協議された内容をもとに、各学科では学生の就職に関する個別指導を行っている。さらに就職センターでは、複数学科にまたがる就職支援イベントや教員に対する就職指導方法の啓発事項等を協議して企画し、キャリア開発室で実施している。
- ・ 就職センターは、平成 28 (2016) 年度に拡張し、相談ブース 3 席、プライバシーに配慮した相談ブース 1 席、作業・資料閲覧用 32 席と学生が利用しやすい環境になり、病院・施設・企業の事業所案内やパンフレット、各自治体が発行した就職パンフレットを配備し、就職資料室として各種情報提供を行っている。また、キャリアカウンセラーや産業カウンセラーなど常勤の専門相談員が常駐し、就職活動相談、履歴書作成相談、模擬面接など学生相談に乗っている。【資料 2-3-1】
- ・ 就職センターでは、本学学生の取得可能資格や出身県、採用実績等を掲載したパンフレットを作成し、病院・施設・企業などの採用活動の時期に応じて、年 2 回求人票の送付依頼を行い求人情報の収集に当たっている。【資料 2-3-2】
- ・ 収集された求人票は職種別・地域別に分類し、就職センター内にファイリングすることで、学生がいつでも求人情報を閲覧できる環境を整えている。また、臨床実習等により長期間学外にいる学生に対しては、就職センターホームページ内に求人検索システムを設置し、学内と同様に求人情報を閲覧する機会を提供している。【資料 2-3-3】
- ・ 学生の最終学年の前学年において、無料職業紹介所としての求職登録と共に、進学・競技継続等のさまざまな進路を考えている学生との進路希望登録面談を全学生に実施している。登録された情報は、その後の相談記録、採用試験受験情報と共に「学生カルテ」上に記録して管理し、どの相談員が対応しても連続性をもった相談ができる体制としている。【資料 2-3-4】
- ・ 大学院生は、本学大学院の特性から有職者の入学が多く、修了後は現職復帰が大半であることから就職支援を必要としていない。職業経験のない者及び修了後に就職を希望する者に対しては、求職登録をさせることで、学部生と同様の支援を行っている。

- ・ 留学生に対しては留学生担当窓口を設置し、留学生向けガイドブックの配布や留学生対象就職ガイダンスの案内等を実施しているが、まだ求職登録の実績はない。
- ・ 公務員を希望する学生に対して、定期的に年 2 回の公務員ガイダンスを実施し、仕事や職種、採用試験スケジュール、準備と対策などをガイダンスしている。更に、希望する者に対しては、試験対策講座を企画、実施している。【資料 2-3-5】
- ・ 各種求人説明会は、一般企業を集め就職情報を提供する学内合同説明会のほか、それぞれ専門職に特化した学内合同説明会を各種開催し、学生の就職先の検討のための情報を提供している（表 2-4）。
- ・ 全学年の学生を対象に、学生生活や将来のキャリアに対して不安や悩みを持つ学生との専門職員による個別相談（キャリアカウンセリング）を実施している。また、低学年からのキャリア形成意識の啓発と記録のためキャリア形成支援講座を開講している。
- ・ 障がい等により就職活動や卒業後の就労に配慮が必要な学生に対しては、担当者間ケース会議を開催し、統一した対応を協議する場を設定している。【資料 2-3-6】
- ・ こうした教育課程内外のキャリア教育が学生にとって最良の職業選択に資することができるか、また、本学のキャリア教育により育成した本学卒業生の能力が事業所の求める能力と差異がないかを確認するため、「病院施設および一般企業 定着度調査」「病院施設および一般企業 満足度調査」を実施している。【資料 2-3-7】

表 2-4 求人説明会 開催状況

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
医療福祉施設求人説明会	参加施設数	120	100	91	93	95
	参加学生数	220	201	150	171	181
学内企業求人説明会	参加施設数	52	57	56	44	44
	参加学生数	252	160	90	189	205
「福祉施設・医療機関等」求人説明会	参加施設数	—	45	48	45	47
	参加学生数	—	92	120	174	151
義肢装具士求人説明会	参加施設数	27	25	31	39	42
	参加学生数	69	80	71	129	120

【自己評価】

- ・ 教員・職員の協働による教育課程編成あるいは教育課程以外の支援体制及び就職センター運営委員会とキャリア開発室との連携による就職センターの支援体制は適切に整備されていると判断した。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 定着度調査・満足度調査結果を全学で共有し、各種委員会においてそれぞれの分野における方策を検討し、本学のキャリア教育の向上を図る。（担当：将来計画ドメインⅣ）
- ・ 各学科及び全学で行われているキャリア支援について、これまで整備してきた内容をさらに強化する。（担当：将来計画ドメインⅣ）

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

生活支援・指導

- ・ 学生生活を快適に過ごせるよう、学生委員会による大学構内での挨拶の励行をはじめ、学内外でのマナー・ルールについて指導をしている。また、地区自治会との交流会を開催している他、地区住民からの大学に対する苦情対応とその解消について学生を交えて対策及び指導を行っている。【資料 2-4-1】 【資料 2-4-2】 【資料 2-4-3】
- ・ 通学については、最寄りの JR 駅より大学まで、定期的に無料バスを運行（通常時：7 時頃から 23 時過ぎまで運行、乗車時間約 20 分）し、土曜、休日に授業が行われる時にも授業実施時間に対応して運行している。【資料 2-4-4】
- ・ 平成 26（2014）年 4 月に、スクールバス及び公共の路線バス利用者の安全確保と周辺道路の渋滞解消を目的として、大学構内にバスロータリーを設置し、それに伴い正門前の市道に設置してあったスクールバス及び路線バス停を移設した。【資料 2-4-5】
- ・ 自家用車通学が約 4 割に達しているため、駐車場の整備を随時行い、現在は約 2,500 台の駐車を可能にしている。また、運転に不慣れな学生も多く、冬季には降雪や路面が凍結することもあるため、交通安全委員会主催にて学科・学年毎による交通安全講習会を実施している。【資料 2-4-6】 【資料 2-4-7】
- ・ 学内金融設備として、地区郵便局の協力を得てゆうちょ銀行 ATM を管理棟 1 階に設置し、学生の利便性を図っている。また、厚生棟 2 階のコンビニエンスストア（LAWSON）でも店内にローソン銀行 ATM が設置されている。
- ・ 学生の各種証明書の発行は、自動発行機を講義棟 1 階廊下に設置して、利便性を図っている。【資料 2-4-8】

生活安全指導

- ・ 学内での人身事故や急病、痴漢やストーカー、不審者などの事件犯罪、交通事故、火災や地震、漏水、設備機器等の異常、学外実習での不測の事態等は「学生便覧」に詳述すると共に、年度初めの各学年のオリエンテーションにおいて、学生部長より指導を行っている。さらに学生委員会では、毎年 1 年次学生に対して、薬物乱用防止講演会を開催している。【資料 2-4-9】 【資料 2-4-10】 【資料 2-4-11】
- ・ 自家用車通学学生と近隣住民の自家用車との交通事故防止を目的として、交通安全委員会では、平成 22（2010）年度から大学正門付近県道交差点への信号機設置の陳情を警察に対して毎年実施し、令和 2（2020）年に信号機が設置された。
- ・ 学生の保険については、正課中、行事中、課外活動中及び通学中に学生自身が不慮の事故によるケガを負ったときに備え、日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が加入している。また、学外実習時等に他人にケガを負わせたり、実習器具を壊したりして賠償責任事故が発生した場合に備えた「学生総合保

障制度保険」を入学時に加入するよう指導している。【資料 2-4-12】

健康管理

- ・ 健康管理センターでは、学内や病院実習での感染予防対策などを検討すると共に、インフルエンザをはじめとした感染への速やかな対応を行っている。また、学内でインフルエンザ予防接種を実施している。【資料 2-4-13】
- ・ 医務室には 1 人の看護師が常勤して対応している。部屋は講義棟の 1 階出入り口近くに在り、学生は利用しやすく、学務部も近いと連携しやすい環境にある。【資料 2-4-14】
- ・ 医務室の利用内容は、健康診断関係が最も多く、次いで内科系での利用が多い。運動実習時などでの熱中症など急を要する事態には医師が対応できるよう、医務室を診療施設として機能するようにしている。なお、病院での手当てを必要とする場合は、大学より自動車で約 10 分の協力病院と連携して対応している。【資料 2-4-15】
- ・ 精神的な問題を抱えている学生は増加傾向にあり、このような学生に対しては医務室と連携し、令和元（2019）年度は、心理相談の非常勤として公認心理師の資格も有する男女各 1 人の臨床心理士が週 3 回、学内で相談業務を行っている。また、精神科医師も隔週 1 回の相談業務を行っている（表 2-5）。【資料 2-4-16】

表 2-5 精神的な問題を抱える学生支援体制

名称	担当者	開室日数	開室時間
学生相談室	臨床心理士 2 人	週 3 回	11 : 00～17 : 00
	精神科医師 1 人	隔週 1 回	16 : 00～17 : 00
医務室	医師 3 人	週 5 回	8 : 30～17 : 00
	看護師 1 人		

- ・ 専用の学生相談室を管理棟の 1 階に設け、利用学生が他の学生の目を意識せず利用できるよう配慮している。【資料 2-4-17】
- ・ 平成 17（2005）年度に「大学敷地内禁煙」を宣言して以降、保健・医療・福祉・スポーツ分野の従事者を目指す学生自身の健康管理及び意識向上の指導をしている。【資料 2-4-18】

人権保護

- ・ 人権委員会が全学生及び全教職員に人権に関するリーフレットを配付したり、大学ホームページでハラスメントの相談窓口や規則・ガイドラインを公開し、ハラスメント防止に取り組んでいる。また、全学的な取り組みとして、各学科にてハラスメント相談に関するポスターを掲示することのほか、相談体制を整備している。【資料 2-4-19】
【資料 2-4-20】
- ・ 新潟市の協力により、人権委員会が全新生を対象としてセミナーを開催し、学生にデート DV に対する注意を促している。【資料 2-4-21】
- ・ 人権委員会が作成した「ハラスメント相談への対応マニュアル（教職員用）」を周知し、ハラスメント相談体制の向上を図っている。【資料 2-4-22】
- ・ 人権委員会が教職員向け及び管理職向けに研修を行い、パワーハラスメントの防止を促している。【資料 2-4-23】 【資料 2-4-24】

経済的支援

- ・ 本学の奨学金制度には、学部においては給付型として「新潟医療福祉大学奨学金制度」と「新潟医療福祉大学学資融資奨学金制度」がある。さらに、成績優秀者を対象とした特待生制度や強化クラブのスポーツ特待生制度による学費減免制度がある。【資料 2-4-25】
- ・ 大学院では、給付型として特別研究奨学金及び修学援助奨学金があり、学費減免型として修士課程学費減免特待生制度が制定されている。また、貸与型として無利子貸与奨学金が設けられている。【資料 2-4-26】
- ・ 留学生に対しては「新潟医療福祉大学私費外国人留学生授業料減免制度」を制定し、授業料減免を行っている。【資料 2-4-27】

強化指定クラブ活動支援

- ・ 本学が指定する 10 団体を強化指定クラブと定め、スポーツ・教育を通じた人材育成を目的に活動している。所属する学生は、本学が定める「新潟医療福祉大学スポーツ憲章」のもと、学業とスポーツの両立を軸に文武両道を目指し、部長、監督そしてスポーツ振興室と密な連携のもと学修支援等を行っている。【資料 2-4-28】 【資料 2-4-29】

課外活動支援

- ・ 学生の課外活動は、学友会に所属するクラブ・サークル活動を中心に活発に行われており、本学の教員がその顧問として相談や指導をしている。クラブ・サークル活動を通じて、個々の学生が学科以外の居場所を持つことで、多岐にわたる学生間の繋がりが学生生活の充実に結びついている。さらに学生委員会及び学生課の支援のもと、学友会が桃迎会（新入生歓迎イベント）、伍桃祭（学園祭）、スポーツ大会の企画運営を行っている。【資料 2-4-30】 【資料 2-4-31】
- ・ 平成 23（2011）年度より学生委員会及び学生課の支援のもと、県人会活動を行っており、現在 9 つの県人会が活動している。【資料 2-4-32】

福利厚生施設

- ・ 学生用福利厚生施設として厚生棟 1 階に食堂 396 席、2 階に食堂 78 席、第 2 厚生棟 2 階に食堂 294 席、第 3 厚生棟・第 6 研究棟 1 階に食堂 268 席、2 階に 576 席を設けていたが、学生数の増加に対応し平成 29（2017）年には第 9 研究実習棟 2 階に食堂 672 席を増設した。厚生棟 1 階は一部の強化指定クラブの要請により夕食の提供も行っている。【資料 2-4-33】 【資料 2-4-34】
- ・ 第 2 厚生棟の 1 階にはクラブ倉庫、多目的室、和室、ミーティングルーム、学友会室、男女更衣室、男女トイレ、給湯室を設置しており、学友会及び学友会加盟クラブが使用している。また、2 階に書店を誘致し、テキストや専門書籍の販売など、学生及び教職員の利便性向上を図っている。【資料 2-4-35】

学生寮

- ・ 平成 30（2018）年 4 月より、キャンパス内に学生寮「N-Village 伍桃」を開寮した。1 期では住居棟 13 棟 311 室を建設し、翌年の平成 31（2019）年 4 月には 2 期として、住居棟 13 棟 327 室を新たに建設した。また、寮生による学生寮組織として、4 つの委員会を組織・運営し、将来、QOL サポーターとして働くための基礎となる学修プログラムの開催、寮生活を通じた人材育成を実施している。【資料 2-4-36】

学生表彰

- ・ 在学中に「成績・人物が優秀な者」「課外活動で功績のあった個人または団体」「社会活動で顕著な功績のあった者」を卒業式にて表彰している。また、課外活動及び社会活動においては、年間で優秀な成績をおさめた者または団体に対して、毎年 6 月に学内にて表彰している。表彰者は学生表彰規程及び細則に則り、各学科、委員会より推薦された学生を副学長、学科長、教務委員会委員長、学生部長で構成された審査会で審議して決定している。また、学長賞として「特別に奨励される者」等を表彰している。【資料 2-4-37】
- ・ 大学院における学生表彰では、「成績・人物が優秀な者」を修了式にて表彰している。【資料 2-4-38】

編入学生への支援

- ・ 本学においては 4 学科で 3 年次編入生を受入れており、新入生オリエンテーションと 3 年次編入生オリエンテーション及び個別指導を行っている。【資料 2-4-39】

【自己評価】

- ・ 学生に対する生活支援や指導、生活安全指導、人権保護、福利厚生施設の充実、課外活動の支援、経済的支援について十分に行っていると判断した。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ インターネット、主に SNS の利用における諸注意、悪徳商法、投資の勧誘によるトラブルに学生が巻き込まれないよう、指導の充実を図る。（担当：将来計画ドメインⅣ）
- ・ 健康管理センター機能を充実させると共に、心身の問題を抱えた学生や学習支援を要する学生に対する総合的な学生支援センターの確立を目指す。（担当：将来計画ドメインⅣ）
- ・ 授業料未納に対する対策を事務局と教員が連携して、早期の対応を取れるような仕組みを検討する。また、奨学金の充実等、経済援助についても可能な限りの対策を講じる。（担当：将来計画ドメインⅣ）
- ・ 学生寮内での共同生活を行う上での生活マナー向上について、学生寮組織が率先して動ける仕組みづくりの確立を目指す。（担当：将来計画ドメインⅣ）

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

- ・ 本学は平成 13 (2001) 年度に 76,333 m²の校地、10 棟延べ 18,368.63 m² (機械棟含む) の校舎を取得し開学した。完成年度後に行った既設学科の定員増や新学科並びに大学院研究科の設置に伴い、新たに必要となる実習室や実験室、講義室などの施設設備を取得、それらと共に既存施設がより有効に使用できるようにするための改修工事などを行い、施設の拡充に努めている。【資料 2-5-1】
- ・ 現在の校地面積は 22 万 8,405 m²、校舎面積は 51,489.83 m²である。いずれも設置基準を上回っている。また、各学科が養成している専門職種の学校養成施設指定規則に定められている施設設備も完備している。【資料 2-5-2】
- ・ 平成 13 (2001) 年度に開学した当初の建築物について、劣化診断に基づき平成 23 (2011) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 5 年間にわたる計画的修繕を実施した。
- ・ 施設、設備、植栽など専門の業者と年間保守契約を締結し、定期的な点検、整備等を行っている。【資料 2-5-3】 【資料 2-5-4】

【自己評価】

- ・ 教育目的の達成のため、校地、校舎等の施設設備を適切に整備し、安全性を確保した上で有効に活用していると判断した。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【事実の説明】

- ・ 学科毎に教育目的を達成するための実習施設・設備を設置し、将来、各分野の専門職として活躍するための実践力を身に着ける教育を行っている。【資料 2-5-5】
- ・ 図書館機能の充実を図るべく、平成 28 (2016) 年度に図書館棟の改修工事を行い、図書館床面積を 1,399 m²から 2,083 m²拡大し、閲覧席数を 235 席から 396 席に増設を行った。また、図書館棟 1 階に学習支援センターを移設すると共に、ラーニングコモンズを設置し、学生の学修相談機能やアクティブラーニングを可能とする場としての整備を行った。【資料 2-5-6】
- ・ 図書館は 2,083 m²の面積に、約 13 万 5,500 冊の図書、1,500 種類の定期刊行物、2,500 点の視聴覚資料を所蔵し、8,500 種類の電子ジャーナル、30 種類のデータベースの利用が可能となっている。【資料 2-5-7】
- ・ 学内において無線 LAN によるインターネットアクセスができる環境を順次整備すると共に、中規模講義室の各座席には情報コンセントが設置されており、学生必携のパソコンを使用した授業に対応している。【資料 2-5-8】
- ・ 本学が契約するデータベースや電子ジャーナル、電子ブックを学外から検索・閲覧できるリモート・アクセスサービスを提供している。
- ・ 学内において自習スペースを確保するため、第 2 厚生棟 1 階の食堂、第 3 厚生棟 1 階の BC ホール、2 階の学生サロン、第 9 研究・実習棟 2 階の学生ラウンジを開放している。
- ・ 図書館の開館時間は平日 8:45~22:00、土曜日 9:00~17:00 となっている。また、

定期試験期間及び国家試験直前の12月～1月は日曜日も開館している。日曜日の開館時間は、平成28（2016）年から9：00～19：30に延長している。【資料2-5-9】

【自己評価】

- ・ 実習施設・設備は、新学科の設置や定員増に合せ適切に整備を行い、かつ有効に活用していると判断した。
- ・ 図書館は、十分な学術情報資料を確保しており、学習支援センターやラーニングcommons、BCホール、学生サロン、学生ラウンジを設置したことで、閲覧、自主学習だけでなく、より広範な活動の場として十分に利用できる環境を整備していると判断した。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

- ・ スロープの設置や自動ドアなど、学内施設はバリアフリーとなっており、車いすのまま入館できる。【資料2-5-10】
- ・ 学内の全ての校舎にエレベーター及び多目的トイレを設置すると共に、校舎付近には障がい者用駐車スペースを9台分確保しているため、身体の不自由な方でも利用しやすくなっている。また、敷地内のバス停から管理棟の受付まで、視覚障害者誘導用ブロックを設置して、目の不自由な方にも対応している。【資料2-5-11】
- ・ 突然の体調不良に備え、学内8か所に車いすを設置すると共に、同じく8か所にAEDを設置している。【資料2-5-12】
- ・ ノンステップバスを1台用意し、本学と最寄り駅間を毎便運行させて、車いすでも学バスを利用できるよう対応している。

【自己評価】

- ・ 学内の施設はバリアフリーに配慮していると共に、体調不良に備え車いすやAEDを設置しており、施設・設備の利便性に配慮していると判断した。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

- ・ 文部科学省の定める大学設置基準 第24条（授業を行う学生数）に基づき、授業を行うクラスサイズは、教務課で把握、評価し、適切に管理している。令和2（2020）年度の各科目群あるいは講義、演習、実験の形態で授業毎の学生数は違うが、講義における平均のクラスサイズは、基礎教養科目群は35人、保健医療福祉教養科目群が180人、保健医療福祉連携科目群が154人、専門基礎科目群が99人、専門専攻科目群が80人クラスである。また、1クラスあたりの受講学生数が多い場合は、各学科において2クラス以上に分けて開講する工夫を行っている。【資料2-5-13】

【自己評価】

- ・ 授業を行う学生数については、教育効果を十分上げられるように適切に管理されていると判断した。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 施設・設備に関わる大きな問題はないが、開学時に整備した施設設備の老朽化に対応する時期に差しかかっているため、検討委員会を発足して対応していく。（担当：将来計画ドメインⅠ、Ⅲ）

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・ 学修支援に関する学生の意見や要望をくみ上げるため、授業以外の時間で学生が自主的に利用する個別指導及び補習セミナーの利用者を対象にアンケートを実施している。これらの結果は、各学科から 1 人以上選出されている図書館・学習支援委員の教員と情報を共有し、学生の要望把握、分析に努めている。また、学習支援センターの指導教員とも情報を共有し、指導内容の改善に努めている。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】
- ・ 学生による自主的な個別指導利用履歴はデータベースに蓄積されており、定期的に学科教員に報告されている。これにより、多くの学生が躓きやすい科目の把握が可能となり、さらに個々の学生の指導の中で聴き取った意見・要望も教職員間で共有されている。

【自己評価】

- ・ 学修支援に対する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、収集した意見・要望に対して分析した結果を適切に活用していると判断した。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

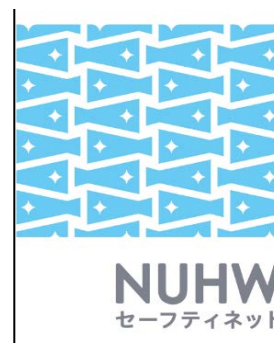
- ・ 学生が安全に大学生活を送ることができるように、健康管理センターによる NUHW セーフティネットを設置し、気軽に利用してもらうための周知を行った（図 2-3）。精神的な問題を抱えている学生をはじめ、経済的困窮を理由とした学費に関する相談等、様々な悩みや心配ごとを把握できるよう、相談窓口体制を充実させている。【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

- ・ 学生委員会では学生生活アンケートを実施し、学生の意見から学生生活の実態把握と課題改善に努めている。【資料 2-6-7】

【自己評価】

- ・ 心身に関する相談をはじめとする学生生活に対する意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、収集した意見・要望に対して分析した結果を適切に活用していると判断した。

図 2-3 NUHW
セーフティネットのロゴ



2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・ 学生委員会では学生生活アンケートを実施し、学生の意見をくみ上げ、分析をした結果を各学科の学生委員が各学科に、学生課は総務課や教務課及び図書館・学習支援課に情報を共有し、学生生活の実態把握と改善に努めている。【資料 2-6-8】
- ・ 管理棟 1 階の事務局前に「目安箱」を設置し、学生の要望をくみ上げ、その内容に応じて各担当部署で検討し対策を講じている。その内容は学生に掲示板で回答している。
- ・ 保護者会では、学生委員会が保護者へ開催の案内時に「はがき」を同封して意見を求めると共に、全学保護者会及び各学科保護者会において、保護者から直接意見を聞くようにしている。これらの結果は総務会、合同教授会に報告され、対応可能なものには対処し、可能性のあるものは検討し改善に努めている。【資料 2-6-9】

【自己評価】

- ・ 施設・設備等の学修環境に対する意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、収集した意見・要望に対して分析した結果を適切に活用していると判断した。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生生活アンケートの集計後、学生の意見を取り入れ改善していることを学生に周知し、より満足度の得られる効果的な方法を検討する。（担当：将来計画ドメインⅣ）
- ・ さらに健康管理センターの機能を充実させると共に、心身の問題を抱えた学生や学修支援を要する学生に対する総合的な学生支援センターの確立を目指す。（担当：将来計画ドメインⅣ）

【基準 2 の自己評価】

- ・ 本学の建学の精神である「優れた QOL サポーターの育成」のもと、STEPS で構成される本学の教育目的を踏まえ策定したアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜が適正な体制のもと運用されていると判断した。
- ・ 教員と職員等の協働による学修支援体制、校地・校舎等の施設設備は、適切に整備・運営され、安全性を確保した上で有効に活用されていると判断した。
- ・ 学修支援に対する学生の意見をくみ上げるシステムを適切に整備し、収集した意見・

要望に対して分析し、適切に対応していると判断した。

- 以上により、学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応については十分に対応していると判断した。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・ 本学は、平成 13（2001）年 4 月の建学以来、「優れた QOL サポーターの育成」を基本理念として教育を続けてきた。平成 29（2017）年 3 月には、学内で教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 ポリシーを「新潟医療福祉大学の教育方針」として策定した。【資料 3-1-1】
- ・ ディプロマ・ポリシーは大学及び大学院の他のポリシーと共にホームページ等で公表されている。特に学生に対しては、ディプロマ・ポリシーを大学のホームページ、新入生オリエンテーションと在学生の進級オリエンテーション、新入生に対してはさらに基礎ゼミを通じて学生に周知されている。本学（全体）と本学大学院のディプロマ・ポリシーは表 3-1 の通りである。【資料 3-1-2】
- ・ ディプロマ・ポリシーの英語版は、他のポリシーと共に平成 30（2018）年 2 月に「Diploma, Curriculum and Admission Policies of Niigata University of Health and Welfare, February 8, 2018」として完成させ、英語版ホームページ等で公表した。【資料 3-1-3】
- ・ ディプロマ・ポリシーの策定と見直しに当たっては、他のポリシーと共に大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に定める目的、大学学則第 6 条別表に定める学部及び学科毎の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、大学院学則第 5 条に定める修士課程と博士後期課程の目的を踏まえた。【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】
- ・ 本学では、優れた QOL サポーターになるための 5 つの資質・能力として「STEPS」を一貫した中心概念として掲げている。その概念の包括性を検証するため、教育目標分類における領域や文部科学省の提唱する学士力・学力の 3 要素との対照表を策定し、3 ポリシーと共にホームページ等で公表した。【資料 3-1-6】
- ・ 本学では、各専門分野の職種となるための資格試験等に合格することを最低限の目標としていることから、各学科の STEPS が各職種の業務指針などと整合性がとれているかどうかのマッチングを確認することにより、ディプロマ・ポリシーの妥当性を検証し、平成 31（2019）年 3 月に公表した。【資料 3-1-7】

表 3-1 ディプロマ・ポリシー（大学全体及び大学院）

優れた QOL サポーターの資質・能力		大学（全体）のディプロマ・ポリシー（卒業認定方針）	大学院のディプロマ・ポリシー（修了認定方針）
S	Science & Art 科学的知識と技術を活用する力	幅広い教養と自らの専門分野に関する高い科学的知識と技術を活用できる。	高度専門職業人または教育研究者として科学的知識と技術の基本を応用できる。
T	Teamwork & Leadership チームワークとリーダーシップ	多職種間連携の技能を活かし、対象者および他の職種と良好なコミュニケーションを図りながら、国際化した社会において職務を遂行できる。	専門領域における知識と技術、リーダーシップにより他領域の専門家との良好な関係を構築し、国際化した社会において効果的に職務を實踐できる。
E	Empowerment 対象者を支援する力	自らの職務を責任をもって遂行でき、人の多様な生き方を理解し、国際化した社会の一員として適切に対象者への支援ができる。	豊かな人間性と高潔な倫理観に基づき、国際化した社会の一員として対象者の価値観、自己決断力、自己決定権を尊重し、適切な支援をすることができる。
P	Problem-solving 問題を解決する力	科学的に評価された結果を他の職種からの情報と合わせて総合的に分析・考察し、得た結論に基づき対象者の問題を解決できる。	科学的に評価された結果を総合的に分析・考察し、得た結論に基づき、より有効に対象者の問題を解決できる。
S	Self-realization 自己実現意欲	保健・医療・福祉・スポーツに関する課題に広く関心を持ち、生涯を通じて、主体的・意欲的に学習できる。	教育研究活動または高度専門職業人としての実践活動を生涯を通じて主体的・意欲的に続けることができる。

【自己評価】

- ・ 建学以来の基本理念に基づき、学則に定めた人材養成に関する教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーは策定されており、広く適正に周知されていると判断した。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【事実の説明】

- ・ 学部の単位については、学則第 24 条（単位計算方法・メディアを利用した授業）に単位計算方法等が規定されている。大学院の単位については、大学院学則第 18 条（単位計算方法・メディアを利用した授業）により大学学則の規定を準用することが定められている。原則として講義科目は 15 時間を 1 単位、演習科目は 30 時間を 1 単位、実験・実習・特論等は 45 時間を 1 単位としている。これらの単位は、授業科目を履修し、その試験等に合格すると認定される。【資料 3-1-8】 【資料 3-1-9】
- ・ 成績評価における点数と評価区分の対応は、「新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則」に定められ、「学生便覧」等を通じて学生に周知している。【資料 3-1-10】
- ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、履修基準、卒業認定基準、修了認定基準等は「履修の手引き」に記載されており、新入生には冊子で配布されオリエンテーションで周知されている。2 年次以降は、大学ホームページから履修の手引きのデータをダウンロードしていつでも確認できるようにされている。【資料 3-1-11】
- ・ 各科目の成績評価の方法はシラバスに明示され、シラバスではそれぞれの科目がディプロマ・ポリシーの STEPS の各領域にどのような比重で位置付けられているのかが記載されている。【資料 3-1-12】

- ・ 学生が本学に入学する前の既修得単位等の認定については、学則第 29 条（第 1 年次入学者の入学前の既修得単位等の認定）の規定により、60 単位を限度として、申請が認められれば修得したものとみなし、単位の認定が行われる。3 年次編入学及び編入学・転入学・再入学の規定により入学が許可された者の既修得単位等の認定については、「新潟医療福祉大学第 1 年次入学者及び 3 年次編入学者の既修得単位等の認定に関する細則」により手続等が定められており、「学生便覧」で周知されている。【資料 3-1-13】 【資料 3-1-14】
- ・ 本学では、学外実習の履修基準に加え、Ⅰ、Ⅱなど順序性のある科目でⅡを履修するためにはⅠを修得していなければならない、あるいは次の年次の専門専攻科目の必修科目を履修するためには、それまでの必修科目等を修得していなければならないといった履修基準が各学科で設けられている。履修基準をクリアし、STEPS を獲得していく道筋は、視覚的に分かりやすいカリキュラムマップ等を通して学生に周知されている。【資料 3-1-15】 【資料 3-1-16】
- ・ 各学科の卒業要件は、学則第 42 条（卒業）において、学科毎に各科目群で修得が必要な単位数が定められており、「履修の手引き」等を通じて学生に周知されている。【資料 3-1-17】
- ・ 大学院修士課程については、「新潟医療福祉大学学位規程」第 4 条（修士の学位授与の要件）、第 6 条（修士及び博士の学位論文）、第 7 条（修士及び博士の学位論文の提出）で定められている。これらは、「学生便覧・履修の手引き（大学院）」に記載されており、授業科目及び単位数と共に院生に周知している。また、教育研究者プログラム、高度専門職業人プログラム、青年海外協力隊等プログラム毎の科目履修要件についても記載されている。【資料 3-1-18】 【資料 3-1-19】
- ・ 大学院博士後期課程においては、「新潟医療福祉大学学位規程」第 5 条（博士の学位授与の要件）、第 6 条（修士及び博士の学位論文）、第 7 条（修士及び博士の学位論文の提出）で定められており、修士課程と同様、授業科目及び単位数、科目履修要件と共に、「学生便覧・履修の手引き（大学院）」に記載され、周知している。【資料 3-1-20】 【資料 3-1-21】
- ・ 大学院の学位論文等の審査等と学位授与の審査については、「新潟医療福祉大学学位規程」第 9 条（審査委員会）～第 15 条（学位の授与）までに定められており、「学生便覧・履修の手引き（大学院）」にて周知している。【資料 3-1-22】

【自己評価】

- ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は適切に策定され、学生と院生に周知されていると判断した。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【事実の説明】

- ・ 本学では「新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則」に定められた事項に従って、単位認定等が厳正に適用されている。【資料 3-1-23】
- ・ 履修科目の単位認定基準の厳正な適用は、学生が科目を履修登録することから始まる。

履修登録していない場合、授業に出ているその科目の単位は認定されない。単位はその科目の試験等に合格すると認定されるが、授業への3分の2以上の出席がない場合、試験を受けられない場合がある。このことは「履修の手引き」を通じて学生に周知している。【資料 3-1-24】

- 定期試験の時間割は、前期、後期でそれぞれ、開始日の2週間前までに学生に周知し、履修登録した上で出席などの要件を満たした学生全員が公平に定期試験に臨めるようにしている。試験が公正に行えるよう、試験会場の座席指定や適切な人数の試験監督者の配置が行われている。定期試験の結果（合格、不合格、再試験該当等）は、科目毎に、履修登録した学生全員に対してポータルサイトを通じて公表される。成績（合格の場合、A+、A、B、C、不合格の場合、D等）は、次の学期開始日に（4年生後期の成績は卒業判定に先立ち）ポータルサイトで通知される。【資料 3-1-25】
- 成績に異議がある学生は、客観的な根拠と共に成績異議申立を行うことができる。【資料 3-1-26】
- 進級基準は、学外実習等の履修基準に含まれる科目の成績が不合格となった時点で、学科内で情報共有され、厳正に適用されている。
- 卒業認定は、各学科において卒業要件に基づき学生の取得単位を確認し、全学的な卒業判定会議を設けて承認を得ている。
- 修士課程の高度専門職業人プログラムにおける特定課題の審査に関しては、課題研究論文審査委員会による課題研究論文審査報告書と単位認定資料をもとに大学院修了判定会議で実施され、最終的に大学院委員会で承認されている。青年海外協力隊等プログラムの課題研究もこれに準じている。【資料 3-1-27】
- 修士課程の教育研究者プログラム及び博士後期課程の学位論文審査は、学位論文審査委員会による学位論文審査報告書と単位認定資料をもとに大学院修了判定会議で実施され、最終的に大学院委員会で承認されている。なお、学位論文審査員は、主査1人と副査2人で構成されており、修士においては副査2人のうち少なくとも1人は他分野から選んでいる。【資料 3-1-28】
- 学生の学修状況における成果の点検・評価として、本学では、平成16（2004）年度より学修成果を点検・評価することを目的としてGPA（Grade Point Average）制度を導入している。
- 学生はポータルサイトを通じて、自分のGPAを含む成績情報を随時確認できる。
- 本学はGPAを用いて特定の科目の履修者のうちで試験の合格者と再試験該当者の傾向分析を行うことにより、学修支援の体制づくり等に役立てている。

【自己評価】

- 単位認定基準や進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は適切に定められ、厳正に適用していると判断した。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

- 単位認定、卒業・修了要件など成績評価の基準をさらに点検し、GPAなどの活用状況を含め、それらの基準を見直し、適切な運用を継続する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・ 本学では、保健・医療・福祉・スポーツ分野の総合大学であるメリットを最大限に生かし、連携教育の実践、コミュニケーション力の獲得、海外研修・国際交流の推進、地域貢献活動と学生教育の融合、大学生活の充実といった教育活動を実現することを具体的な方針とし、各学科で教育目的が策定されている。カリキュラム・ポリシーは、これらの教育目的に従って策定されている。【資料 3-2-1】
- ・ また、本学は国家資格やその他の資格、教職免許を得ることも教育目標であることから、カリキュラムにはこれらに必要な必修科目や指定科目が各学科で設定されており、これらの科目の適切な配当学年、受講順序、履修条件、年次別履修科目の上限が定められている。【資料 3-2-2】
- ・ 全学的な教育課程の最近の変更は、平成 30 (2018) 年度の学部再編に伴って実施され、学則第 6 条 (学部) 別表に定められた各学科の教育の目的に従って、指定科目、科目の配当学年、受講順序、履修条件等の見直しが、カリキュラム・ポリシーに従って行われた。【資料 3-2-3】
- ・ 大学院においては、修士課程では保健・医療・福祉・スポーツ分野のプロフェッショナル、即ち大学や研究機関の教育・研究職として、あるいは高度専門職業人としての卓越した能力を育成することを教育の目的とし、院生の学ぶ目的に応じて「教育研究者プログラム」「高度専門職業人プログラム」「青年海外協力隊等プログラム」を設け、より専門的な教育を実現している。博士後期課程では、専攻分野において研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度な研究力、または高度な専門性を要する職業等に必要能力を養うことを教育目的とし、「心身機能学」「福祉人間工学」「地域・国際保健福祉学」の 3 領域を設け、学際的・総合的な視野で院生自らが研究の位置づけができるよう教育プログラムが編成されている。これらは大学院学則第 5 条に明記されている。【資料 3-2-4】 【資料 3-2-5】 【資料 3-2-6】
- ・ 大学院のカリキュラム・ポリシーは、これらの教育目的を踏まえて策定されている。
- ・ カリキュラム・ポリシーと共に、STEPS を獲得していく道筋を視覚的に分かりやすく表現したカリキュラムマップでも記載し、学生に周知している。【資料 3-2-7】
- ・ 本学 (全体) と本学大学院のカリキュラム・ポリシーは表 3-2 に示す。

表 3-2 カリキュラム・ポリシー（大学全体及び大学院）

優れた QOL サポーターの資質・能力		大学（全体）のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）	大学院のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）
S	Science & Art 科学的知識と技術を活用する力	基礎的知識と技術を修得するために 1 年次より保健・医療・福祉・スポーツ分野の教養・専門科目を配置する。学年進行とともに専門性の高い科目を配置する。知識の定着をはかるため学習支援センターで支援する。成果は国家試験・資格試験合格状況などで評価する。	高度専門職業人または教育研究者として必要な知識と技術を修得するために、共通科目の専門基礎関連の科目および各分野の特論科目を配置する。成果は履修科目の成績により評価する。
T	Teamwork & Leadership チームワークとリーダーシップ	専門職が連携・協働し、チームアプローチの一員として国内外を問わず活躍できるように協調性やリーダーシップを身につけるために他学科と合同で実施する科目や、2 年次の連携基礎ゼミ、4 年次には海外の学生とも連携する連携総合ゼミを配置する。成果は、連携総合ゼミの活動により評価する。	多職種間連携を図り、リーダーシップを発揮して職務を遂行する力を修得するために、共通科目の連携教育方法関連の科目を配置する。成果は履修科目の成績により評価する。
E	Empowerment 対象者を支援する力	対象者に共感し、支援できる素質を涵養するために保健医療福祉教養科目群や保健医療福祉連携科目群を配置する。全学年の学生に対しボランティア活動・地域活動を奨励する。成果は臨床実習で評価する。	対象者の価値観、自己決断力、自己決定権を理解し、適切に支援できる力を涵養するために、共通科目の専門基礎関連の科目および各分野の演習・実習科目を配置する。成果は履修科目の成績により評価する。
P	Problem-solving 問題を解決する力	論理的に議論する能力と、問題を総合的に分析し解決する力を高めるために専門科目やゼミ活動科目を配置する。2 年次からは学生が指導教員を選んで研究活動ができる UROP を配置する。4 年次には卒業研究を配置する。成果は卒業研究で評価する。	論理的思考力と問題を総合的に分析・考察して解決する力を高めるために、共通科目の研究方法関連の科目および各分野の特別研究の科目を配置する。成果は履修科目の成績により評価する。
S	Self-realization 自己実現意欲	将来計画を確認し優れた QOL サポーターとしての心構えを身につけ、入学前に書いた「私の夢」を実現するために 1・2・3 年次にそれぞれ実践行動学を取り入れたキャリア教育科目やさまざまな専門科目を配置する。成果は 4 年次に学生が執筆する「私の志」、就職率で評価する。	教育研究活動や高度専門職業人としての実践活動を主体的に取り組む意欲を強化するために、共通科目の国際保健医療学関連の科目および各分野の課題研究の科目を配置する。成果は履修科目の成績により評価する。

【自己評価】

- カリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて策定されており、学生に広く適正に周知されていると判断した。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

- 3 ポリシーは全て STEPS の枠組みを用いて策定されている。STEPS を獲得した到達点がディプロマ・ポリシーであり、そこまでの道筋を図で示したものがカリキュラムマップ、その道筋を言葉で表したものがカリキュラム・ポリシーである。【資料 3-2-8】

【資料 3-2-9】

- カリキュラム・ポリシーもディプロマ・ポリシーも、大学（全体）と大学院の大卒の

みならず、学部、学科それぞれの枠組みでも、各学科の教育目標などの特徴に対応して、深く詳細に策定されている。

- 各学科の教育目標には、国家資格やその他の資格、教職免許を取ることも含まれており、それらの試験の合格に必要な必修科目や指定科目の配置はカリキュラム・ポリシーと密接に関係している。従って、国家資格やその他の資格、教職免許の取得率の高さは、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を保証しているといえる。

【自己評価】

- STEPS を用いて全ての学部、学科に至るまでカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとを適切に関連付けて策定と見直しを行っている判断した。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

- 本学の教育課程は、全学共通の教育目的である「優れた QOL サポーターの育成」を実現するための STEPS に基づいたカリキュラム・ポリシーを踏まえて編成されている。それに加え、教育目標の一つである国家資格またはその他の資格を高い合格率で取得できるように工夫されている。【資料 3-2-10】
- その内容は各学科共に、基礎教養科目群、保健医療福祉教養科目群、保健医療福祉連携科目群、専門基礎科目群、専門専攻科目群の 5 つの科目群に大きく分けて設定され、各学科それぞれの学年毎の学習目標に応じて、学年を追うごとに基礎から応用へと段階的に専門知識を習得できるよう編成している。【資料 3-2-11】
- 平成 22 (2010) 年度より、UROP (Undergraduate Research Opportunity Program) (研究プロジェクト演習 I～VI) という担当教員の研究活動に参加しながら研究方法等を学んでいく科目を設けた。卒業に必要な単位数には含まれないが、本学では 1 年生後期以降の全学科の学生に自由科目として設定している。【資料 3-2-12】
- 学生が在学期間にバランスよくそれぞれの学年で十分な学習時間を確保し、授業内容を深く身につけられるよう、CAP 制に基づいた履修を指導している。【資料 3-2-13】
- 学部、大学院共にこれらのカリキュラム・ポリシーに基づいて、シラバスに「授業の概要」「授業の目的」「学習目標」「授業計画・学習の主題」「使用図書」「評価方法」「履修上の留意点」が共通書式で明記されている。このシラバスは各学科のオリエンテーションで学生に口頭で十分説明し、その内容が周知徹底されている。【資料 3-2-14】
- 卒業に必要な単位数は学則に定められているように学科によって異なり、124～129 単位以上となっている。その内、基礎教養科目、保健医療福祉教養科目、保健医療福祉連携科目群の卒業に必要な単位数は、合わせて 14 単位以上であり、これらは全学共通になっている。【資料 3-2-15】
- 大学院の教育課程は、修士課程、博士後期課程いずれもカリキュラム・ポリシーを踏まえて編成している。【資料 3-2-16】
- 修士課程では、大学院生の学ぶ目的に応じて設定されている教育研究者プログラム、高度専門職業人プログラム、青年海外協力隊等プログラムにより教育課程が編成され、

より専門的な知識が習得できる科目が設けられている。

- 高度専門職業人プログラム、青年海外協力隊等プログラムについては、専門知識の講義と現場での実習、双方向型の事例検討などの実践的科目を配置している。また、専門職間の相互理解を深め連携を強化するため、共通科目と4専攻12分野の特論科目を全院生が選択できるようにしている。【資料3-2-17】
- 学位論文作成に当たっては、本学作成の「学位論文作成マニュアル」という冊子を教員と学生全員に配付し、自然科学系研究方法論及び社会調査法の講義の中できめ細かい指導を行っている。さらに研究科共通で中間報告会を設け、研究内容、研究方法、結果解釈、プレゼンテーションについても細かく指導している。【資料3-2-18】
- 博士後期課程では、心身機能学、福祉人間工学、地域・国際保健福祉学の3領域に応じて教育課程が編成されている。【資料3-2-19】
- また修士課程、博士後期課程共に、社会人院生のために昼夜開講制や長期履修生制度を設け、単位を取得しやすく工夫している。【資料3-2-20】

【自己評価】

- STEPSに基づいたカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程が体系的に編成されていると判断した。

3-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

<教養教育の定義と卒業に必要な単位数>

- 本学では、「基礎教養科目群」と「保健医療福祉教養科目群」「保健医療福祉連携科目群」の3区分を合わせて広義の「教養教育」と定義している。その中で、卒業に必要な単位数は、学科により「基礎教養科目群」で6~7単位、「保健医療福祉教養科目群」と「保健医療福祉連携科目群」で合わせて7~8単位、合計は全学共通で14単位と設定している。なお、本学の教養教育担当組織は表3-3の通りである。【資料3-2-21】

表3-3 本学の教養教育担当組織

科目群	科目名	担当組織
基礎教養科目群	基礎ゼミ	教育開発委員会、教員
	情報処理Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	担当教員（医療情報管理学科所属）
	英語Ⅰ、Ⅱ、アカデミック英語Ⅰ、Ⅱ	担当教員（社会福祉学科所属）、非常勤
	韓国語、中国語、スペイン語、ドイツ語（それぞれⅠ、Ⅱ）	担当教員（社会福祉学科所属）、非常勤
	日本語表現法Ⅰ、Ⅱ	教育開発委員会、学科
	スポーツ・健康、スポーツ・実践	担当教員（健康スポーツ学科所属）
保健医療福祉教養科目群	28科目	教務委員会、科目担当学科
保健医療福祉連携科目群	チームアプローチ入門	新潟連携教育研究センター
	連携基礎ゼミ	新潟連携教育研究センター、全教員
	保健医療福祉連携学 保健医療福祉リスクマネジメント論 地域連携学 連携総合ゼミ	新潟連携教育研究センター、 複数学科教員

<教養科目の概要>

基礎教養科目群

(基礎ゼミと日本語表現法)

- ・ 「基礎ゼミ」は、大学生活への円滑な導入を目標としている。これを実現するために、少人数のグループに分かれ、演習等を通して、コミュニケーションの基礎能力の他、それぞれの専門分野を学習するのに必要とされる基礎的な技術や知識を習得する。具体的には、ゼミ別にテーマを設定し、その追究の過程において適切な情報収集の方法（図書館の利用方法を含む）やレポートの書き方等の基礎を学ぶ。また、各専門職におけるキャリアデザインについても取り扱う。【資料 3-2-22】
- ・ 日本語表現法科目は、「日本語表現法Ⅰ」と「日本語表現法Ⅱ」がある。「日本語表現法Ⅰ」では、高等教育を推し進めていく上で必要とされる「読む」「書く」「発表する」ことを中心とした日本語の文章作成能力の修得を目標とし、その能力の継続的向上を図る。本科目では、ディクテーション（聞き書き）、口頭発表トレーニング等を行い、情報を正確に記載する力や伝える力の向上を目指すと共に、レポートの書き方について学修する。「日本語表現法Ⅱ」では、Ⅰにおける学修をもとに、「読む」「書く」「話す」「発表する」ことを中心とした日本語の会話能力、発表能力の修得を目標とし、その能力の継続的向上を目指す。本科目では、文章読解及び要約トレーニング、情報理解トレーニング等を行う。また、レポートと論文との違いについて、いっそう理解を深める。【資料 3-2-23】

(情報処理)

- ・ 「情報処理Ⅰ」は、情報社会の倫理として情報利用者としてのモラルを含めた総合的な情報リテラシー教育を目的とし、現代社会の情報資源を適切に活用するために基本的な情報処理能力を習得する科目である。本科目で取り扱う学修内容は、ポータルサイト、E-mail、学内 LAN などの学内情報資源の基本的な使い方と Word、Excel、PowerPoint の基礎的な使い方であり、「情報処理Ⅱ」の学びへと繋げる。【資料 3-2-24】
- ・ 「情報処理Ⅱ」では、「情報処理Ⅰ」に引き続き、情報社会の倫理として情報利用者としてのモラルを含めた総合的な情報リテラシー教育を目的とし、現代社会の情報資源を適切に活用するために基本的な情報処理能力を習得する科目である。本科目で取り扱う学修内容は、各時間に提示する課題に沿ったファイル作成の演習を中心とし、Excel の基本操作、データの分析、グラフ作成、Word の基本操作、図表の取り込み、体裁のよい読みやすい文書作成、PowerPoint を応用するスキルを身につけるものである。【資料 3-2-25】
- ・ 「情報処理Ⅲ」では、「情報処理Ⅰ・Ⅱ」の学修をもとに、より発展的な内容を取り扱い、現代社会の情報資源を適切に活用するために基本的な情報処理能力を習得する。具体的には、①「情報処理Ⅲ（初級）」においては、表計算技能試験 3 級の合格レベルの操作、関数を習得し、一般社会における情報資源の整理・活用スキルを獲得し、②「情報処理Ⅲ（中級）」においては、表計算技能試験 2 級の合格レベルの操作、関数、マクロを習得し、情報資源の高度なデータ分析スキルを獲得する。【資料 3-2-26】 【資料 3-2-27】

(英語教育)

- ・ 「英語Ⅰ・Ⅱ」（1年次）、「アカデミック英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（2～4年次）を行っている。

- ・ 国際的な活動の推進やそれぞれの専門性の強みとなる英語力の向上を期待して、1年次から4年次まで継続的な英語教育が可能となるような科目を設定している。1年次の必修科目では保健医療福祉に関連する教材を用い、習熟度別少人数クラスでの授業を実施している。2年次以降の専門科目では、ライティング、プレゼンテーション、論文講読、専門領域での学びと連動した授業など、今後の研究活動や各領域での専門性を高めるための内容で実施している。【資料 3-2-28】

(教養体育科目)

- ・ 「スポーツ・健康」（必修）と「スポーツ・実践」（選択）は全学科の学生が履修できる。
- ・ 「スポーツ・健康」の科目は、運動・スポーツを通してQOLを支える優れた人材を育成することを理念に掲げ、車椅子バスケットボール等の実践を通し、①自らの身体について正しく理解できるようになるために、健康科学に関する基礎的な知識を理解する、②保健・医療・福祉・スポーツ分野の専門職に必要なとされる体力を養成できるようになるために、適切な運動方法を身につける、③運動・スポーツの文化的価値を認識できるようになるために、多様なスポーツ活動に取り組む、といったことを目指している。【資料 3-2-29】
- ・ 「スポーツ・実践」の科目は、「スポーツ・健康」に引き続き、保健・医療・福祉・スポーツ分野の専門職に必要なとされる体力を養成できるようになるために、適切な運動方法を身につける。加えて、生涯にわたり、自身に適した運動・スポーツを継続して楽しめるようになるため、多様な種目を通して、より質の高い実践力を育む。【資料 3-2-30】

保健医療福祉教養科目群

- ・ 本学の特色である保健医療福祉教養科目群の全 28 科目の調整を教務委員会で行っている。各科目は、一部を除いて学内の専任教員が担当教員となり、多くの科目で複数クラスを開講し学生の受講の希望に応じている。例えば、「一次救命処置法」では、除細動器（AED）の使用法や人工呼吸、心臓マッサージを学ぶ。この科目は選択科目であり、新潟市消防局長が認定する応急手当指導員の資格を有した教員が講義を担当しており、単位を取得した学生は同消防局長認定の普通救命講習Ⅰの資格を取得できる。（看護学科及び社会福祉学科では専門科目内で実施している。また健康スポーツ学科では、「救急法実習」という科目で日本赤十字社の専門職員から指導を受けた認定専門講師により授業を実施している。）平成 30（2018）年度には合計 194 人、令和元（2019）年度には合計 196 人が修了した。【資料 3-2-31】 【資料 3-2-32】

保健医療福祉連携科目群

- ・ 「チームアプローチ入門」（1年次後期、リハビリテーション学部のみ必修、他学部は選択）、「連携基礎ゼミ」（2年次後期、必修）、「保健医療福祉連携学」（3年次前期、選択）、「地域連携学」（3年次後期、選択）、「連携総合ゼミ」（4年次前期、選択）が配置されている。2年次以降の科目は学科混成のクラスで行われる。
- ・ 2年次の「連携基礎ゼミ」では他学科の学生との混成チームでお互いに自分以外の他の職種について調べ各職種の業務や役割等について発表することと、一つの研究テーマを共同で調査し発表するという 2つの課題について学習する。この課題を遂行する過

程において他学科学生と相互に交流し、協力することで、チーム医療の一員として問題解決の基礎を養うことを目標にしている。【資料 3-2-33】

- ・ 1年次の「チームアプローチ入門」では専門職連携とは何か、保健医療福祉における連携の意義について学び、自分以外の職種に関心を持つことができる。3年次の「保健医療福祉連携学」では専門職連携のための理論や歴史を学び、実践家による講義や提供された事例をもとにグループワークを行う。チームで模擬ケースカンファレンスを実施し、対象者中心の支援の在り方を体験的に学んでいく。同じく3年次の「地域連携学」では多学科の学生が地域包括システムや保健、医療、福祉の様々な制度の実際を直接地域の施設を訪問し体験的に学ぶ。多職種で編成されたチームで体験学習とグループワークを通して地域の保健医療福祉のあり方について考える。【資料 3-2-34】
- ・ 4年次の「連携総合ゼミ」は連携科目の集大成の科目として位置づけられ、実際の現場をイメージし、様々なケース（モジュール）を使用して対象者のQOL向上を目指した支援策を多職種のメンバーで検討し、発表を行う。【資料 3-2-35】

【自己評価】

- ・ 教養教育が体系的に実施されており、基準 3-2-④を満たしていると判断した。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

<教授方法の改善を進めるための組織体制の整備と運用>

- ・ 教育資質を向上し、教員教育開発の基盤整備を図ることを目標に、FD委員会が組織され、SD推進委員会や大学院FD委員会と連携して活動している。【資料 3-2-36】【資料 3-2-37】【資料 3-2-38】
- ・ 学生教育開発を適切に推進することを任務として、教育開発委員会が組織され、教務委員会やFD委員会と連携して活動している。【資料 3-2-39】

<教授方法の工夫・開発と効果的な実施の具体例>

「連携総合ゼミ」による連携教育

- ・ 「連携総合ゼミ」は、本学全体のカリキュラム・ポリシーの「チームワークとリーダーシップ」にあるように、「専門職が連携・協働し、チーム医療・チームアプローチの一員として国内外を問わず活躍できるよう協調性やリーダーシップを身につける」到達点として4年次に配置された全学共通の選択科目で、ゼミナール方式の少人数授業である。【資料 3-2-40】
- ・ 新潟連携教育研究センターでは、本学の開学時のカリキュラム以来、「連携総合ゼミ」の教授方法の工夫・開発を重ね、効果を検証してきた。
- ・ 1つのゼミの学生は、複数の学科から本人の希望も考慮して6~10人程度で構成されるが、よりきめ細やかな指導の充実を図るため、教員は担当教員1人以外に複数名・複数学科の教員が協力教員として自発的に指導に参加していて、1つのゼミを複数の教員で指導している。
- ・ 主に新しい協力教員を対象に、授業の開始に先立ち、ファシリテーター養成講座を毎回開催して、質の高い授業を実現するための人材育成を継続して行っている。【資料

3-2-41】

- ・ 参加学生に対しては、授業開始の 1 か月前に詳細なオリエンテーションを受け、ゼミの指導教員とも顔合わせし、授業開始までの事前学習をゼミのメンバーの間で取組むことを促進している。【資料 3-2-42】
- ・ 大学間の連携協力により、「連携総合ゼミ」には県内の複数の大学からも学生と教員の参加があり、さらに海外の複数の大学からも毎年学生と教員の参加があり、学生に社会や異文化との交流を促進することで、自分の生き方を切り開く力を身に付けるための機会を提供している。【資料 3-2-43】
- ・ 授業の教材は、文部科学省の支援プログラムにより 5 大学で共同開発した連携教育のための「モジュール」31 事例を本学のホームページ上に公開しており、そこから選んだ事例もしくは担当教員が新たに開発した事例を用いることができる。
- ・ 海外からの参加者と同じゼミの本学の学生は、外国語での確に意思疎通を図る能力を授業の中で向上させることができ、その成果を、発表資料を英語と日本語両方で作成したり、発表を英語で行ったりすることで他のゼミの学生と成功体験を共有することができる。海外からの参加者にとっては、他のゼミの発表が日本語である場合には内容が理解できないことを考慮し、発表内容が同時通訳で聴け、英語での質問も通訳を通してできるように配慮され、参加者全体の異文化交流を促進している。また、オリエンテーション資料の英語版も配布され、全ての発表ではデュアルスクリーンに英語のスライドと日本語のスライドを同時に映せるように配慮している。【資料 3-2-44】
- ・ 授業の期間中には、同窓会のメンバーによる本学訪問日があり、多職種のチームで各ゼミの教室を巡回し、学生が本学卒業生から意見を聞ける機会を設けている。「連携総合ゼミ」の授業の成果は、授業開始前（オリエンテーション時）と授業終了時のアンケートにより評価されている。【資料 3-2-45】

シミュレーション教育

- ・ 本学全体のカリキュラム・ポリシーの「問題解決力」の到達目標は、各分野の専門職となるための基本的な実践力の修得並びに専門資格の取得であり、各学科のカリキュラムには学外実習の科目が配置されている。看護学科では、メディカルシミュレーション教育センターを学内に持ち、コンピュータ制御により、小児・成人・妊婦などの対象別の特徴や体温・呼吸・脈・心拍などのバイタルサインを意図的に再現できる高性能シミュレーターを設置している。学生は、これらのシミュレーターが再現する様々な症状に対する、必要な看護を考え、繰り返し実践することで、判断力を養い対象者に合わせた看護実践力を学ぶ。さらに、高性能シミュレーターを用いた模擬病室での学習の様子は、別室のモニターでリアルタイムに見学することができる。また、録画・録音が可能のため、学生は振り返り学習を行い、自らの課題を確認し、必要な知識・技術を磨くことができる。【資料 3-2-46】
- ・ 救急救命学科では、救急車への搬入から病院到着までの一連の活動を実践的に身につけるため、救急車内を再現したカットモデル（8 台）を配置し、臨場感のあるよりリアルな環境で学ぶ。交通事故を想定した救急事案について、実際の車両を使用することで事故現場を再現し、現場での安全管理や傷病者の救出方法などについて実践的に学ぶ。実際の救急車を使用し、狭い車内環境や走行中の揺れを体験しながら、病院到着

までの活動を学ぶ。また、救急車及び車両関係機材の扱い方などについても実践的に学ぶ。【資料 3-2-47】

- ・ 理学療法学科や健康栄養学科、看護学科では、地域住民や現場で活躍する専門職を模擬患者として、学外実習に出るための臨床技能の修得が十分であることを客観的に評価するための OSCE（客観的臨床能力試験）などを学内で実施している。【資料 3-2-48】

メディア授業と ICT の活用

- ・ 学生が、自分の理解度に応じていつでも何回でも講義を受講できるようにすることで、教室における対面授業を補完し、学生の深い理解を促すことができる。本学では学則を変更し、ガイドラインを作成し、メディア授業の運用を開始している。【資料 3-2-49】
- ・ 授業の効果的な実施のため、本学と本学大学院で活用している ICT を表 3-4 に示す。

表 3-4 新潟医療福祉大学及び大学院で活用している ICT

名称	種類と機能、特徴
e-Campus	Learning Management System (LMS) (Moodle を採用)
manaba	LMS とポートフォリオ (クラウド型教育支援システム)
ポータルサイト	学生の履修登録、シラバス閲覧、課題提出、成績や GPA の確認、授業評価など、教員のクラス出席確認、採点登録、授業評価へのフィードバックなど
G Suite for Education	Gmail やオンラインストレージなどを含んだ Google の ICT 教育のためのツール
Microsoft 365	定番の Word、Excel、PowerPoint などに、同時双方向のメディア授業が可能な Teams なども含めたサブスクリプション
Cisco Webex	オンライン会議システム (大学院専用)
その他	Zoom (オンライン会議システム) など (学科単位で導入)

【自己評価】

- ・ 教授方法の工夫・開発が具体的に行われており、さらに改善を進めるための組織体制が整っていると判断した。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ メディア授業を含め、教育の質を保証するために検証を行い、方策を検討する。(担当：将来計画ドメインⅢ)

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

- ・ シラバスでは、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連性の深さを、STEPS のそれぞ

れに対して3段階（3区分）の記号で明示している。本学のディプロマ・ポリシーはSTEPSに基づいていることから、この点検方法により学生は一つひとつの科目の単位修得がSTEPSのどの要素の学修成果となるのかを認識できる。【資料3-3-1】

- 学生の学修状況における成果の点検・評価として、本学では、平成16（2004）年度より学修成果を点検・評価することを目的としてGPA（Grade Point Average）制度を導入している。大学として、GPAを学修支援に役立てている他、奨学金や卒業時の成績優秀者表彰の選考においても参考にしている。【資料3-3-2】
- 学生の資格取得状況における成果の点検・評価として、本学では教育目標の一つである国家資格等の合格率を重要な指標としている。過去3年間の国家資格等の合格率は、ほぼ全ての資格で全国平均の合格率より高い合格率を維持している。【資料3-3-3】
- 学生の就職状況における成果の点検・評価として、本学では就職率を重要な指標としている。【資料3-3-4】
- 学生の意識調査、卒業時の満足度調査では、平成31（2019）年3月の卒業生と前年度（2018年3月）の卒業生を対象としたアンケート結果を比較すると、「学科のカリキュラムはディプロマ・ポリシーに近づくために適切だったか」の設問に対し、「適切だった」「概ね適切だった」と回答した卒業生の割合は、有意に増加し、改善が認められた。【資料3-3-5】
- 就職先の企業アンケートは、学修成果の中期的なアウトカムの評価となるため、本学ではキャリア開発室が担当となり、継続して行ってきた。アンケートでは「病院施設および一般企業 定着度調査」と「病院施設および一般企業 満足度調査」を実施し、STEPSの枠組みを用いて、就職先で求める能力の重要度とこれまで採用された本学の卒業生の印象とを比較する分析等を行うという評価方法を運用している。【資料3-3-6】
- 大学院修了生に対しては、修了生アンケートを実施し、学修成果を点検している。【資料3-3-7】

【自己評価】

- 学生には各科目の学修成果をSTEPSに基づいたディプロマ・ポリシーとの関連性の深さで明示しており、GPAや国家資格等の合格率、就職率、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケート等を実施し、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価していると判断した。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

- FD委員会と学務部教務課が中心となり、授業評価を実施している。授業評価は、オムニバス以外のすべての科目に対して実施することになっており、最終授業終了後に学生はポータルサイトを通じて質問の解答欄と自由記入欄にそれぞれ回答する。授業評価の分析結果は全学に公開されている。担当教員は学生の自由記述コメントに対して早めに学生へフィードバックし、授業の改善に結び付けている。【資料3-3-8】
- 授業評価の回答率は、マークシート方式からポータルサイトでの回答への移行時期で

あった平成 30 (2018) 年度と完全にポータルサイト方式となった令和元 (2019) 年度を平均して、前期で 74.0%、後期で 69.6%であった。【資料 3-3-9】

- ・ 毎年度卒業時に実施する卒業生アンケートは、平成 30 (2018) 年度までは自記式であったが、令和元 (2019) 年度からポータルサイトを通じて行なっている。アンケートの回答は、各学科でフィードバックや今後の教育内容や方法、学習指導等の改善のため分析し、役立てている。【資料 3-3-10】 【資料 3-3-11】
- ・ 大学院修了生に対しては、修了生アンケートの結果を分析し、学修成果を点検している。【資料 3-3-12】

【自己評価】

- ・ 学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学習指導の改善にフィードバックしていると判断した。

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ ディプロマ・ポリシーを踏まえて卒業を認定した卒業生が社会に出てどのように活躍しているかについて、就職先への調査を含めて今後も調査を継続し、結果を点検・評価、フィードバックし、カリキュラム・ポリシーを見直し、教育内容・方法及び学修指導等の改善に結び付ける。(担当：将来計画ドメインⅢ)

【基準 3 の自己評価】

- ・ 教育目的を定め、それを実現するための方策として 3 つのポリシーを策定し周知している。その中でも特に、単位認定や卒業・修了の認定基準等を明確に定め、厳正に運用している。また、教養教育を適切に実施し、教育効果を重視した教授方法の工夫・開発に継続的に取り組み、成果を上げている。学修成果の点検・評価は、就職先への調査も含めて、ディプロマ・ポリシーを踏まえて卒業・修了を認定した責任を果たすため、点検・評価を継続している。以上により、基準 3 「教育課程」について基準を満たしていると判断した。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

【事実の説明】

- ・ 本学は、学則第 7 条第 3 項に「学長は、本学の校務についての最終決定権を有する」と定め、学長は大学の意思決定と大学運営の責任者であることを表している。また、学則第 7 条第 4 項に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定め、「教育」「研究・産官学連携」「地域連携」「同窓会・生涯学習」「国際交流」「強化スポーツ」を担当する副学長を置き、学長の補佐体制を整えている。【資料 4-1-1】 【資料 4-1-2】
- ・ 学則第 9 条に「本学に、総務会を置く」と定めており、総務会は、全学的な重要事項についての審議機関であり、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長及び法人を代表する職員をもって組織されている。【資料 4-1-3】
- ・ 総務会は毎月 1 回開催しており、学長が構成員を招集して議長となり、経営、組織、人事、学則・規程の制定及び改廃に関することなど、大学運営全般に関する重要事項の審議、決定が学長のリーダーシップの下に行われている。【資料 4-1-4】
- ・ 前学長は学内メールを利用して年 6 回定期的に「学長室から」を発信し、学長の考えや大学に関する情報などを教職員に伝えている。また「学長ホットライン」を敷いて、教職員から大学運営に関する意見や提案を汲み上げている。【資料 4-1-5】
- ・ 学長は年度当初の総務会や合同教授会で「学長マニフェスト」を発表し、教職員に当該年度の目標を明確に伝えている。【資料 4-1-6】
- ・ 現学長は令和 2（2020）年 4 月の就任直後より、大学方針について学長メッセージとして明確にし、学内外へ発信している。【資料 4-1-7】

【自己評価】

- ・ 大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則が整備され、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップを発揮するための体制が構築されていると判断した。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

- ・ 学長を補佐する体制として前述で示した通り担当副学長が配置されており、副学長は本学の使命、目的達成のために学長の命を受け、担当領域を統括し、指揮をとっている。
【資料 4-1-8】 【資料 4-1-9】
- ・ 前述で示した通り総務会については大学学則第 9 条において、構成員や審議事項が規定され、権限や責任が明確になっている。【資料 4-1-10】
- ・ 大学院委員会は大学院の重要事項を審議する機関であり、本学大学院学則第 10 条において構成員や審議事項が定められており、権限や責任が明確になっている。その構成員は学長、研究科長、専攻長、分野長、法人事務局長、大学事務局長、法人企画調整部長であり、大学院委員会では大学院運営全般に関する重要事項や研究科委員会や各種委員会からの提案事項について審議され、審議結果は総務会へ提案し、研究科委員会へも報告している。【資料 4-1-11】 【資料 4-1-12】
- ・ 本学には合同教授会を設置し、学長が掲げる教育・研究に関する重要事項について審議を行い、審議した結果を学長に意見として述べている。【資料 4-1-13】
- ・ 合同教授会は教授だけでなく講師以上の専任教員を構成員とし、助手・助教もオブザーバーとして出席することができ、1ヶ月に1回開催され、その議事録は全構成員に周知され、フィードバックを受け付けている。【資料 4-1-14】
- ・ 大学院には研究科委員会を設置し、教育研究に関する事項について審議を行い、学長等の求めにより、その審議結果を意見として述べている。【資料 4-1-15】
- ・ 研究科委員会は学長、研究科長、大学院担当専任教員を構成員とし、1ヶ月に1回開催され、その議事録は全構成員に周知され、フィードバックを受け付けている。
【資料 4-1-16】
- ・ 総務会、大学院委員会、合同教授会及び研究科委員会の下には各種委員会を設置し、各種委員会規程によって構成員や審議事項が定められており、役割・権限と責任も明確に示されている。【資料 4-1-17】

【自己評価】

- ・ 担当を明確にした副学長の配置、各種会議における役割・権限が明確に定められており、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築がされていると判断した。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

- ・ 大学事務を統括する事務局長のもと、総務部、経理部、学務部、入試広報部、人事課、スポーツ振興室、図書館・学習支援課を配置している。【資料 4-1-18】
- ・ 本学の職員の配置と役割については、「事務組織規程」により、事務局の組織、大学事務局の職務分掌を定め、各事務局職員の役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。【資料 4-1-19】
- ・ 各種委員会や会議には事務局職員が配置され、委員会事務を担当すると共に、必要に

応じて意見を述べ、教員と一体となって本学の教育研究の向上を図っている。【資料 4-1-20】

【自己評価】

- ・ 事務局の部署毎に役割が明確になっていると共に、適切に職員は配置され、委員会での協働など教学組織と密接に連携していることから、教学マネジメントの機能性は構築されていると判断した。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も引き続き、学長のリーダーシップのもと、全学の意思統一を図り、教育研究活動を推進する教学マネジメントの機能性が十分に発揮できる体制を維持する。また、事務組織については、毎年必要に応じて組織の見直しを行い、教育の課題に迅速に対応する体制を行うようにする。（担当：将来計画ドメイン X）

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

教員の配置

- ・ 学部における設置基準上の必要専任教員对本学の専任教員の現在数の関係は、理学療法学科（10：35）、作業療法学科（8：11）、言語聴覚学科（8：13）、義肢装具自立支援学科（8：10）、臨床技術学科（9：18）、視機能科学科（8：11）、救急救命学科（8：14）、診療放射線学科（9：16）、健康栄養学科（8：18）、健康スポーツ学科（12：45）、看護学科（13：26）、社会福祉学科（14：23）、医療情報管理学科（14：18）となっており、いずれも設置基準を満たしている。また指定規則に定められている専任教員要件についても指定基準を満たしている。【資料 4-2-1】
- ・ 専任教員 1 人当たりの在籍学生数は、理学療法学科 15.2 人、作業療法学科 16.5 人、言語聴覚学科 13.4 人、義肢装具自立支援学科 16.9 人、臨床技術学科 21.6 人、視機能科学科 17.4 人、救急救命学科 15.2 人、診療放射線学科 16.6 人、健康栄養学科 9.4 人、健康スポーツ学科 19.2 人、看護学科 15.7 人、社会福祉学科 22.4 人、医療情報管理学科 19.8 人である。
- ・ 大学院における設置基準上の必要専任教員（研究指導教員及び研究指導補助教員）对本学の専任教員の現在数の関係は、保健学専攻（12：49）、健康科学専攻（12：40）、社会福祉学専攻（6：7）、医療情報・経営管理学専攻（12：15）、医療福祉学専攻（12：

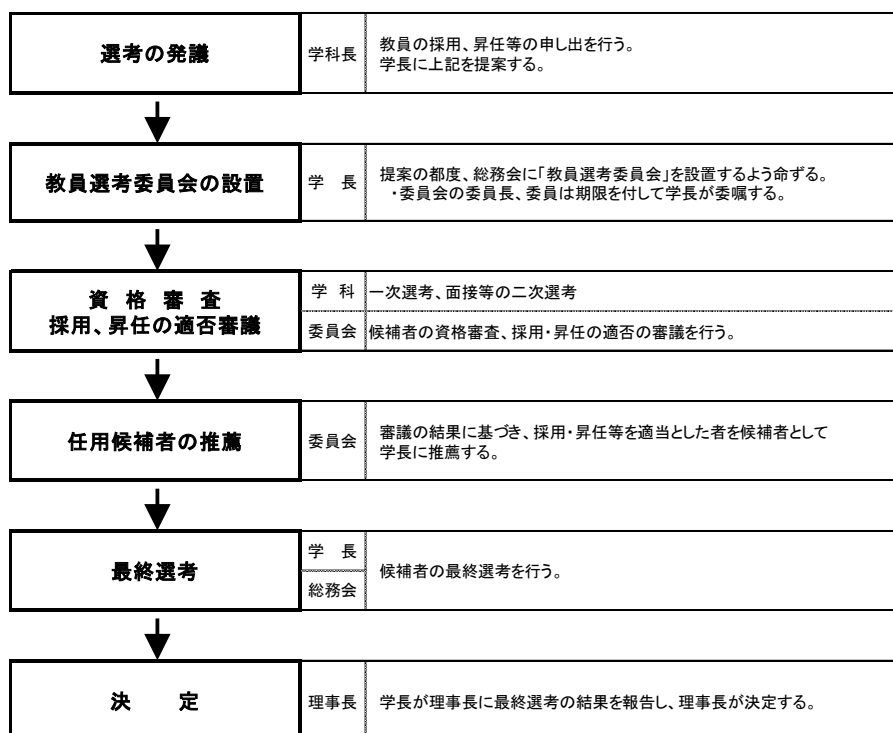
44) と、いずれも設置基準を満たしている。【資料 4-2-2】

- ・ 年齢構成の特徴として 40 歳から 50 歳にかけて一つの山が見られるが、他の年齢は適度に分布している。【資料 4-2-3】

教員の採用・昇任等

- ・ 採用・昇任等の基準は、平成 15 (2003) 年に制定された「新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程」に定められており、これに基づいて採用・昇任等を実施している (図 4-1)。【資料 4-2-4】
- ・ 各教員の採用時には、学部・学科名、職位と担当する分野、任期制などを明記し、研究者人材データベース (JREC-IN) を介して全国募集を行っている。
- ・ 教員の採用・昇任等の手続きは、平成 13 (2001) 年に制定された「新潟医療福祉大学教員選考規程」に基づいて実施されている。まず学科長・学部長から学長へ上申され、学長が教員選考委員会を設置し、公募の上、書類審査による一次選考、面接等による二次選考を経て教員選考委員会で審議される。その結果は総務会の審議及び学長の承認を経て理事長が最終決定する。【資料 4-2-5】
- ・ 教育が第一優先であるという本学の方針により、選考対象者の教育能力を確認するため、助教以上の採用・昇任等ではミニレクチャを実施している。平成 31 (2019) 年 4 月以降はミニレクチャに加えて抱負発表を実施し、大学教員としてのキャリアプラン、意欲等を合わせて確認している。
- ・ 選考の参加者 (所属学科教員並びに法人事務局長他職員) は「教員採用・昇任 抱負発表及びミニレクチャチェック表」にて項目毎に評価を行う。その評価結果は、後日開催される教員選考委員会に報告され、採用・昇任等の適否審議の重要な情報となっている。採用・昇任等が決定された場合には他の改善要望などを含めて当該学科長と法人及び大学事務局長が適宜対象者の指導にこのチェック表を活用している。【資料 4-2-6】

図 4-1 教員採用・昇任等手続きフロー



教員の任期制

- 平成 17 (2005) 年度より教員の任期制を導入している。対象者は全専任教員であるが、導入時に本システムへの参加を選択制としたことから、現在在籍する教員の一部は対象となっていない。平成 22 (2010) 年度にその内容を一部変更し、現在運用している任期は次の通りである。教授は任期 5 年とし、再任は妨げないものとする。准教授・講師は任期 4 年、助教・助手は任期 3 年とし、同一職位で一度の再任を可とする。准教授、講師、助教、助手の再任については、昇任がない場合は再任できないものとするが、昇任が適当とする評価を得られる者が、教員定数等との関連で昇任できない場合にあっては、ただちに任期満了とはせず、別段の配慮を検討する。【資料 4-2-7】 【資料 4-2-8】

教員の評価システム

- 平成 17 (2005) 年度より教員業績評価システムを導入している。本システムの対象教員は講師以上の専任教員であり、前年度の教育・研究・管理運営・社会貢献の 4 項目の実績を自己申告している。システム導入時に既に在職していた教員には本システムへの参加を選択制としたことから、現在在籍する教員の一部は対象となっていない。なお、平成 27 (2015) 年度からは助手、助教も本システムの対象とした。教員からの申告内容については、所属学科長による過不足のチェックを経て事務局人事課にて集計する。その後、学長評点、学科長評点及び事務局長評点を加えて最終計としている。集計後、評価結果を年俸に反映している。また、評価結果については「業績評価個人表」及び「業績評価に対するフィードバック」を用いて当該教員にフィードバックし、上長の指導及び当該教員の自己研鑽に活用している。【資料 4-2-9】 【資料 4-2-10】

【自己評価】

- 本学の教員構成は、設置基準上も指定規則上も規定数を満たしており、国家試験合格率、就職率から考慮して適正なバランスと判断した。
- 教員の採用、昇任等に関する規則は明確に定められており、適切に運用されていると判断した。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

FD 委員会

- 本学には、教育資質を向上し、教員の教育開発の基盤整備を行うためファカルティ・ディベロップメント委員会 (FD 委員会) を設置し、教員の教育開発に関する研修等を実施している。【資料 4-2-11】
- FD 委員会には FD・SD 推進部会、教育推進部会、学生支援部会、授業評価法改定部会、グローバル化推進部会を設置し、部会毎に目標を設定して積極的に活動を行っている。

FD 研修

- 開学時から就任予定の教員に対しての FD 研修、講演会、シンポジウムなどを積極的に行っている。また教員全員を対象にしたメディア授業セミナー、教員による公開授

業等、FD活動を積極的に行っている。昼食をとりながら教員の多様な研究を聴く会である「ランチョンセミナー」は、定期的で開催されている（表 4-1）（表 4-2）。

- ・ 学外での FD 関連ワークショップ・講習会等には、学長を始め関係教職員が積極的に参加している。

表 4-1 令和元（2019）年度開催 FD

主催部会	開催日	研修テーマ
教育推進	2019/7/17	2018 年度後期ベストティーチャーと語る会
	2019/9/30	メディア授業セミナー（導入編）
	2019/11/11	メディア授業セミナー（導入に向けて①）
	2019/12/24	メディア授業セミナー（導入に向けて②）
	2020/2/12	2019 年度前期ベストティーチャーと語る会
学生支援	2020/2/25	スローラーナーに寄り添う学生支援 FD 研修
グローバル化推進	2019/5/23	海外 FD 研修報告会

表 4-2 令和元（2019）年度ランチョンセミナー

開催日	研修テーマ
2019/7/9	「STEPS」を意識した国際交流
2019/8/20	若手教員（U-35）による授業力向上に寄与する講義アイデア
2019/9/17	全国トップクラスの就職実績を維持するための取り組み
2019/11/19	学友会、クラブ・サークル組織を深く知る
2019/12/20	研究デザインの構築方法
2020/1/26	スポーツと学業の両立 ～サッカー部の挑戦～

研修制度

- ・ 本学教員を対象に、3 か月以内の期間、1 人あたり 30 万円(旅費を含む)を支給する短期留学制度を平成 18（2006）年度より実施している。平成 17（2005）年に制定された「短期留学制度公募規程」により学内全常勤教員を対象として公募を行い、毎年度 2 人を上限に短期留学を実施している。【資料 4-2-12】
- ・ 上記短期留学制度と別に、教員海外派遣研修の制度がある。この制度はカリフォルニア州立大学フレズノ校が実施する「国際教員開発プログラム」で英語力の向上及び英語による教育、指導方法を習得するものである。平成 30（2018）年度は 5 人を派遣し研修を行った。令和元（2019）年度も同様に 5 人の派遣を予定していたが、新型コロナウイルス感染対策として海外渡航が困難になり、中止になった。【資料 4-2-13】 【資料 4-2-14】 【資料 4-2-15】

授業評価と教員表彰

- ・ 学生による授業評価は教員にフィードバックされ、次年度からの授業に反映すると共に、教員の授業力量の向上に寄与している。【資料 4-2-16】

- ・ 授業評価点数の高い教員をベストティーチャー・ベストレクチャーとして表彰している。ベストティーチャーは、教員がより良い教授法を学ぶために授業を公開や、授業方法に関する研修会の講師を担当する。【資料 4-2-17】

その他組織の取組

- ・ 新潟医療福祉学会と連携して、教員が積極的に研究発表をする機会を提供すると共に、研究日を設け、専門知識・技術の向上を図り教育に反映している。【資料 4-2-18】

【自己評価】

- ・ 教員 FD、その他教員研修制度に組織的・積極的に取り組まれており、それは、よりよい授業、質の高い研究、地域に貢献する社会貢献活動に反映され、教員の力量形成に貢献していると判断した。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 教育力のある教員の育成と採用を行うため、教員業績評価の更なる改善を行う。令和 2（2020）年度に教員業績評価の改善について教員の立場から学長に意見具申を行うためのプロジェクトチームが発足する。（担当：将来計画ドメイン V）

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

- ・ 教職員が大学運営に必要な知識・技能を身につけ、能力・資質の向上を図るため、学内にスタッフ・ディベロップメント推進委員会（SD 推進委員会）を設置している。また、担当委員は事務局職員の各部署から 2 年を任期として選出し、多くの職員が SD 推進委員になるよう工夫をしている。【資料 4-3-1】
- ・ SD 推進委員会では計画的に研修を設定し、令和元（2019）年度においては全 12 回の委員会を開催し、各種 SD 研修の企画・実施、他大学 SD 活動事例の研究、外部研修の情報収集・発信等の活動を実施した。
- ・ 平成 30（2018）年度より、FD 委員会と SD 推進委員会の共同で SD 研修を実施している。令和元（2019）年度は、新任職員研修、職員全体研修、教職合同研修に加え、FD 委員会から 3 回、SD 推進委員会から 3 回、計 6 回の「ランチョン SD」を開催した（表 4-3）。
- ・ SD 研修実施後はアンケートを実施し、SD 推進委員会でアンケート結果に基づき研修内容の見直しを行っている。【資料 4-3-2】

表 4-3 令和元（2019）年度 SD 研修

種 別	開 催 日	テーマ・内容
新任職員研修	2019/4/5	大学職員としての心構え、大学紹介、施設見学等
職員全体研修	2019/5/10	方針・目標の発表、スローガンの策定・発表等
	2019/8/23	[外部講師研修] 「時間を有効活用、生産性向上のための働き方見直し研修」 講 師：株式会社インソース 河邊 議導
教職合同研修	2019/8/22	[特別講師研修] テーマ：「認証評価 なに&なぜ」 講 師：新潟総合学園顧問 高山 裕司
ランチョン SD (教職員合同)	2019/7/9	「STEPS」を意識した国際交流
	2019/8/20	若手教員（U-35）による授業力向上に寄与する講義アイデア
	2019/9/17	全国トップクラスの就職実績を維持するための取り組み
	2019/11/19	学友会、クラブ・サークル組織を深く知る
	2019/12/20	研究デザインの構築方法
	2020/1/26	スポーツと学業の両立 ～サッカー部の挑戦～

【自己評価】

- SD を推進する組織を設置し、計画的に SD 活動を行っており、職員の資質・能力向上に大学全体で取り組んでいると判断した。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 職員だけでなく、教員との合同で実施する SD 研修を今後も継続し、更に充実した研修制度に整備していく。また、学外の団体が実施する研修にも積極的な参加を推進し、大学職員としての資質・能力を向上させる研修体制の充実化を図る。（担当：将来計画ドメイン X）

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

- 大学院委員会内に「運動機能医科学研究所」及び「科研費対策委員会」を、総務会管轄組織として「産官学連携推進センター」を、大学院研究科委員会内に「大学院教育研究

環境委員会」及び「大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会（大学院 FD 委員会）」を設置し、研究環境の整備と適切な運営・管理を進めている。【資料 4-4-1】

- ・ 「運動機能医科学研究所」は、感覚・運動機能や痛みに関する基礎的研究にとどまらず、有疾患者やスポーツ競技選手の感覚・運動器障害に対するリハビリテーションや虚弱高齢者の生活機能改善に関する実践的研究を推進するなど、研究を奨励する環境整備の役割を担っている。また、運動機能医科学研究所の研究成果については、研究所ホームページにて公開している【資料 4-4-2】 【資料 4-4-3】
- ・ 「科研費対策委員会」では、文部科学省科学研究費助成事業への応募促進及び採択向上を目的に、全学教員を対象とした科研費説明会を開催し、科研費審査員経験者や採択経験者よりアドバイスを受ける機会を設けている。また、研究支援課が科研費申請に関する動向と概要、申請に向けたスケジュール及び注意事項について説明している。さらに、各学科から選出された委員が中心となって、学科内での対策セミナーや申請書作成サポートを実施している。【資料 4-4-4】
- ・ 「産官学連携推進センター」は、本学の有する知的財産を地域の発展に貢献させるための組織として位置付けられている。特に、健康寿命延伸や子どもの生きる力の育成、スポーツ選手の医科学サポート及び医療経済に関する実践的研究などを推進する 9 つの研究センターを統括することで、産官学連携による地域社会の課題を解決するための研究を推進しやすい環境を整えている。【資料 4-4-5】
- ・ 大学院修士課程・博士後期課程及び大学院教職員の適切な教育研究環境の整備を目的に「大学院教育研究環境委員会」を設置している。当該委員会では、教員の研究時間の確保に向けた取り組みを行うとともに、研究場所や研究設備等の拡充に向けての提案も行っている。【資料 4-4-6】
- ・ また、大学院教育研究環境委員会は大学院生の指導體制に関する調査を行い、大学院生や教職員が研究活動を推進しやすい環境を整えている。その調査結果は良好であり、問題点はフィードバックされている。【資料 4-4-7】
- ・ 教員の教育研究力の向上及びその基盤を構築することを目的に、「大学院 FD 委員会」を設置し、本学の強みや特色をいかした研究プロジェクト、学部・学科、学科間連携における研究支援体制及び産学連携プロジェクトに関する情報を共有する機会を提供するなど、研究シーズの発掘や異分野融合研究を進めやすい環境を整えている。【資料 4-4-8】

【自己評価】

- ・ 運動機能医科学研究所や産官学連携推進センターをはじめ、本学の有する研究施設・設備を積極的に活用すると共に、研究活動・支援に関する情報を全学で共有し、多様な研究課題に取り組んでいる。その結果、科学研究費補助金の配分額増加、企業及び官庁との共同研究・受託研究、文部科学省及びスポーツ庁の大型研究資金の獲得など、多くの実績をあげている。このことから、研究環境の整備と適切な運営・管理を行っていると判断した。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

- ・ 大学院研究科委員会内に、「倫理委員会」「動物実験委員会」「遺伝子組換え実験安全委員会」を設置し、研究倫理の確立と厳正な運用を実施している。【資料 4-4-9】
- ・ 「倫理委員会」は、「新潟医療福祉大学倫理委員会規程」に基づき、学長が指名した本学教員 5 人、学外の学識経験者 1 人で組織され、ヒトを対象とした研究における倫理上の妥当性を、ヘルシンキ宣言（1964 年世界医師会採択）の趣旨に沿って検討し、審査している。【資料 4-4-10】
- ・ 「動物実験委員会」は、「動物実験委員会規程」に基づき、学長が指名した教員 7 人で組織され、動物を対象とした研究計画書が、動物実験に関する法令及び本学動物実験指針に適合しているかを審査している。また、動物実験指針第 7 条に基づき、教育訓練（講習会）を実施し、「動物実験実施規程」に沿った動物実験の実施を徹底している（令和元（2019）年度は 2 回）。さらに、年度末には、実験動物慰霊祭を開催し、研究・教育のために供された動物への感謝と冥福を祈る機会を設けている。【資料 4-4-11】
【資料 4-4-12】 【資料 4-4-13】
- ・ 「遺伝子組換え実験安全委員会」は、「遺伝子組換え実験安全委員会規程」に基づき、安全主任者 1 人、実験の研究に従事している教員 4 人、実験に従事しない者 1 人で組織され、遺伝子組換え実験計画が、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」及び本学の「遺伝子組換え実験安全管理規則」に適合しているかを審査している。【資料 4-4-14】 【資料 4-4-15】
- ・ 教職員が研究活動を適正に推進するために、「研究活動に係る不正行為防止に関する規程」を定めると共に、不正行為の事前防止のための取組として、「研究活動に係る行動規範」を定めている。【資料 4-4-16】 【資料 4-4-17】
- ・ 教職員が研究費を適正に使用するために、「公的研究費取扱規程」を定めると共に、不正使用の事前防止の取組として、「不正防止計画」及び「公的研究費の不正使用防止に関する規程」を定めている。【資料 4-4-18】 【資料 4-4-19】 【資料 4-4-20】
- ・ 適正な研究費使用を管理するために、管理職者における役割、責任の所在・範囲と権限を記した「公的研究費の運営・管理（不正使用）に関わる者の責任と範囲と権限」を定めている。【資料 4-4-21】
- ・ 適正な研究活動並びに研究費使用を促進するために、公的研究費の申請、使用及び管理に係る教職員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育のプログラム受講を義務付けているほか、研究費の執行について「誓約書」を提出させている。

【自己評価】

- ・ 研究関連諸規程を整え、ヒト及び動物を対象とした実験並びに遺伝子組換え実験の適正な計画、実施を徹底している。また、研究活動に関わる不正行為、研究費の不正使用を防止するために、研究倫理教育及びコンプライアンス教育のプログラムの受講を義務付けるだけでなく、「誓約書」を徴収するなど、厳格に運用している。以上のことから、研究倫理の確立と厳正な運用が行われていると判断した。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

- ・ 本学の研究費予算については、総務会及び大学院委員会での審議を経て決定されており、学内の競争的資金の配分については、大学院委員会内に「研究奨励金委員会」を、総務会管轄組織として「Sport & Health 先端科学研究センター」を設置し、研究活動への適切な資源配分を進めている。【資料 4-4-22】 【資料 4-4-23】
- ・ 本学では、専任教員に対し、職位に応じて、研究助成として個人研究費を配分し、積極的に研究支援を行っている。また、大学院生と教員との研究活動を推進するために、修士課程及び博士後期課程院生の指導教員に対して、それぞれ院生 1 人あたり 15 万円及び 30 万円を個人研究費として配分している。【資料 4-4-24】
- ・ 本学の研究活動の推進並びに科学研究費補助金をはじめとした外部資金の獲得に向けて、学内における競争的研究費（研究奨励金、学長裁量研究費、研究科長裁量研究費）を配分し、積極的な研究支援を行っている。なお、これらの研究費の配分に関しては、「研究奨励金委員会規程」を定め、公平・公正な審査結果に基づいた研究支援を行っている。【資料 4-4-25】 【資料 4-4-26】 【資料 4-4-27】 【資料 4-4-28】
- ・ 令和元（2019）年度より、学部・学科を超えた学際的研究の推進並びに大型の外部資金獲得（1,000 万円以上）を目指し、Sports & Health 先端科学研究費を配分し、本学の研究力向上に対する新たな研究支援を行っている。なお、本研究費の配分に関しては、「Sport & Health 先端科学研究センター運営委員会規程」を定め、公平・公正な審査結果に基づいた研究支援を行っている。【資料 4-4-29】 【資料 4-4-30】
- ・ 外部資金獲得による研究活動をより一層推進するために、外部資金によって得た間接経費の 3 分の 2 相当額を上限に、外部資金獲得奨励金として教員に配分している。【資料 4-4-31】
- ・ 教育研究活動を支える人的支援として、外部資金を獲得して実施する研究プロジェクト事業でリサーチ・アシスタント（RA）を採用している他、「ティーチングアシスタント（TA）並びに学部学生・大学院生間における支援に関する規程」及び「外国人留学生サポーターに関する細則」を定め、本学大学院生に対し、学業に支障をきたさない範囲で、教育研究指導者としてのトレーニングの機会を提供している。【資料 4-4-32】 【資料 4-4-33】 【資料 4-4-34】

【自己評価】

- ・ 本学では、教員及び大学院生の研究推進、科学研究費補助金及びその他の大型研究費などを含む外部資金獲得に向けて、専任教員の職位に応じて配賦される個人研究費に加えて、多様な研究助成（院生指導研究費、研究奨励金、学長裁量研究費、研究科長裁量研究費、外部資金獲得奨励金、Sports & Health 先端科学研究費）、教育研究活動を支える人的支援を実施していることから、研究活動への資源配分を適正に行っていると判断した。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 令和元（2019）年度までは、研究奨励金、学長裁量研究費、研究科長裁量研究費の報

告書における研究費使用内容について、大項目（設備費、消耗品、旅費など）毎の報告に留まっていたが、令和 2（2020）年度からは使用内訳を詳細に記述する形式にすると共に、申請時の使用内訳との相違について研究者自身が自己評価する様式に変更する。このことで外部資金をはじめとする研究費を適正に使用する意識を醸成すると共に、研究を計画的に進行させることができるよう支援を行っていく。また、人的支援の一環として、ポスト・ドクター（PD）やリサーチ・アシスタント（RA）に関する規程を定め、教育研究活動を支援する体制を整備していく。（担当：将来計画ドメインVI）

[基準 4 の自己評価]

- ・ 大学の意思決定と教学マネジメントは、学長のリーダーシップのもと、全学的な重要事項を協議する総務会と大学院の重要事項を協議する大学院委員会、教育に関する重要事項を審議する場である合同教授会、研究科委員会を設置して意思決定を行っている。副学長の担当を明確にすると共に、各種委員会の役割・権限、職員の業務分掌を明確にしておき、教学マネジメントは適切に行われている。教員の配置は、設置基準上も指定規則上も規定数を満たしている。教員業績評価システム、教員 FD の取り組み、各種研修制度により、学内教員の教育研究を活性化している。職員の SD 活動も計画的に行われ、職員の資質・能力の向上に大学全体として取り組んでいる。教育・研究に必要な教員及び職員を配置し、研究倫理教育やコンプライアンス教育などの FD や SD 活動を通して、教職員の資質・能力向上に取り組んでいる。運動機能医科学研究所や産官学連携推進センターなどを研究推進の中核に位置付けると共に、多様な目的に合わせて学内競争的研究費を配分し、学部・学科内の実験室や実習室においても研究環境を整備していることから、研究支援は適正に行われている。以上のことから、基準 4「教員・職員」について基準を満たしていると判断した。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

- ・ 本学の設置者である学校法人新潟総合学園は、学校法人新潟総合学園寄附行為において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」としており、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って経営の規律と誠実性の維持に努めている。【資料 5-1-1】
- ・ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報の 9 項目について、ホームページ上で公表している。【資料 5-1-2】 【資料 5-1-3】
- ・ 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員養成の状況に関する情報の 6 項目や財務情報についてもホームページ上で公表している。【資料 5-1-4】 【資料 5-1-5】
- ・ 本学の「建学の精神」や「使命・目的」に則り、私立学校としての自主性を発揮すると共に、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備して、高等教育機関として社会の要請に応え得る誠実な経営を行っている。

【自己評価】

- ・ 本法人は関係法令を遵守し、寄附行為や諸規則に基づき適切な運営が行われていると判断した。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

- ・ 学校法人新潟総合学園寄附行為に規定されている通り、最高意思決定機関として「理事会」を、そして諮問機関として「評議員会」を設置している。会は定期的開催され、経営に関する事項を中心に審議している。【資料 5-1-6】
- ・ 理事会のもとに管理運営する組織として法人事務局等を置いて、使命・目的を達成するための運営体制を整えている。【資料 5-1-7】
- ・ 理事長、副理事長、法人事務局長、学長、大学事務局長を構成員とする「学内連絡会」を原則毎月開催し、法人経営部門と本学教学部門の円滑な意思疎通を図り、使命・目的の実現に向けた調整を行っている（表 5-1）。【資料 5-1-8】
- ・ これらの管理組織は本学と連携しており、平成 22(2010)年度に策定した令和 2(2020)年度までの将来計画の達成を目指すべく、中期目標及び中期計画に基づいた年度毎の事業計画を策定している。この計画を基にして、理事会と法人事務局と本学が密接に

連携しながら、使命・目的実現への継続的な努力と単年度毎の業務を遂行している。

【資料 5-1-9】 【資料 5-1-10】

表 5 - 1 令和 2 (2020) 年度 学内連絡会構成員及び関係者一覧

役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	池田 弘	法人企画調整部長※	堀川 雅行
学長	西澤 正豊	法人総務部長※	佐藤 宏
副理事長	池田 祥護	大学事務局長	小野 哲之
副理事長・副学長	渡辺 敏彦	経理部長※	斎藤 佳昭
副学長※	丸田 秋男	総務部長※	片岡 昇
副学長※	大山 峰生	学務部長※	若井 和則
副学長※	大西 秀明	入試広報部長※	中原 英伸
評議員※	川崎 千春	人事課長※	本間 智之
法人参与※	本望 悦雄	スポーツ振興室長※	西海 幸頼
法人常務理事・法人事務局長	佐久間 俊也		

※：学内連絡会で必要と認められた構成員以外の関係者

【自己評価】

- ・ 使命及び目的の実現に向けて意思決定ができるよう適切な組織体制を整備し、事業計画に基づいた継続的な努力が行われていると判断した。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

- ・ 本学では、環境保全の一環として全教職員及び学生の理解と協力の下、LED 照明の導入やクールビズの実施、合同教授会と研究科委員会での端末機器利用によるペーパーレス化等を推進し、節電等の環境保全に努力している。
- ・ 人権への配慮として、「ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」や「ハラスメントの防止及び対策等に関するガイドライン」を定めている。こうした方針に基づき、本学では人権委員会を設置し、ハラスメント相談窓口の設置や相談への対応マニュアルの作成、外部講師を招聘してのハラスメント防止研修などを実施し、ハラスメント防止に関する啓発を行っている。また、ハラスメント、個人情報保護に関する規程等は、大学ホームページ上に掲載すると共に、リーフレットの配布や各学科内での相談体制の整備を行うなど対策、周知、啓発に努めている。【資料 5-1-11】
- ・ 安全面への配慮として、「危機管理規則」「危機管理委員会規程」等を定めると共に、防災訓練の実施や外部会社による学内警備、交通誘導員の配置、AED の適所設置、救急蘇生講習会の実施等を行い、平時より危機への備えを講じている。また、校地、校舎内の全面禁煙や安全衛生委員会による学内危険個所のチェックと改善が毎年行われ、学生と教職員の安全確保に向けた取り組みを実施している。個人情報保護や情報の漏洩対策についても、個人情報保護委員会による全教職員を対象とした「個人情報保護

運用に関する教育プログラム」が実施されるなど、教職員一人ひとりに高い倫理性と責任ある行動を促している。【資料 5-1-12】 【資料 5-1-13】 【資料 5-1-14】

【自己評価】

- ・ 環境保全、人権、安全に配慮した各種取り組みを行っていることや危機管理体制が整備されていることから、適切な管理運営が行われていると判断した。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 経営の規律と誠実性については、寄附行為に基づき、最高意思決定機関としての理事会や諮問機関としての評議員会を設置すると共に、管理運営組織体制の構築と諸規程の整備を行い、適正に担保・運用されている。今後も、環境保全や人権、安全に対する配慮を重視しながら、法令等の改変への適確な対応や情報開示の拡充等に努め、経営に当たっていく。（担当：理事会、将来計画ドメインX）

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

- ・ 学校法人新潟総合学園の最高意思決定機関である「理事会」は、年 6 回（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月）の定例会及び必要に応じて都度、開催しており、事業計画、予算、決算、財産管理、寄附行為や重要な規程の改廃、設置している大学等の企画運営等の重要事項についての審議・決定を行っている。【資料 5-2-1】
- ・ 理事会は、寄附行為の定めるところにより理事 9 人と監事 2 人で構成されており、理事総数の過半数以上の出席により成立する。令和元（2019）年度には年間 7 回の理事会が開催されており、各回の理事会の出席率は概ね 100%で、欠席理事からは書面表決書が提出されており、良好な出席状況のもと適切な意思決定がなされている。また理事会の構成員は、社会経験が豊かで本法人の運営に資する意見と見識を持つ者で構成され、適正に運営され機能している。【資料 5-2-2】 【資料 5-2-3】

【自己評価】

- ・ 使命・目的の達成に向けて、意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。また、理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会・評議員会の運営は適切に行われていると判断した。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も理事会は、学内の出身者に偏らず、社会経験が豊かで、本法人の運営に資する意見と見識を持つ者で構成し、高等教育機関としての公共性と社会の要請に応え得るよう誠実に機能するよう努めていく。（担当：理事会）

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

- ・ 理事会には、本学の代表として学長が理事として出席している。理事会では、全学的な重要事項を審議する「総務会」で審議し学長が決定した事項を上申ししており、法人と本学との緊密な連携、情報の共有化が図られている。【資料 5-3-1】
- ・ また、法人経営部門と本学教学部門との意思疎通を図る目的で、原則的に毎月「学内連絡会」を開催している。学内連絡会は、理事長、副理事長、法人事務局長、学長、大学事務局長で構成され、本学の計画の進捗状況や月次の運営状況および重要課題について情報共有を行い、理事会での意思決定を円滑に行う上で大きな役割を果たしている。
- ・ 総務会は、大学学則第 9 条において構成員や審議事項が規定されており、理事会での決定事項の報告や大学運営全般に関する重要事項、大学院委員会・合同教授会・研究科委員会・各種委員会・各学科などで審議された教育・研究などの重要事項についての最終審議や報告を行っている。
- ・ 総務会には学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、大学事務局長の他、法人からも法人事務局長や法人企画調整部長が構成員として参加しており、大学全体の意見は勿論のこと、法人の意見も反映でき、かつ迅速・的確に意思決定ができるよう組織されている。【資料 5-3-2】
- ・ 大学院委員会は、大学院学則第 10 条において構成員や審議事項が規定されており、理事会での決定事項の報告や大学院運営全般に関する重要事項、研究科委員会や大学院関連委員会などで審議された教育・研究などの重要事項について審議や報告を行っている。審議の結果は総務会へ提案・報告すると共に、研究科委員会にも報告している。【資料 5-3-3】 【資料 5-3-4】 【資料 5-3-5】
- ・ 大学院委員会には、学長、研究科長、専攻長、分野長、関連委員会委員長、大学事務局長の他、法人からも法人事務局長や法人企画調整部長が構成員として参加しており、大学院全体の意見は勿論のこと、法人の意見も反映でき、かつ迅速・的確に意思決定ができるよう組織している。
- ・ 「合同教授会」や「研究科委員会」は、主に各種委員会から上申された検討事項や教育・研究活動に関する重要事項の審議・報告を行っている。【資料 5-3-6】
- ・ 合同教授会及び研究科委員会には大学事務局長や部長等が陪席し、また、各種委員会には事務局職員が構成員として参加し、教学部門の運営状況を共有している。【資料 5-3-7】

【自己評価】

- ・ 理事長がリーダーシップを発揮できる体制と教職員の提案をくみ上げる仕組みが整備され、意思決定における法人及び大学の各管理運営機関の連携は適切に行われていると判断した。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

- ・ 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの体制として、理事会、評議員会、総務会を設置している。
- ・ 理事会は法人経営における最高意思決定機関として「学校法人新潟総合学園寄附行為」に則り開催している。本学から理事会に付議した議案については、本学事務局より説明を行い、必要に応じて理事会構成員である学長が補足している。また、理事会では毎回、本学事務局より運営状況を報告しており、その内容についても理事、監事より適宜チェックが行われている。【資料 5-3-8】
- ・ 本法人寄附行為第 18 条により、評議員会が設置され、同第 22 条により適切に評議員が選任されている。評議員は 19 人で構成され、同第 20 条に記す予算や事業計画等に関する事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこととなっている。
- ・ 令和元（2019）年度は年間 4 回の評議員会が開催され、各回の評議員の出席は良好で、欠席する場合は書面表決書が提出されており、適切に運営されている。また、評議員会には監事 2 人が出席しており、評議員と共に本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べる機会が設けられており、チェック機能は果たされている。【資料 5-3-9】 【資料 5-3-10】 【資料 5-3-11】
- ・ 総務会においても理事会で付託された事項及び大学運営に関する重要な事項について報告されており、相互にチェック機能が果たされている。【資料 5-3-12】

【自己評価】

- ・ 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性は、理事会、評議員会、総務会がそれぞれの役割を果たしていることから、適切に行われていると判断した。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 法人と本学とは良好なコミュニケーションの下、円滑な意思決定が行われ、相互チェックの体制も整備され適正に機能している。今後もこの体制を維持し、教職員一人ひとりが本学の使命・目的と法令や規程の趣旨の更なる理解を深めるべく教育及び啓発活動を行い、より一層ガバナンスの強化を図っていく。（担当：理事会、将来計画ドメインX）

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

- ・ 学部学科の新設や既存学科の定員増あるいは教育施設の拡充を目的とした施設設備の取得にあたり、過度な負担とならないように借入れを行っている。一方、新潟食料農業大学の新規開学によって資金の流出はあったが、日常の運営に影響は生じておらず、償還を進めながらも令和元（2019）年度末の資金は平成 29（2017）年度末と比較して約 6 億円増加している。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

【自己評価】

- ・ 借入金が多く、各種財務比率に影響がみられるが、それら借入金の全てが日常的資金需要によるものではなく施設設備取得を目的としたものである。また、事業活動収支差額比率は日本私立学校振興・共済事業団が公表している比率と比較して格段に良好な状態であることから借入金の償還にも問題はない。今後、新設又は定員増した学科の完成年度が近づくにしたがって収入が増加すると共に借入金の償還が進むことで各比率への影響も解消されることが見込まれることから、適切な財務運営が確立されているものと判断した。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

- ・ 入学定員 260 人で開学して以来、新たな学科や大学院研究科の増設並びに定員増を行うことで令和 2（2020）年度では収容定員 4,374 人、在籍学生数 4,577 人を擁することとなり、学生生徒等納付金も着実に増加している。また日本私立学校振興・共済事業団が公表している財務比率と比較して、教育研究経費比率は遜色のないレベルにありながらもその他の支出を抑えることで収支差額比率は良好な状態となっている。【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】

【自己評価】

- ・ 養成する専門職種の種類を充実させながら連携教育を特色とした本学の教育効果の向上を図ることで確実に学生数及び学生生徒等納付金を増加させていることから、財務基盤は確立されていると判断した。
- ・ 教育研究経費を確保しながら他の経費を節減することで収支のバランスは好ましい状態が確保されていると判断した。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 未完成学科の学年進行や周辺分野の学科増設による学生生徒等納付金の増加を図ることはもとより、産業界や行政に対して情報をより積極的に発信することで大学としての信頼を厚くし、受託事業や寄付金、補助金を増加することで更に堅固な財務基盤となるよう努める。（担当：理事会）

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

- 各教職員から提出される証憑書類及び目的や必要性などを記載した申請書に基づいて各部署担当者が入力処理を行い、他の経理担当者がそれらの内容をチェックしている。それによって OJT が実行されると共に、監査法人や税理士等の指導・助言を受けながら学校法人会計基準及び当法人諸規程等に基づいて適正な処理が行われるよう進めている。【資料 5-5-1】 【資料 5-5-2】 【資料 5-5-3】

【自己評価】

- 経理担当者間で伝票や帳票等の確認を行っていることに加え、監査法人や税理士等の指導・助言を受けながら学校法人会計基準及び当法人諸規程等に基づいて適正な処理が行われていることから、会計処理は適正に行われていると判断した。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

- 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による会計監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、内部監査室が実施する内部監査が実施されている。監査法人による監査は、令和元（2019）年度は 7 人の担当者が 14 日間にわたって監査を実施している。監事は、理事会に出席して、学校運営の全般、業務遂行状況を監査し、監査法人と連携した会計監査を行うことで、監査報告書を作成、理事会・評議員会へ報告を行っている。内部監査室は、毎月会計書類の確認並びに、担当職員の聴取を行うと共に理事会に出席することで、会計と業務の適正性を担保・確保している。監事は弁護士 1 人と公認会計士（税理士）1 人で構成され、内部監査室は学校法人や一般企業で長年会計並びに運営に携わった者で構成されている。【資料 5-5-4】 【資料 5-5-5】 【資料 5-5-6】 【資料 5-5-7】 【資料 5-5-8】

【自己評価】

- 会計監査については十分な知識と経験を有する内部監査室、弁護士・公認会計士（税理士）としての専門性を有する監事及び監査法人がそれぞれの立場から適切に監査を実施すると共に必要に応じた連携を行う体制が整備されており、厳正な監査が行われているものと判断した。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 経理担当者の業務の効率化を図ることで時間の余裕を作り、知識獲得の機会を増やすと共にこれまでと異なる発想・視点で業務の適正性向上に努めていく。内部監査室、監事及び監査法人の連携を深め、それぞれの監査がより充実したものとなるように努めていく。（担当：理事会、将来計画ドメインX）

【基準5の自己評価】

- ・ 経営については、寄附行為に明記する教育基本法及び学校教育法等の関係諸法令を遵守し、高等教育機関としての役割を果たすために、理事長のリーダーシップのもと将来計画にて中期目標中期計画並びに単年度毎の事業計画を策定し、これを継続的に実行することで使命・目的の達成に努めていると判断した。
- ・ 環境保全、人権、安全については、各種省エネルギー対策の推進、ハラスメント防止に関する各種取り組み、危機管理体制の整備等を進め、社会情勢に則した誠実な対応に努めていると判断した。
- ・ 理事会及び評議員会は、寄附行為に則り、理事、監事、評議員の選任が行われ、使命・目的の達成に向けて意思決定やチェックができる体制が整備されている。また、理事長がリーダーシップを発揮しながら各運営機関との適切な連携が行われていることから、管理運営が円滑にかつ適正に行われていると判断した。
- ・ 財務基盤については、使命・目的の達成のための経常的な収支バランスは保たれており、安定した財務基盤が確立されている。会計についても学校法人会計基準等に従い、また、監査法人の監査が適正かつ厳正に実施されており、財政基盤の確立と適正な会計処理が行われていると判断した。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

- ・ 本学では、教育研究に関する質保証のための主要組織として、下記の 3 組織を設置している。
 - ① 新潟医療福祉大学将来計画機構
 - ② 自己点検・評価委員会
 - ③ 外部評価準備委員会
- 将来計画機構は、新潟医療福祉大学の将来像を審議検討するものであり、自己点検・評価委員会は、将来計画が適切に遂行されているか否かを点検・評価する委員会である。また、外部評価準備委員会は、将来計画機構及び自己点検・評価委員会と連携しながら外部認証評価に対応するための準備をする委員会である。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】
- ・ 平成 22 (2010) 年度に学長を中心として「新潟医療福祉大学将来計画機構」を設置し、「将来計画」策定に取り組んだ。将来計画機構は、学長、副学長、研究科長、全学部長、全学科長、法人事務局長、大学事務局長、企画室長（現：法人企画調整部長）を含むメンバーで構成し、平成 22 (2010) 年度から令和 2 (2020) 年度までの長期目標、平成 22 (2010) 年度から平成 25 (2013) 年度までの中期目標及び中期計画（4 年間）、平成 22 (2010) 年度及び平成 23 (2011) 年度の単年度のアクションプランを策定した。【資料 6-1-4】
 - ・ 本将来計画は下記の 10 個のドメインで構成している。【資料 6-1-5】
 - I. 大学拡充計画の推進
 - II. 入試情報の提供強化
 - III. 教育内容の充実
 - IV. 学生支援の強化
 - V. 教員の人材確保
 - VI. 研究機能の強化
 - VII. 同窓会・生涯学習の支援
 - VIII. 地域・産官学連携の推進
 - IX. 国際交流の推進
 - X. 組織マネジメント改革（SD を含む）
 - ・ 中期計画を適切に実施するためのアクションプランは 2 年分を策定しているため、2 年間のアクションプラン終了時には自己点検評価を実施し、新たなアクションプランを策定して新しい将来計画冊子を作成している。さらに、その冊子を全教職員に配布

し、全教職員が情報を共有している。以下に新潟医療福祉大学将来計画の策定及び改定の流れを示す。

- ① 初版（2011年（平成23年）、黄色表紙本）：第一期中期計画（2010～2013年度）、アクションプラン（2010・2011年度）【資料6-1-6】
 - ② 第二版（2012年（平成24年）、緑色表紙本）：アクションプラン（2012・2013年度）【資料6-1-7】
 - ③ 第三版（2014年（平成26年）、オレンジ色表紙本）：第二期中期計画（2014～2017年度）、アクションプラン（2014・2015年度）【資料6-1-8】
 - ④ 第四版（2016年（平成28年）、青色表紙本）：アクションプラン（2016・2017年度）【資料6-1-9】
 - ⑤ 第五版（2018年（平成30年）、桃色表紙本）：第三期中期計画（2018～2020年度）、アクションプラン（2018・2019・2020年度）【資料6-1-10】
- ・ 将来計画は適宜、大学ホームページにおいて公開している。【資料6-1-11】
 - 【長期目標（2010～2020年度）】

超高齢社会およびグローバル社会のニーズに応えるため、質が保証されたQOLサポーターとなる在学生5,000名の大学とする。
 - 【第三期中期目標（2018～2020年度）】
 - 1) 優れたQOLサポーターの質保証として「5つの要件（STEPS）」を掲げ、特に本学の3ポリシーにおいて遵守する。
 - 2) グローバル化に向けた教学組織の構築を開始するが、その前段階として国際化のより一層の推進を図る。
 - 【第三期中期計画（2018～2020年度）】
 - ① 国家試験・資格試験合格率100%を実現
 - ② 就職率日本一を実現
 - ③ 「THE大学ランキング（世界版、日本版）」に挑戦
 - ④ めんどうみのよい大学のさらなる可視化
 - ⑤ 文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」の推進
 - ⑥ 学長リーダーシップに加えて、副学長（研究科長を含む）による“ミドルアップダウンマネジメント”システムの導入
 - ⑦ 2019年：（1）外部認証評価の申請、（2）自己点検評価の準備
 - ⑧ 2020年：（1）自己点検評価及び外部認証評価受審、（2）長期目標（2021～2030年度）の策定
 - ・ 将来計画を適切に遂行するため、各ドメインの責任体制（リーダー及びメンバー）を明確にして取り組んでいる。【資料6-1-12】【資料6-1-13】【資料6-1-14】【資料6-1-15】【資料6-1-16】
 - ・ さらに、将来計画が適切に遂行されているのか、適宜自己点検評価するための「自己点検・評価委員会」を組織している。【資料6-1-17】
 - ・ 自己点検・評価委員会構成員は、副学長（教育担当副学長）、自己点検・評価委員長、将来計画機構長、全学科長、外部評価準備委員長、学生部長、事務局長、総務部長で組織している。

- ・ 外部評価準備委員会は、外部評価準備委員長、将来計画機構長、自己点検・評価委員長、学生部長、事務局長で組織している。【資料 6-1-18】

【自己評価】

- ・ 外部認証評価のための自己点検評価だけでなく、大学独自の将来計画を策定し、将来計画に対する自己点検評価を適宜実施すると共に、将来計画中期計画やアクションプランを適宜修正するための組織を整備し、責任体制を明確にしている。以上のことから、内部質保証のための組織の整備、責任体制を確立できていると判断した。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 平成 22（2010）年度に策定した将来計画の長期計画は令和 2（2020）年度までである。そのため、令和 2（2020）年度は将来計画を総括する時期であり、適切に自己点検評価を実施すると共に、令和 3（2021）年度からの新たな将来計画（長期目標、中期目標・中期計画、アクションプラン）を策定する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

- ・ 教育研究の質保証のため、自己点検・評価委員会が中心となり、将来計画中期計画に対する自己点検評価を実施している。また、必要に応じて研究奨励金に対する自己点検評価や、運動機能医科学研究所の自己点検評価なども適宜実施し、製本して冊子として全教職員に配布している。
 - ① 将来計画（黄色表紙本）「長期目標（2010～2020 年度）、第一期中期目標・計画（2010～2013 年度）、アクションプラン（2010・2011 年度）」（2011 年 3 月 31 日）【資料 6-2-1】
 - ② 報告書 1「各学科目標に対する自己点検評価報告書」（2011 年 3 月 31 日）【資料 6-2-2】
 - ③ 報告書 2「研究奨励金および学長裁量研究費に関する実績報告書」（2011 年 4 月 1 日）【資料 6-2-3】
 - ④ 報告書 3「将来計画中期計画に対する中間自己点検評価報告書」（2012 年 3 月 31 日）【資料 6-2-4】
 - ⑤ 報告書 4「平成 18 年度自己点検評価における改善向上方策および日本高等教育評価機構からの指摘事項に対する自己点検評価報告書」（2012 年 5 月 31 日）【資料 6-2-5】

- ⑥ 将来計画（緑色表紙本）「アクションプラン（2012・2013年度）」（2012年8月1日）【資料 6-2-6】
 - ⑦ 報告書 5「将来計画中期計画に対する自己点検評価報告書」（2014年3月31日）【資料 6-2-7】
 - ⑧ 将来計画（オレンジ色表紙本）「第二期中期目標・計画（2014～2017年度）、アクションプラン（2014・2015年度）」（2014年9月30日）【資料 6-2-8】
 - ⑨ 報告書 6「運動機能医科学研究所中間評価報告書」（2016年3月31日）【資料 6-2-9】
 - ⑩ 将来計画（青色表紙本）「アクションプラン（2016・2017年度）」（2016年7月30日）【資料 6-2-10】
 - ⑪ 報告書 7「将来計画第二期中期計画に対する自己点検評価報告書」（2018年3月31日）【資料 6-2-11】
 - ⑫ 将来計画（桃色表紙本）「第三期中期目標・計画（2018～2020年度）、アクションプラン（2018・2019・2020年度）」（2018年4月1日）【資料 6-2-12】
- ・ 上記の将来計画に対する自己点検評価に加えて、外部認証評価のための自己点検評価も実施し、報告書を作成して全教職員に配布すると共に、大学ホームページ上で公開している。【資料 6-2-13】
 - ・ 平成 22（2010）年度以降の将来計画の策定と、自己点検評価の推移を図 6-1 に示す。

図 6-1 新潟医療福祉大学将来計画策定・改定および自己点検評価と外部認証評価の推移

西暦	年号	将来計画および大学独自の自己点検評価関連	将来計画		外部認証評価	認証期間
			長期目標	中期目標		
2010	H22年度	開学10周年 ・ 学科別短期目標に対する自己点検評価実施（報告書1） ・ 10周年記念誌作成 ・ 将来計画（初版）策定 [黄本] 長期目標（2010～2020年度） 第一期 中期目標・中期計画（2010～2013年度） アクションプラン（2010・2011年度）		第一期		
2011	H23年度	・ 研究奨励金および学長裁量研究費（2002～2010年度）に対する自己点検評価実施（報告書2）				
2012	H24年度	・ 将来計画中期計画に対する中間自己点検評価（報告書3） ・ 将来計画（第二版） [緑本] アクションプラン（2012・2013年度） ・ 前回の外部認証評価の際に指摘された事項および改善向上方策で記載した事項に対する自己点検評価（報告書4）			外部認証評価申請（9月）	
2013	H25年度	・ 将来計画中期計画（2010～2013年度）に対する自己点検評価実施（報告書5）			外部認証評価用自己点検評価報告書提出（6月） 現地調査・審査（10月）	1年目
2014	H26年度	・ 将来計画（第三版） [オレンジ本] 第二期 中期目標・中期計画（2014～2017年度） アクションプラン（2014・2015年度）		第二期		2年目
2015	H27年度	・ 運動機能医科学研究所中間評価（報告書6）				3年目
2016	H28年度	・ 将来計画（第四版） [青本] アクションプラン（2016・2017年度）				4年目
2017	H29年度	・ 将来計画中期目標・中期計画（2014～2017年度）に対する自己点検評価実施（報告書7）				5年目
2018	H30年度	・ 将来計画（第五版） [紫本] 第三期 中期目標・中期計画（2018～2020年度） アクションプラン（2018～2020年度）		第三期		6年目
2019	R元年度				外部認証評価申請（9月）	7年目
2020	R2年度	・ 将来計画長期目標に対する自己点検評価実施（報告書作成） ・ 新・将来計画（2021年度～）策定 長期計画 第一期 中期目標・中期計画 アクションプラン			外部認証評価用自己点検評価報告書提出（6月） 現地調査・審査（10月）	1年目

【自己評価】

- ・ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、結果を全教職員で共有していると判断した。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

- ・ 本学の IR 活動は、学長のガバナンスのもと総務会の指示により、学内において学生生活、教育、研究などについて調査を行い、調査において得られた情報をもとに教育・研究環境の改善に取り組んでいる。具体的には、学生生活アンケート、卒業生アンケート、病院施設および一般企業定着度調査、病院施設および一般企業満足度調査を行っている。【資料 6-2-14】 【資料 6-2-15】 【資料 6-2-16】 【資料 6-2-17】
- ・ 平成 30 (2018) 年度より事務局内に IR 推進室を設置し、IR 組織について検討をおこなった。令和 2 (2020) 年 3 月に「新潟医療福祉大学インスティテューショナル・リサーチ規程」を整備し、IR 室が行う業務、IR 室の権限について明確化を行った。【資料 6-2-18】
- ・ 上記規程において IR 室の行う業務として、外部認証評価、自己点検評価、将来計画策定に関する情報の収集並びに提供を行うことが明記され、当該委員会等と連携して IR 活動を行うこととした。

【自己評価】

- ・ 学長の指示の下、各種調査を行い、その結果を全学的な重要事項を審議する総務会に報告している。その報告は学科及び各種委員会にフィードバックされ各種教育・研究環境の改善に取り組んでいる。令和元 (2019) 年度に規程を整備したことにより、IR 活動を推進する体制を整えた。以上のことから、IR などを活用した十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備していると判断した。

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・ 本学では外部認証評価のための自己点検評価ではなく、大学の持続的な発展を意識した独自の将来計画を策定し、その将来計画に対して定期的に自己点検評価を実施している。今後は、教育研究及び学生支援の充実と安定的な大学運営に資する重要データを常に収集・分析し、IR 機能を充実させる。さらに、将来計画機構、自己点検・評価委員会と IR 室がより密に連携し、データ分析結果を自己点検評価に生かす、将来計画を実行すると共に、新たな将来計画の策定に生かす。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

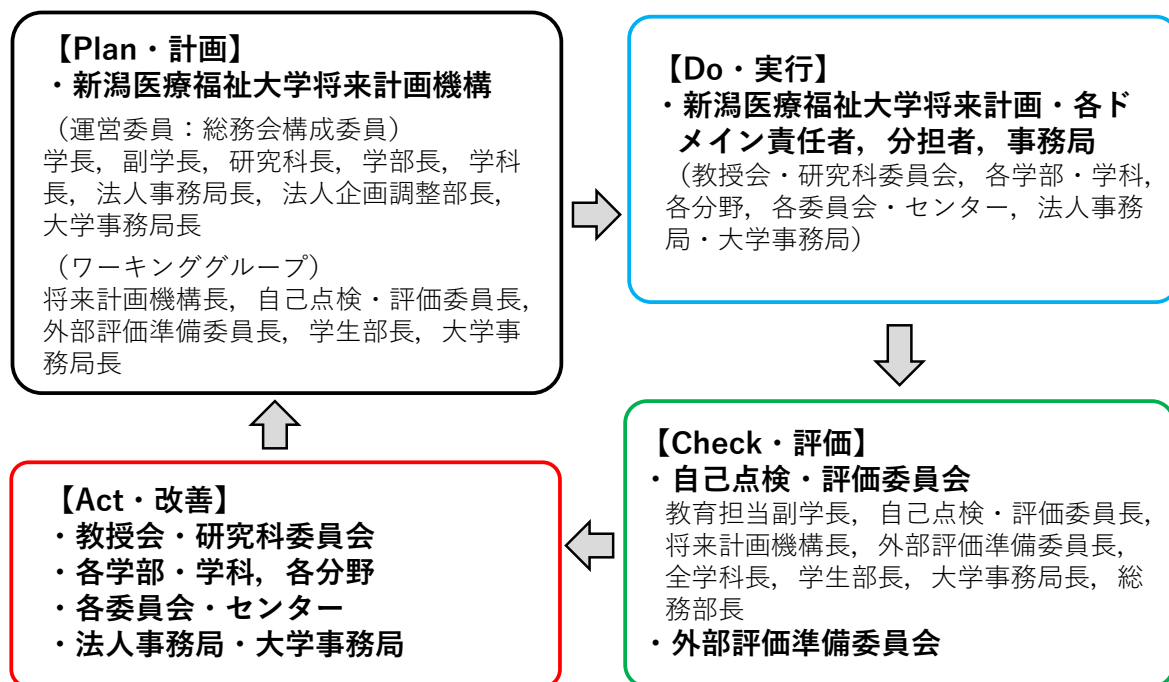
(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

PDCA サイクルの仕組み

- ・ 本学では、図 6-2 に示すような PDCA サイクルを構築している。

図 6-2 新潟医療福祉大学 PDCA サイクル



- ・ 計画（Plan）：将来計画を策定するための運営委員会には、学長、副学長だけでなく、全学部長、全学科長、法人事務局長、法人企画調整部長、大学事務局長で組織されている。【資料 6-3-1】
- ・ 実行（Do）：将来計画を実行するためにドメイン毎の責任者及び担当者、委員会、担当事務局を明確にしている（表 6-1）。【資料 6-3-2】
- ・ 評価（Check）と改善（Act）：将来計画中期計画が順調に実行されているのか、自己点検・評価委員会が適宜評価し、学長及び将来計画機構、総務会、教授会、大学院委員会、研究科委員会、各学部・学科、各種委員会、事務局に提言し、将来計画を改定するためのサイクルを構築している。

STEPS 及び 3 ポリシーを起点とした教育の質保証

- ・ 卒業生には毎年全員のアンケートを行い、①カリキュラムについて、②ディプロマ・ポリシーについて、③卒業研究について、④施設・学習環境についての学生満足度を調査している。その結果を全教員が共有し、その都度、必要に応じて改善する仕組みを構築している。また、卒業生が就職した企業等に対して、本学の卒業生に対する満足度調査を実施している。これにより、本学ディプロマ・ポリシーの達成状況について、就職先の評価が明確になるシステムを構築している。【資料 6-3-3】 【資料 6-3-4】

表 6-1 平成 30 (2018) 年度・ドメイン責任者と分担者及び担当事務局一覧

ドメイン	責任者	分担者	事務局
I. 大学拡充計画の推進	企画部長	将来計画機構長 大学事務局長	企画部
II. 入試情報の提供強化	入試委員長	広報委員長	入試広報部
III. 教育内容の充実	副学長 (教育担当)	教務委員長 教育開発委員長 FD委員長 図書館・学習支援センター長	教務課
IV. 学生支援の強化	学生部長	図書館・学習支援センター長 健康管理センター長 就職センター長	学生課
V. 教員の人材確保 (FDを含む)	副学長 (教育担当)	将来計画機構長 大学事務局長	人事課
VI. 研究機能の充実	研究科長	学科連携プロジェクト委員長 科研費対策委員長 産官学連携推進センター長	研究支援課
VII. 同窓会・生涯学習 の支援	健康栄養学科長		学生課
VIII. 地域・産官学連携 の推進	副学長 (地域・産官 学連携担当)	地域連携推進センター長 産官学連携推進センター長	地域・産官学連 携課
IX. 国際交流の推進	副学長 (国際交流・ 強化スポーツ担当)	国際交流センター長	学生課 (国際交 流担当)
X. 組織マネジメント 改革 (SDを含む)	大学事務局長		総務課

認証評価及び設置計画履行状況等などの結果とその対応

- 大学独自の将来計画に対する自己点検評価に加えて、過去に 2 回の外部認証評価（日本高等教育評価機構）を受けている。それに伴い、外部認証評価用の自己点検評価を実施し、報告書を作成している。
 - 第 1 回目の外部認証評価用「自己点検評価報告書」（平成 18 (2006) 年度）：
平成 18 (2006) 年度の外部認証評価において、改善が必要な事項として幾つかの指摘があった。そのため、それらの指摘が適切に改善されているか否かを自己点検評価し、指摘された事項が改善されていることを点検した。【資料 6-3-5】
【資料 6-3-6】
 - 第 2 回目の外部認証評価用「自己点検評価報告書」（平成 25 (2013) 年度）：
平成 25 (2013) 年度の外部認証評価においては、「各学部・学科の教育研究上の目的は、学則もしくはそれに準ずるものにおいて、それぞれ具体的に定め、明記するよう改善を要する」との指摘を受けた。そのため、それに対応して各学部・学科における教育上の目的を定め、公表している。一方、全体的には「総じて、大学は、開学時に掲げた使命・目的にもとづき、地域貢献を目指した特色ある教育を行っており、学修と教授に関しては、教員組織・教育環境を整備しながら教育力向上への創意・工夫に努めている。経営・管理の適切運営と財務の安定を図りながら、定期的・組織的な自己点検・評価が実施されており、

将来計画のさらなる成果が期待される」と高い評価を受けた。【資料 6-3-7】【資料 6-3-8】

- ・ 履行状況調査とその対応
医療技術学部の「救急救命学科」「視機能科学科」と、看護学部の「看護学科」において、履行状況調査時に幾つかの指摘（是正事項、改善意見、留意事項）を受けているが、各指摘に対して「履行済」または「履行中」であり、文部科学省にその都度報告している。【資料 6-3-9】
- ・ 専門職教育に対する外部認証評価
リハビリテーション学部の「理学療法学科」「作業療法学科」「言語聴覚学科」においては、平成 26（2014）年度及び令和元（2019）年度にリハビリテーション評価機構による専門職養成校としての認証評価を受け、「必要な施設基準およびカリキュラムを提供、実施できる養成施設」として認証されている。【資料 6-3-10】

【自己評価】

- ・ 外部認証評価のための自己点検評価だけでなく、大学独自の全学的な「将来計画」を策定し、将来計画に対する自己点検評価を定期的の実施している。以上のことから、内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立されており、有効に機能していると判断した。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も定期的に将来計画に対する自己点検評価を実施し、将来計画への反映に努める。
（担当：自己点検・評価委員会、将来計画機構運営委員会）

【基準 6 の自己評価】

- ・ 教育の質の担保と安定的な大学発展のために大学独自の「将来計画」を策定し、内部質保証のための PDCA サイクルが適切に構築されている。このサイクルには、学長、副学長をはじめとし、総務会、教授会、大学院委員会、研究科委員会、全学部・学科、各種委員会・センター、事務局の全教職員が関与しており、有効に機能している。総じて、内部質保証が十分に機能していると判断した。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. リハビリテーション科学・スポーツ科学領域における先端的研究拠点の基盤形成

A-1 リハビリテーション科学・スポーツ科学領域における先端的研究拠点の基盤形成

A-1-① 「リハビリテーション科学およびスポーツ科学領域」に関する外部資金獲得推進

A-1-② 「リハビリテーション科学およびスポーツ科学領域」に関する学術大会での成果発表と国際誌への論文掲載を通じた社会貢献の推進

A-1-③ 新潟 QOL サポートコンソーシアムによる新潟県民に対する健康増進活動の推進

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 「リハビリテーション科学およびスポーツ科学領域」に関する外部資金獲得推進【事実の説明】

- ・ 科学研究費補助事業（科研費）の獲得件数及び獲得金額は年々増加し、平成 28（2016）年度に「リハビリテーション科学」領域で全国 9 位、平成 29（2017）年度は「リハビリテーション科学」領域で全国 6 位、「スポーツ科学」領域では 8 位であった。平成 30（2018）年度からは審査区分領域が変更になり、これら 2 つの領域が合わさり「スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連領域（リハビリテーション科学含む）」になり、平成 30（2018）年度に本領域において全国 5 位（表 A-1 の A）、令和元（2019）年度も全国で 5 位であった（表 A-1 の B）。令和元（2019）年度に本学より上位の大学は、筑波大学、順天堂大学、東京大学、早稲田大学など、いずれも首都圏の歴史のある大規模大学である。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

表 A-1 文部科学省「科学研究費補助事業・領域別採択件数上位 10 大学」

A. 2018年度「スポーツ科学，体育，健康科学およびその関連分野（リハビリテーション科学含む）単年度」

順位	機関名	機関種別	新規採択累積件数	配分額（直接経費，千円）
1	筑波大学	国立	30	99.0
2	東京大学	国立	29	52.0
3	順天堂大学	私立	26	74.0
4	早稲田大学	私立	22	47.0
5	新潟医療福祉大学	私立	21	50.0
6	国立スポーツ科学センター	国立	18	29.0
7	京都大学	国立	16	24.0
8	徳島大学	国立	15	34.0
8	東北大学	国立	14	20.0
10	広島大学	国立	13	36.0

B. 2019年度「スポーツ科学，体育，健康科学およびその関連分野（リハビリテーション科学含む）2年累積」

順位	機関名	機関種別	新規採択累積件数	配分額（直接経費，千円）
1	筑波大学	国立	70	153.4
2	順天堂大学	私立	57	102.3
3	東京大学	国立	52	140.1
4	早稲田大学	私立	43	94.4
5	新潟医療福祉大学	私立	39	92.1
6	京都大学	国立	29	73.7
7	大阪大学	国立	28	87.4
8	東北大学	国立	26	61.6
8	国立スポーツ科学センター	国立	26	44.7
10	藤田医科大学	私立	24	46.2

- ・ 科研費の若手研究者の採択数は、全国で 5 位（大学では3位）であった。【資料 A-1-5】
- ・ 科研費の他、市町村や文部科学省以外の省庁（厚生労働省やスポーツ庁等）や民間企業からの委託事業費は、平成 30（2018）年度は 47,286 千円（24 件）、令和元（2019）年度は 34,272 千円（23 件）であり、2 年間で総額 81,558 千円強の受託研究費であった。【資料 A-1-6】
- ・ 平成 29（2017）年度には、「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点—Sports & Health for All in Niigata—」というテーマで、文部科学省の私立大学研究ブランディング事業（タイプ A、社会展開型）に選定された。本事業は、全国でも数少ない保健・医療・福祉・スポーツの 20 種類以上の専門職を養成する総合大学の強みを最大限に活かし、各学科だけでなく、「運動機能医科学研究所」やトップアスリートを育成する「強化指定クラブ」、アスリートサポート研究を推進する「アスリートサポート研究センター」など、本学が有する教育・研究資源を有機的に結び付け、基礎的研究から実践、地域貢献、人材育成に至るまで様々な活動を通じて、“Sports & Health for All in Niigata＝地域住民からアスリートまで全ての人が安全にスポーツを楽しみ、幸せな生涯を過ごす新潟県”の創出を目指すものである。本事業では、平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度の 3 年間で総額約 1.3 億円の特別補助の増額がみられた（図 A-1）。

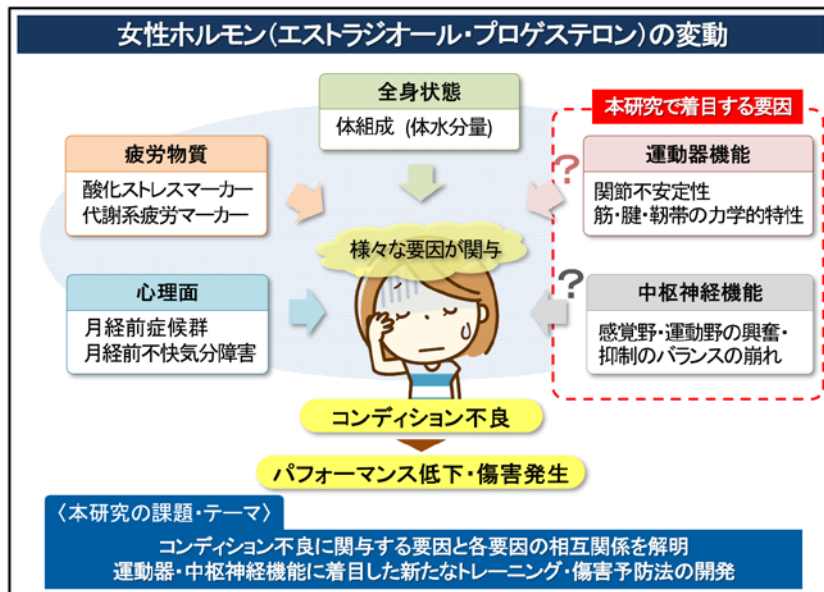
図 A-1 新潟医療福祉大学「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点」形成概要図



- ・ 私立大学ブランディング事業においては、研究の推進や地域社会への貢献に加えて、大学の特色をより一層充実させ、受験生や在学生などのステークホルダーに周知することも求められている。そのため、本学の研究の特色を専門家以外の方にも理解して頂けるよう、ホームページでの公表に加えて、リーフレットや研究紹介冊子を作成している。【資料 A-1-7】 【資料 A-1-8】
- ・ 私立大学研究ブランディング事業に加えて、令和元（2019）年度にはスポーツ庁が支援している「女性アスリートの育成・支援プロジェクト」にも採択された。テーマは「月経周期におけるコンディション不良に対する運動器機能と中枢神経機能からアプローチする新たなトレーニング法・傷害予防法の開発」である。具体的には、各種競技大会等における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するために、女性特有の課題の解決に向けた調査研究等や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムを支援するものであり、2年計画（総額約2千万円）のプロジェクトである（図 A-2）。

図 A-2 女性アスリートサポートプロジェクト

「月経周期におけるコンディション不良に対する運動器機能と中枢神経機能からアプローチする新たなトレーニング法・傷害予防法の開発」概要図



【自己評価】

- ・ 科研費採択状況において、「スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野（リハビリテーション科学含む）」の領域では、継続して全国トップレベルを維持している。他のトップ10大学をみると、いずれも旧帝国大学系や首都圏を中心とした歴史のある私立大学、医学部を有している大学（研究者数が多い）などである。このような状況の中、ある領域に特化しているものの、歴史が浅い地方私立大学として特色を打ち出し、大学のブランドを構築するための基盤を構築しつつあると判断した。

- ・ 科研費以外においても、一定規模の受託研究を推進しており、産官学の連携が取れていると判断した。
- ・ 文部科学省の私立大学研究ブランディング事業や、スポーツ庁の女性アスリート支援プロジェクトにも採択されており、リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点の形成に向けた基盤が構築されつつあると判断した。

A-1-② 「リハビリテーション科学およびスポーツ科学領域」に関する学術大会での成果発表と国際誌への論文掲載を通じた社会貢献の推進

【事実の説明】

- ・ 教育基本法第7条（大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うと共に、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする）に則り、本学においては、「優れたQOLサポーターの育成」だけでなく、保健・医療・福祉・スポーツの領域において、深く真理を探究し、新たな知見を創造し、その成果を積極的に公表することを心がけており、国際誌への論文投稿や関連学会での成果発表をその指標の一つとして掲げている。
- ・ 目標に定めている学術大会（①日本リハビリテーション医学会、②日本臨床神経生理学学会、③日本臨床スポーツ医学会、④日本理学療法学会、⑤日本体力医学会、⑥日本作業療法学会、⑦日本体育学会）において平成29（2017）年度は96演題、平成30（2018）年度は88演題、令和元（2019）年度は68演題の発表を行った。
- ・ また、リハビリテーション及びスポーツ関連領域の国際誌（IF付き雑誌）に平成29（2017）年度は34本、平成30（2018）年度は37本、令和元（2019）年度は51本（IF合計110.1P）の論文が受理された。

【自己評価】

- ・ 本学の教員数は255人（平成29（2017）年度）、258人（平成30（2018）年度）、277人（令和元（2019）年度）であるが、リハビリテーション科学及びスポーツ科学領域に焦点を当てた主要な学術大会において、年間80演題以上の発表があり、かつ、インパクトのある国際誌で年間50本以上の論文が掲載されるに至っている点は、研究を推進させることの重要性を認識し、その成果を積極的に社会に還元しようと努めていると判断した。

A-1-③ 新潟QOLサポートコンソーシアムによる新潟県民に対する健康増進活動の普及

【事実の説明】

- ・ 本学では、開学当初より各研究者の自由意志においてプロジェクト研究センターを設置し、学科の枠にとらわれない研究活動や社会貢献活動を推進している。開学から種々のプロジェクト研究センターや教員個人が地域住民に対する健康増進活動を推進しているため、平成30（2018）年度に新潟医療福祉大学が有する教育・研究資源を最大限に活用し、地域の学童・高齢者・障がい者などのすべての人々のQOL向上を目指した「新潟QOLサポートコンソーシアム」を組織化した。
- ・ 「新潟QOLサポートコンソーシアム」は様々な健康増進活動やスポーツ活動を実践

し、地域社会に貢献することを目的としており、「健康寿命延伸プロジェクト」「ワンパクキッズ化プロジェクト」「障がい者 Sports for All プロジェクト」の3領域を設けている（図 A-3）。

- 新潟 QOL サポートコンソーシアムの活動を資料 A-1-9 及び資料 A-1-10 に示しているが、QOL サポートコンソーシアム設置（平成 30（2018）年 10 月）から、令和 2（2020）年 3 月までの活動実績（延べ数）は、教員 260 人、学生 1,686 人、地域住民参加者 4,933 人であった。

図 A-3 新潟 QOL サポートコンソーシアム概要図



【自己評価】

- 「新潟 QOL サポートコンソーシアム」は、高齢者の健康寿命延伸だけでなく、発達障害児の運動促進や言語発達支援、障がい者スポーツの支援、健常児の運動支援など、幅広く地域住民の健康増進に貢献していると判断した。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 科学研究費については、「スポーツ科学、健康科学とその関連領域」において全国 5 位であるが、更に順位をあげるにより一層推進する。加えて、他の中区分領域においても、上位 10 機関に入れるように努める。（担当：将来計画ドメインV）
- 研究成果の公表について、概ね順調に推移しているが、外部資金獲得数の増大にともない、それ以上の研究成果を論文化して、社会に貢献するように努める。（担当：将来計画ドメインV）
- 現在の新潟 QOL サポートコンソーシアムは新潟医療福祉大学内の学科や研究センター、教員個人の活動の集合体であるが、今後、新潟県内の他の機関や施設等と連携を強め、新潟県民の健康寿命の延伸に、より一層貢献する。（担当：将来計画ドメインV）

基準 B. 地域社会貢献及び国際交流の推進

B-1. 地域社会貢献

B-1-① 地域社会のニーズに応える人材を育成するための大学組織の運営

B-1-② 地域社会活動の推進

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 地域社会のニーズに応える人材を育成するための大学組織の運営

【事実の説明】

- ・ 地域連携の推進については、地域連携推進センター及び産官学連携推進センター、新潟 QOL サポートコンソーシアム、事務局の地域・産官学連携課等と連携しながら、将来計画アクションプランを実行する体制を整えている。【資料 B-1-1】 【資料 B-1-2】

【自己評価】

- ・ 地域社会のニーズに応えるための大学組織基盤は構築されており、地域連携推進センター及び産官学連携推進センターが中心となって、地域・産官学連携課等と密に連携しながら、計画的に地域連携を推進できる体制が整備されていると判断した。

B-1-② 地域社会貢献の推進

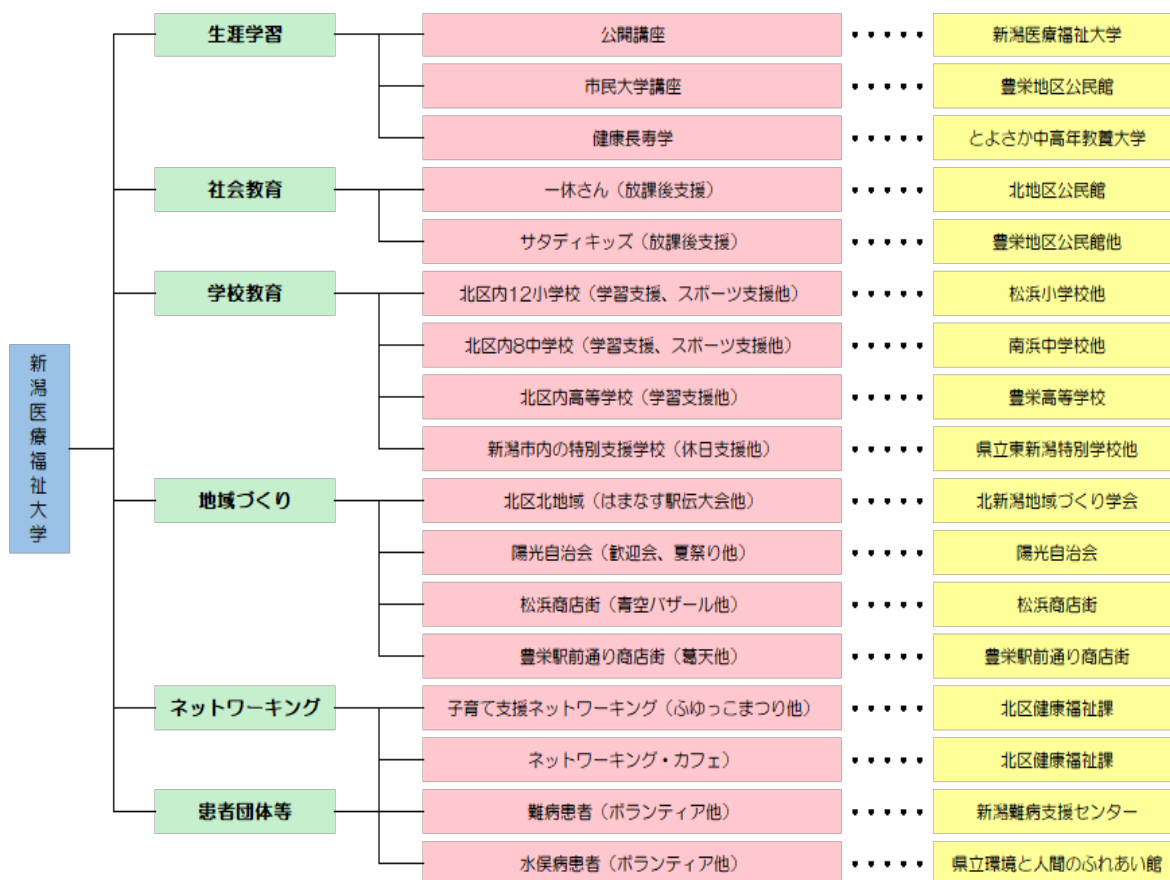
【事実の説明】

- ・ 新潟県との関係では、行政ニーズ等に対応した事業等を推進している。主な事業としては、「新潟水俣病関連情報発信事業（新潟水俣病と共に生きる社会づくり推進事業）」（平成 22（2010）年度～現在）、「大学生の力を活かした集落活性化事業」（平成 28（2016）年度）、「介護予防における大学との連携事業」（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）がある。
- ・ 「新潟水俣病関連情報発信事業」については、平成 22（2010）年度から新潟県からの受託事業として、学生による患者支援と地域で新潟水俣病患者を支える社会づくりに向けた地域貢献活動の基盤づくりを継続的に行っている。新潟水俣病問題に関する正しい理解と啓発活動を行うことで、新潟水俣病関連施策の推進に寄与している。この事業に参加した学生が日本地域政策学会において学会発表を行い、学会長賞を受賞した。【資料 B-1-3】 【資料 B-1-4】
- ・ 「大学生の力を活かした集落活性化事業」は、平成 28（2016）年度に受託した事業で、大学生の「外からの力」を活用して佐渡市新穂大野地区の地域課題の解決を図り、その力が集落の活性化にどのような影響を及ぼしたかを検証した。地域福祉を意識した地域づくりや、見守り・生活支援ネットワークの導入等の提言を行った。【資料 B-1-5】
- ・ 新潟市との関係では、平成 24（2012）年度からの受託事業として「介護予防等在宅支援研究事業」を継続して実施している。この他、平成 26（2014）年度には、「自立した市民文化づくり」実証研究事業を受託した。
- ・ 「介護予防等在宅支援研究事業」では、新潟水俣病患者に対する「健康教室」を毎年、

4 回程度、新潟市内で開催している。平成 25（2013）年度には、新潟水俣病患者の高齢化や、複雑な身体症状や心理・社会的問題の現状を踏まえ、患者に対する調査を実施し、患者が元気に暮らすために有効な運動や痺れの緩和について記載したリーフレットを作成した。また、新潟水俣病患者と関わる専門職向けに支援者用複合型プログラムを考案した。【資料 B-1-6】 【資料 B-1-7】

- ・ 「自立した市民文化づくり」実証研究事業は、市民が「自立した市民」として新潟市が目指す姿に向けて、自発的・自律的に地域の課題解決に取り組む仕組みとプロセスを提示するためのものであり、「市民文化」の醸成や市民と行政との協働にかかる実証研究を実施した。また、同年度に新潟市の政策課題について学生の視点で提案することを目的とした「学生政策提言フォーラム」が開催され、本学学生が提言した「子育てしやすいまちづくり」が最優秀賞に輝いた。【資料 B-1-8】 【資料 B-1-9】
- ・ 大学が所在する新潟市北区との関係においては、平成 22（2010）年 3 月に北区と包括連携協定を締結し、① 医療、保健及び福祉に関すること、②まちづくりに関すること、③自然、環境に関すること、④ 教育及び文化に関すること、⑤人材育成に関すること等について連携・協力することとした（図 B-1-1）。【資料 B-1-10】

図 B-1-1 学生と教員との協働による地域貢献活動の概要（新潟市北区）



- ・ 北区との包括連携協定の下で継続して実施してきた事業としては、地域「ひと・まち」パートナーシップ支援事業（次世代人材育成事業支援、大学生と地域の協働による人・地域・学校づくり支援事業）があげられる。この事業は、北区内の小中学校等と本学が連携し、児童生徒の学習支援や特別活動に対して学生をスタディサポーターとして派遣する活動や地域住民による各種活動に学生を派遣する活動などである。これまで、延べ 5,500 人の学生が北区内の小中学校や地域での活動に参画した。【資料 B-1-11】
- ・ 地域「ひと・まち」パートナーシップ支援事業の一環として、令和元（2019）年度から介護について学んでいる新潟医療福祉大学社会福祉学科の学生と教員が介護技術に関する「家庭介護セミナー」を開催し、新潟市北区の地域住民に家族の介護負担の軽減や、いつか訪れるかもしれない家族の介護に備えられるよう、介護の基本的知識・技術を学ぶ機会を提供してきた。【資料 B-1-12】
- ・ 新潟市北区で開催している健康に関する講座では、本学から講師を派遣している。北区豊栄地区公民館からは年 4 回の「市民大学講座」を受託し、「とよさか中高年教養大学」（市民団体）の「健康長寿学」の講座は毎月開講している。
- ・ 「市民大学講座」は、地域の要請による生涯学習に関する諸事業を積極的に展開するという考えの基、北区民を中心に定期的の開講されているものであり、地域住民に定着している。毎年、約 160 人の区民が受講している。【資料 B-1-13】
- ・ 「健康長寿学」は、「地域に開かれた大学」「地域に根ざした大学」「地域に貢献する大学」を目指し、新潟市北区にある団体と繋がりを強めていくという方針の中で始まった講座であり、現在は毎月 1 回、第 4 木曜日に開催し、約 55 人が受講している。【資料 B-1-14】
- ・ 新潟市中央区においては、平成 23（2011）年度から毎年、年 2 回程度、新潟医療福祉大学市民講座を開講している。本講座は、健康都市づくりのパートナーとしての役割を果たすこと、新潟市に所在する保健・医療・福祉・スポーツ分野の総合大学として、市民の健康づくりに貢献すること、健康に関する学術的な知識を提供し、市民自ら主体的かつ自律的な健康づくりの実現に寄与することを目的として大学の知を発信しているものであり、毎回約 30 人から 40 人の市民が受講している。【資料 B-1-15】
- ・ 新潟県社会福祉協議会とは、平成 27（2015）年に包括連携協定を締結した。その目的は、保健・医療・福祉・スポーツ等の分野において連携・協力することで、福祉社会の発展及び地域創生に寄与すると共に、地域社会に貢献できる人材の育成に資することとした。【資料 B-1-16】
- ・ 包括連携協定の活動内容としては、県民向け連携公開講座の開催、各種専門職研修会や高齢者大学（シニアカレッジ新潟）への講師派遣、調査研究の他、新潟県社会福祉協議会「図書閲覧室」と新潟医療福祉大学図書館の相互利用等、積極的な連携を行っている。
- ・ 調査研究では、平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度にわたり、多様な主体による「新たな支え合いモデル」の構築に関する実証的研究事業を受託した。地域の担い手の情報共有や意見調整のプロセス形成を通じて、小地域における支え合いの仕組みづくりの課題の明示と地域の繋がり of 的要素を抽出した。【資料 B-1-17】
- ・ 図書館の相互利用では、新潟ユニゾンプラザ（総合福祉センター・女性センター・消

費生活センター等の複合的な県の施設)の図書閲覧室に大学図書を配置しており、お互いの図書の交換を3ヵ月に1回、テーマを設定して実施している。

- ・新潟市社会福祉協議会とは、平成27(2015)年に地域福祉の発展及び地域創生に寄与すると共に地域社会に貢献できる人材の育成に資することを目的に、包括連携協定を締結した。「災害・医療・市民生活について考える」テーマのセミナーや認知症を知り未来への行動に繋げるためのインターンシップを実施するなど人材育成、調査研究、災害支援など幅広く連携している。【資料 B-1-18】 【資料 B-1-19】
- ・新潟県五泉市からは、生活習慣病の増加や男性の平均寿命が県内下位であるといった課題があることから要請を受け、平成25(2013)年に五泉市と本学との間で包括連携協定を締結した。具体的には、団塊世代の健康に関するニーズ調査への支援や、食育推進に向けた講師の派遣を本学から行うなど、健康づくりプログラムを通してのサポートを行っている。【資料 B-1-20】

【自己評価】

- ・地域連携推進センターが中心となって、各学科及び学生ボランティアセンター等と連携を密に図りながら計画的に地域連携活動を推進していると判断した。

(3) B-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・地域社会のニーズに応える人材を育成するための大学の組織の運営に当たっては現状を維持し、将来計画に基づいて地域連携推進センター運営委員会や産官学連携推進センター運営委員会との連携によって、地域社会活動や研究をさらに推進する。(担当:将来計画ドメインⅧ)
- ・開学以来19年間にわたる、新潟県をはじめ市町村や関係団体等との共同研究事業や受託研究事業をさらに拡充・発展させ、地域が求める人材育成と地域に貢献する研究を推進させることのできる魅力ある大学づくりを目指す。(担当:将来計画ドメインⅧ)

B-2. 国際交流の推進

B-2-① 国際社会に貢献できる人材を育成するための大学組織の運営

B-2-② グローバル人材への動機づけ

B-2-③ 国際研究体制の強化と情報発信

(1) B-2の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている。

(2) B-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

B-2-① 国際社会に貢献できる人材を育成するための大学組織の運営

【事実の説明】

- ・国際交流事業に関しては、国際交流センター運営委員会を中心に審議され、事務局の国際交流課と連携しながら国際交流センターにて積極的に事業を展開しており、これらは国際交流事業計画に関する規程によって管理されている。【資料 B-2-1】 【資料 B-2-2】 【資料 B-2-3】

- ・ 国際交流事業内容には、海外の協定締結校や機関との交流、海外からの講師や学生の招聘、海外の大学や施設への訪問や共同研究の促進等があり、多岐にわたっている。現在、本学では 10 ヶ国、18 大学、3 医療機関と国際交流協定を結んでいる (図B-2-1)。
- ・ 国際交流センター運営委員会には、国際交流専門委員会、留学生専門委員会が組織されており、それぞれの領域に関する専門的な事業等が円滑に運営される体制が整備されている。【資料 B-2-4】
- ・ 国際交流事業に関する取り組み等によるグローバルな人材の育成に対する本学の基本姿勢は「将来計画」としてまとめられており、将来ビジョンに向けて発展させる体制が構築されている。【資料 B-2-5】
- ・ 将来計画は英語版も用意されており、国際交流事業や海外研修の機会に海外の提携大学や施設に配付している。これは英語版の大学ホームページと並び、本学が何を確実に達成しようとする組織であるかを世界に向けて発信するものとなっている。【資料 B-2-6】 【資料 B-2-7】

【自己評価】

- ・ 国際社会に貢献できる人材を育成するための大学組織は構築されており、国際交流センターが中心となって、国際交流課と密に連携しながら計画的に国際交流事業等が推進できる体制が整備されていると判断した。
- ・ 国際交流センター運営委員会には国際交流専門委員会、留学生専門委員会が組織され、それぞれ専門領域の運営が円滑に遂行される体制が整備されていると判断した。
- ・ 国際交流事業等の取り組みによるグローバルな人材の育成に対する本学の基本姿勢は「将来計画」としてまとめられており、将来ビジョンに向けて全学的に発展させる体制が構築されていると判断した。

図 B-2-1 国際交流協定締結大学等 (10 ヶ国 18 大学 3 医療機関)

 <p>アメリカ The United States of America ■カリフォルニア州立大学フレズノ校 ■ハワイ大学</p>	 <p>カナダ Canada ■クイーンズ大学</p>	 <p>イギリス United Kingdom ■イースト・アングリア大学</p>	
 <p>台湾 Taiwan ■国立陽明大学 ■輔英科技大学 ■中山医学大学 ■弘光科技大学 ■台北榮民総医院</p>	 <p>韓国 Korea Rep. ■京畿大学校 ■釜山カトリック大学校</p>	 <p>ロシア Russia ■極東国立医科大学 ■太平洋国立大学</p>	
 <p>フィリピン Philippines ■アンヘルズ大学財団 ■サント・トマス大学 ■フィリピン脳性麻痺の ための法人</p>	 <p>ベトナム Vietnam ■ホンバン国際大学 ■ハイズオン医療技術大学</p>	 <p>タイ Thailand ■国立シリントン・ リハビリテーション センター ■マヒドン大学</p>	 <p>マレーシア Malaysia ■サイバージャヤ 医学大学</p>

B-2-② グローバル人材への動機づけ

【事実の説明】

- ・ 学生の海外体験の機会を増やすことを目的とした国際交流センター、学科（単独・複合）、クラブ及び個人での海外研修プログラムを並行して実施することにより、平成 30（2018）年度には参加人数が学生で 122 人、教員で 26 人を達成した。令和元（2019）年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため、約 1/3 のプログラムが中止になり、参加人数は不可抗力的に減少した。【資料 B-2-8】
- ・ 学生の海外研修に対する経済的支援として、大学予算から手当てを行っている。特に 1 年生に対しては早い段階での参加の動機づけのために、助成額を増額している。加えて、国際交流センター主催のフィリピンでの短期海外研修プログラムについては、春・夏の 2 回を開催しているが、両開催とも日本学生支援機構の海外留学支援制度を利用することで、経済的支援をさらに充実させている。さらに、同海外留学支援制度を利用した台湾でのプログラムも承認されている。【資料 B-2-9】
- ・ 中長期の留学希望者に対しては、文部科学省が展開する官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」への申請をサポートした。書類審査の準備段階から面接審査に至るまで、国際交流センターにて支援を行い、令和元（2019）年度は複数の応募者が合格した。【資料 B-2-10】
- ・ 海外留学への動機づけとして、長期休暇期間中に、学外の施設を利用したスキー等の屋外活動と英語でのアクティビティを組み合わせた「夏・冬の英語キャンプ」を実施している。本学の学生に加え、海外の交流提携大学等の学生が参加している。キャンプ中の使用言語は英語のみである。【資料 B-2-11】
- ・ 本学を会場にして 1 週間の期間で実施されている「連携総合ゼミ」には、海外の交流提携大学からも学生を招聘している。本ゼミでは、日本人学生と海外の学生の混成小グループ毎に特定のケースについてグループワークを行い、最終発表は英語で行っている。【資料 B-2-12】
- ・ 学生の英語活動を促進する目的で、海外研修経験者や留学希望者を中心としたメンバーからなるクラブ、Spring Board 部が活動している。毎週 2 回、英語による日常的な会話練習を行っているが、その他にも海外から来学した学生に対してのサポートや、年に 8 回程度開催される国際交流センター主催行事であるコーヒーハウスのホスト等、年間を通して積極的に活動している。【資料 B-2-13】

【自己評価】

- ・ 学生が将来グローバル人材としてのキャリアパスを考えられるように、本学では海外研修に対する経済的支援を積極的に行っている。特に早い学年での海外研修への参加を促し、そのための経済的支援として、学内だけでなく学外からの支援もとり入れ、学生へのグローバル人材への動機づけを向上させる取り組みは行われていると判断した。
- ・ 更に、動機づけの手段として、海外研修の実施に留まらず、その前段階での国内での留学経験ともいえる英語キャンプや、実際に海外研修を経験した学生の動機づけを維持するためのフォローアップとしてのクラブ活動支援などがあり、国際交流センターを中心とした途切れない動機づけの支援がなされていると判断した。

B-2-③ 国際研究体制の強化と情報発信

【事実の説明】

- ・ アジアにおける技術・学術交流に集中し、10カ国18大学3機関と提携を結んでいる。

【資料 B-2-14】

- ・ 国際交流事業として、年間20件程の国際交流センター主催及び学科主催の様々な事業に対して助成を行っている。その内容も海外からの招聘、海外の大学や施設への訪問、共同研究の促進など多岐に渡っている。【資料 B-2-15】
- ・ 平成18(2006)年度より、若手教員に海外体験の機会を与えるために短期の留学制度を設置し、国際的に積極的に活動できる人材の育成に努めている。【資料 B-2-16】
- ・ 本学では留学生の在籍数は年々増加し、令和元(2019)年度は正規生が13人となった。大学院での外国人留学生の受入れは国際研究体制の強化へとつながり、本学の情報を海外に発信するうえでも有効なものになっている。また、留学生の受入れ体制を整備するために、令和元(2019)年度には外国人留学生サポーター制度を制定した。【資料 B-2-17】
- ・ 本学の運動機能医科学研究所は、学科の枠を超えた連携によって誕生した研究所で、脳科学から生理学、バイオメカニクスまでの幅広いテーマを対象にしている。この研究所の活動は、その誕生当時から英語により大学ホームページで公開され、本学における国際的な研究体制を構築するための土台となっている。また、国際誌への研究成果の公表は基礎研究、臨床研究共に順調に推移している。【資料 B-2-18】
- ・ 国際貢献事業として、JICA 草の根技術協力事業に申請し採択された。ベトナムでの医療連携の推進を目的として令和元(2019)年度より準備を開始している。【資料 B-2-19】

【自己評価】

- ・ 教員が海外で実施する教育・研究に関する複数の取り組みに対して大学から勤務上や経済的な支援があり、それぞれの専門分野を生かした領域で研鑽を積むことができている。技術移転や共同研究を目的とした交流・貢献活動は、本学の強みである医療連携を核としたものであり、特に本学が着目しているアジアにおける国際研究体制は構築されつつある。また、国際誌の英語論文による研究成果の公表も順調に伸びている。以上のことから、国際研究体制の強化と情報の発信は順調に拡充していると判断した。

(3) B-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・ 今後も国際交流提携校を戦略的に拡充し、多くの海外活動の拠点形成する。その成果によって、雇用創出と人材育成を目的としたアジアでの拠点づくりを検討する。一方で、グローバル化への試みの量的な拡大の時期は一段落し、次はグローバル化による「実」をとる時期へ移行する段階に入ったとも考えられ、「学生の卒業後の海外での活動実績」や教員による「国際的な共同研究の成果発信」など、グローバル化の評価の基準を新たに設定することも検討する。(担当：将来計画ドメインIX)
- ・ 本学の専門領域である保健・医療・福祉・スポーツ分野の強みを生かしながらアジアに焦点をおいて海外交流を展開し、高齢化対策等で、本学が牽引者としての役割を果たすことを検討する。(担当：将来計画ドメインIX)

- ・ 現在、教員に対する海外活動への支援は、長くても 3 カ月程度の短期のものに限られている。国際的な研究体制の強化のために、より長期の海外活動を可能にする方策を検討する。（担当：将来計画ドメインV、IX）
- ・ 本学学生に対する海外研修制度の拡充と共に、留学生受入れ体制をさらに整備強化する必要がある。学生に対するグローバルな人材に対する動機づけとしては、単に「意識が高まった」という気持ちの問題に留まることなく、実際にグローバルに活躍できる人材としてのキャリアパスの形成までを目的とする。そのためにキャリア開発センターと連携し、卒業後もキャリア支援ができるような体制を構築する。（担当：将来計画ドメインIX）

【基準 B の自己評価】

- ・ 地域社会貢献においては、社会情勢や地域社会のニーズに対応して実施され、また地域連携では自治体との包括連携協定を締結することによって多くの地域連携事業が計画、実施されていることから、地域社会貢献における大学組織の体制とその運営は良好に機能していると判断した。
- ・ 国際交流においては、海外の交流提携大学、機関等が着実に確保されていることに加え、海外研修の経済的支援、海外研修プログラム、海外研修のためのセミナー、国際交流事業等が順調に前進、拡充されていることから、国際交流における大学組織の体制とその運営は良好に機能していると判断した。
- ・ 地域社会貢献、国際交流事業共に、今後の展開は「将来計画」としてまとめられており、将来ビジョンに向けて全学的に発展させる体制が構築されていると判断した。

V. 特記事項

保健・医療・福祉・スポーツ領域における専門職連携教育の重点化と研究拠点の形成

本学では「優れた QOL サポーターの育成」を建学の精神として表している。この「優れた QOL サポーターの育成」には、チーム医療と医療福祉連携教育が重要であるとの考えの下、開学以来「チーム医療と医療福祉連携教育」の重要性を主張し続け、平成 20(2008)年に当時の学長が発起人となり、「日本保健医療福祉連携学会」を設立した。その後、平成 21(2009)年には文部科学省の「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に連携教育をテーマとした課題「QOL 向上を目指す専門職間連携教育用モジュール中心型カリキュラムの共同開発と実践」で採択され、より一層チーム医療と多職種連携教育を充実させている。さらに、本学は 20 種以上の保健・医療・福祉・スポーツ関連専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、救急救命士、診療放射線技師、管理栄養士、栄養士、看護師、保健師、助産師、保健体育教諭、アスレチックトレーナー、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、診療情報管理士、メディカルクラーク、養護教諭、栄養教諭等）を養成する課程を有しており、全国的にも数少ない大学の一つである。そのため、保健・医療・福祉・スポーツ領域において最も充実した多職種連携教育を実施することができ、かつ、連携教育プログラムを研究開発することができる点が大きな特徴である。

また、平成 22(2010)年度には学長のリーダーシップの下「新潟医療福祉大学将来計画機構」が設置され、中長期的な将来ビジョンを策定すると共に、全学協働で教育研究の質向上に取り組んでいる。その中で、建学の精神（優れた QOL サポーターの育成）をさらに推進するため、保健・医療・福祉・スポーツに関連した指導的な人材育成やチーム医療・多職種連携教育の推進だけに留まらず、「保健・医療・福祉・スポーツ領域を核としたアジアに秀でる研究拠点の形成」を将来ビジョンに掲げている。この将来ビジョンを具現化するため、まず、分野横断的な研究拠点として「運動機能医科学研究所」を設置した（平成 22(2010)年 11 月）。次に、平成 27(2015)年 8 月に全教職員を対象にしてアンケート調査を行い、学科・学部の枠を超えた分野横断的な研究を推進するため、「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点」の構築を目指すことを決定した。その結果、平成 29(2017)年度に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に「リハビリテーション科学とスポーツ科学の融合による先端的研究拠点－Sports & Health for All in Niigata－」というテーマで採択されるに至っている。これらを通して、複数学科が連携して、細胞レベルの基礎研究や、ヒトを対象とした神経生理学的研究、スポーツ傷害予防・治療のための臨床研究、リハビリテーションに関連した治療法の研究開発を行い、非常に多くの研究成果を公表している。加えて、多職種が連携して、高齢者の介護予防・転倒予防に関連する研究や社会活動、アスリートの育成とアスリートサポートの実践（コンディショニング、栄養、看護、心理、傷害予防・治療）、障がい者スポーツに必要な義肢・装具の研究開発、学童に対するスポーツ普及活動なども精力的に行っている。つまり、細胞レベルの基礎研究から、ヒトを対象とした応用研究・臨床研究に発展させ、さらにその成果を、多職種が連携して対象者（子供、高齢者、障がい者、患者、競技者）に還元するためのサイクルを確立し、「保健・医療・福祉・スポーツ領域を核としたアジアに秀でる研究拠点」の基盤を形成しつつある点が本学の最大の特徴である。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学則第 6 条（学部）に定め、遵守している。	1-2
第 87 条	○	学則第 14 条（修業年限）及び第 15 条（最長在学年限）に定め、遵守している。	3-1
第 88 条	○	学則第 20 条の 2（3 年次編入学）及び第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 17 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条（職員）及び「新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程」に定め、遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 10 条（教授会）に定め、遵守している。	4-1
第 104 条	○	学則第 43 条（学位）及び大学院学則第 24 条（学位の授与）に定め、遵守している。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 4 条（自己点検・評価）、「新潟医療福祉大学自己点検・評価委員会規程」、「新潟医療福祉大学外部評価準備委員会規程」で定めており、法令で定める 7 年以内に受審している。	6-2
第 113 条	○	学則第 5 条（情報の積極的な提供）に定め、刊行物及びホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 8 条（事務局）に定め、事務職員は事務に従事している。 技術職員は配置していない。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 20 条の 2（3 年次編入学）及び第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	2-1
第 132 条	○	学則第 20 条の 2（3 年次編入学）及び第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項について、学則第 11 条（学年）、第 12 条（学期）、第 13 条（休業日）、第 14 条（修業年限）、第 15 条（最長在学年限）に定め、	3-1 3-2

新潟医療福祉大学

		<p>遵守している。</p> <p>二 部科及び課程の組織に関する事項について、学則第 6 条 (学部) に定め、遵守している。</p> <p>三 教育課程及び授業日時数に関する事項について、学則第 6 条 (学部)、第 12 条 (学期)、第 33 条 (その他) 別表に定め、遵守している。</p> <p>四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項について、学則第 32 条 (成績)、第 33 条 (その他)、第 42 条 (卒業) に定め、遵守している。</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項について、学則第 6 条 (学部)、第 7 条 (職員) に定め、遵守している。</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項について、学則第 16 条 (入学の時期)、第 17 条 (入学資格)、第 19 条 (入学者の選考)、第 20 条 (入学手続きおよび入学許可)、第 20 条の 2 (3 年次編入学)、第 21 条 (編入学・転入学・再入学)、第 30 条 (本学以外での履修の許可)、第 31 条 (本学以外で履修した科目および単位の取り扱い)、第 34 条 (休学)、第 35 条 (休学期間)、第 36 条 (転学)、第 40 条 (退学)、第 42 条 (卒業) に定め、遵守している。</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項について、学則第 53 条 (検定料、入学金、授業料他)、第 54 条 (授業料の納付)、第 55 条 (復学等の場合の授業料)、第 56 条 (学年の途中で卒業する場合の授業料)、第 57 条 (退学および停学の場合の授業料)、第 58 条 (休学の場合の授業料)、第 59 条 (授業料の免除および徴収の猶予)、第 60 条 (研究生および科目履修生等の授業料等)、第 61 条 (納付した授業料等) に定め、遵守している。</p> <p>八 賞罰に関する事項について、学則第 45 条 (表彰)、第 46 条 (懲戒) に定め、遵守している。</p> <p>九 寄宿舎に関する事項について、本学の学生寮は所有者と運営が外部の企業であり、仲介も外部の不動産業者のため、学則には記載していない。</p>	
第 24 条	○	大学の事務基幹システム・教務システム (GAKUEN) で学籍、成績等を管理し、必要な証明書等を発行できており、遵守している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 46 条 (懲戒) 及び「新潟医療福祉大学学生の懲戒手続に関する規則」に定め、遵守している。	4-1
第 28 条	○	学校に備えなければならない表簿については、適切に備え付け、遵守している。	3-2
第 143 条	○	学則第 9 条 (総務会)、第 10 条 (教授会) に定め、遵守している。	4-1
第 146 条	○	修業年限の通算は実施していないが、科目等履修制度について、学則第 49 条 (科目等履修生) 及び「新潟医療福祉大学科目等履修生	3-1

新潟医療福祉大学

		規程」に定め、遵守している。	
第 147 条	—	早期卒業制度を設けていないため、該当しない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 17 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 20 条 2（3 年次編入学）に定め、遵守している。	2-1
第 162 条	○	学則第 21 条（編入学・転入学・再入学）、第 51 条（外国人留学生）、「新潟医療福祉大学編入学・転入学及び再入学の取扱いに関する規程」、「新潟医療福祉大学外国人留学生規程」に定め、遵守している。	2-1
第 163 条	○	学則第 11 条（学年）、第 12 条（学期）に定め、遵守している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	大学全体、学部、学科、大学院の課程毎にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定め、遵守している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 4 条（自己点検・評価）、「新潟医療福祉大学自己点検・評価委員会規程」に定め、遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	学則第 5 条（情報の積極的な提供）に定め、教育研究上の目的や三つの方針をはじめ、教育研究活動等の状況についてホームページに掲載し学外に周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 43 条（学位）に定め、遵守している。	3-1
第 178 条	○	学則第 20 条の 2（3 年次編入学）、第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	2-1
第 186 条	○	学則第 20 条の 2（3 年次編入学）、第 21 条（編入学・転入学・再入学）に定め、遵守している。	2-1

新潟医療福祉大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学設置基準の趣旨に基づき適正に運営している。	6-2 6-3
第2条	○	学則第6条(学部)別表に定め、遵守している。	1-1 1-2
第2条の2	○	学則第19条(入学者の選考)及び「新潟医療福祉大学入者選抜方法等に関する規程」に定め、遵守している。	2-1
第2条の3	○	諸委員会において、構成員として教員だけではなく、事務職員も参画することで教職協働を実現している。	2-2
第3条	○	大学設置基準に基づき適正に組織されている。	1-2
第4条	○	学則第6条(学部)に定め、遵守している。	1-2
第5条	—	該当しない。	1-2
第6条	—	学部以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するため適切に教員を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	適正に担当者を配置している。	3-2 4-2
第10条の2	○	学科における教育課程の編成に該当教員が参画している。	3-2
第11条	○	専任教員全て授業を担当している。	3-2 4-2
第12条	○	「新潟医療福祉大学教員選考規程」において、「本学以外に本務を有する者は、専任教員として採用することができない。」と定め、遵守している。また、教育研究上の必要がある場合には、兼業届を提出することにより、本学業務に支障のない範囲で学外業務を認めている。	3-2 4-2
第13条	○	遵守している。	3-2 4-2
第13条の2	○	「新潟医療福祉大学学長選考規程」において、「学長候補者は、人格高潔で学識に優れ、教育行政に関し識見を有し、かつ、建学の理念に深い理解を有する者でなければならない。」と定め、遵守している。	4-1
第14条	○	「新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程」(教授の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第15条	○	「新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程」(准教授の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2

新潟医療福祉大学

第 16 条	○	「新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程」(講師の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程」(助教の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程」(助手の資格)に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 6 条 (学部) に定め、適切に管理している。	2-1
第 19 条	○	大学、学部、学科毎にカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って学則第 33 条 (その他) 別表に授業科目を設けている。	3-2
第 20 条	○	学則第 33 条 (その他) 別表に授業科目を設けている。	3-2
第 21 条	○	学則第 24 条 (単位計算方法・メディアを利用した授業) に定め、遵守している。	3-1
第 22 条	○	学事暦を作成し、年間 35 週以上を確保しており、遵守している。	3-2
第 23 条	○	学事暦を作成し、前・後期共に 15 週を確保しており、遵守している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を考慮し適正な学生数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 24 条 (単位計算方法・メディアを利用した授業) に定め、遵守している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 32 条 (成績) 及び「新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則」に定めたうえ、各科目のシラバスにおいて評価基準をポータルサイトにて明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 23 条 (教育内容等の改善のための組織的な研修等) に定め、遵守している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 25 条 (単位の授与) 及び「新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則」に定め、遵守している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 26 条 (履修科目の登録の上限) に定め、遵守している。CAP 制については、履修の手引きに明示している。	3-2
第 28 条	○	学則第 27 条 (他大学等における授業科目の履修等) に定め、遵守している。	3-1
第 29 条	○	学則第 28 条 (大学等以外の教育施設における学修) に定め、遵守している。	3-1
第 30 条	○	学則第 29 条 (第 1 年次入学者の入学前の既修得単位等の認定) に定め、遵守している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則 49 条 (科目等履修生) 及び「新潟医療福祉大学科目等履修生	3-1

新潟医療福祉大学

		規程」に定め、遵守している。	3-2
第 32 条	○	学則第 42 条（卒業）に定め、遵守している。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	運動場は校舎と同一の敷地またはその隣接地に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は設置基準に準じ、設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	「新潟医療福祉大学図書館規程」により、図書等の資料及び図書館を備えている。	2-5
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	設置基準に基づき整備してある。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は、教育研究上の目的に沿っており、ふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	○	学則第 8 条（事務局）に定め、遵守している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導は学務部が担当しており、適切に職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学科及び学務部が有機的に連携している。	2-3
第 42 条の 3	○	「新潟医療福祉大学スタッフ・ディベロップメント（SD）推進委員会規程」に定め、遵守している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程実施基本組織を設置していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5

新潟医療福祉大学

第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2
--------	---	--------	-------------------

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 43 条（学位）及び「新潟医療福祉大学学位規程」第 3 条（学士の学位授与の要件）に定め、遵守している。	3-1
第 10 条	○	学則第 43 条（学位）及び「新潟医療福祉大学学位規程」第 15 条（学位の授与）に定め、遵守している。	3-1
第 13 条	○	学則第 42 条（卒業）、第 43 条（学位）、「新潟医療福祉大学学位規則」に定め、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤の強化、運営の透明性の確保を図るため、寄附行為第 5 章（資産及び会計）で各種条文を定めているほか、教育の質の向上を図るため、寄附行為第 3 条（目的）で教育基本法及び学校教育法に従うことを定めており、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 34 条第 2 項（財産目録等の備付け及び閲覧）に定め、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条（役員）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていない。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条（理事会）に定め、遵守している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条（理事長の職務）、第 11 条の 3（副理事長の職務）、第 11 条の 4（常務理事の職務）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）、第 10 条（役員解任及び退任）に定め、遵守している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条（監事の選任）に定め、遵守している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条（役員補充）に定め、遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条（評議員会）に定め、遵守している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条（諮問事項）に定め、遵守している。	5-3

新潟医療福祉大学

第 43 条	○	寄附行為第 21 条（評議員の意見具申等）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条（評議員の選任）に定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人に対する損害賠償責任は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていないが、寄附行為第 46 条（責任の免除）、第 47 条（責任限定契約）で、責任の免除や責任限定契約を定め、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	第三者に対する損害賠償責任は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていない。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の変責責任は法律が直接適用されるため寄附行為で定めていない。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条（寄附行為の変更）に定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 33 条（決算及び実績の報告）に定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 34 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条（役員報酬）に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 38 条（会計年度）に定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条（情報の公表）に定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条（目的）に定め、遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 4 条（研究科）に定め、遵守している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 26 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 26 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 26 条（入学資格）に定め、遵守している。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 26 条（入学資格）及び「新潟医療福祉大学大学院への早期入学に関する規程」に定め、遵守している。	2-1
第 158 条	○	大学院学則第 2 条（自己評価等）に定め、遵守している。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 26 条（入学資格）及び「新潟医療福祉大学大学院への早期入学に関する規程」に定め、遵守している。	2-1

新潟医療福祉大学

第 160 条	—	大学院の早期入学は学校教育法第 83 条に定める大学を対象としているため、該当しない。	2-1
---------	---	---------------------------------------------	-----

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準の趣旨に基づき適正に運営している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 5 条（課程）に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 28 条（入学者の選考）及び「新潟医療福祉大学大学院入試広報委員会規程」に定め、遵守している。	2-1
第 1 条の 4	○	事務組織として大学教務課に大学院担当者を置き、大学院に関する事項については教員と職員が協働し、職務を行っている。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 5 条（課程）に定め、遵守している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 5 条（課程）、第 7 条（標準修業年限）に定め、遵守している。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 5 条（課程）、第 7 条（標準修業年限）に定め、遵守している。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 6 条（専攻）に定め、遵守している。教員はエビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データの教員組織に記載の通り、適切に配置している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 6 条（専攻）に定め、遵守している。	1-2
第 7 条	○	研究科と学部等の関係は、学部教員が大学院教員を兼任するなど、適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	教員はエビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データの教員組織に記載の通り、適切に配置している。	3-2 4-2
第 9 条	○	「新潟医療福祉大学大学院医療福祉学研究科担当教員の審査手続に関する内規」、「新潟医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教員の選考に関する申し合わせ」に定め、遵守している。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 6 条（専攻）に定め、遵守している。	2-1
第 11 条	○	カリキュラム・ポリシーを課程毎に定め、カリキュラム・ポリシー	3-2

新潟医療福祉大学

		に沿って大学院学則第 17 条（授業科目等）、同条別表に規程のう え、遵守している。	
第 12 条	○	大学院学則第 16 条（教育方法）に定め、遵守している。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 9 条（教員組織）、第 19 条（履修方法）に定め、遵 守している。	2-2 3-2
第 14 条	○	本条の特例を利用し、必要に応じて平日夜間及び休業日に授業を 実施している。	3-2
第 14 条の 2	○	ポータルサイトにてシラバス、履修の手引きにて成績評価を明示 している。学位論文の評価・修了の認定に当たっては、大学院学則 第 21 条（論文審査）及び「新潟医療福祉大学学位規則」に定め、 適切に行っている。	3-1
第 14 条の 3	○	大学学則第 23 条（教育内容等の改善のための組織的な研修等）及 び「新潟医療福祉大学大学院ファカルティ・ディベロップメント （FD）委員会規程」に定め、遵守している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 6 条（専攻）、第 8 条（在学期間）、第 13 条（学 年）、第 14 条（学期）、第 15 条（休業日）、第 17 条（授業科目 等）、同条別表、第 18 条（単位の計算基準・メディアを利用した 授業）、第 19 条（履修方法）、第 20 条（単位の授与）、第 23 条 （修了要件）、第 41 条（科目等履修生）に定め、遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 23 条（修了要件）に定め、遵守している。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 23 条（修了要件）に定め、遵守している。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 22 条	○	施設及び設備については、大学と大学院で共有している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 4 条（研究科）、第 6 条（専攻）に定め、遵守して いる。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5
第 25 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない。	2-2

新潟医療福祉大学

			3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	事務局教務課に大学院の事務を行う事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 43 条	○	「新潟医療福祉大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 推進委員会規程」に定め、遵守している。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1

新潟医療福祉大学

第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

新潟医療福祉大学

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	○	大学院学則第24条（学位の授与）及び「新潟医療福祉大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1
第4条	○	大学院学則第24条（学位の授与）及び「新潟医療福祉大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1
第5条	○	「新潟医療福祉大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1
第12条	○	「新潟医療福祉大学学位規程」に定め、遵守している。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人新潟総合学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	Campus Guide 2020 [大学案内] GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内]	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	新潟医療福祉大学学則 新潟医療福祉大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2020 年度 新潟医療福祉大学 学生募集要項 2020 年度 新潟医療福祉大学大学院 大学院生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2020 年度 学生便覧 2020 年度 学生便覧・履修の手引き（大学院）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2020 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2019 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・評議員・監事名簿 2019 年度 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（平成 27 年度から令和元年度） 監査報告書（平成 27 年度から令和元年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2020 年度 履修の手引き 2020 年度 学生便覧・履修の手引き（大学院） 2020 年度 シラバス	
【資料 F-13】	大学院の学生便覧・履修の手引きは【資料 F-5】と同じ	
	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 新潟医療福祉大学 3 ポリシー 新潟医療福祉大学大学院 3 ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	看護学部看護学科附帯事項等に対する履行状況等 医療技術学部救急救命学科附帯事項等に対する履行状況等	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	
【資料 F-16】	規程集	
	新潟医療福祉大学規程集 学校法人新潟総合学園規程集	

新潟医療福祉大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	新潟医療福祉大学学則 (第 1 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	新潟医療福祉大学年報 2018 (平成 30) 年度 (1~2 ページ)	
【資料 1-1-3】	大学ホームページ>大学概要>大学の基本理念 https://www.nuhw.ac.jp/about/idea.html	
【資料 1-1-4】	新潟医療福祉大学学則 (第 6 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-5】	学生便覧 (55、67~68 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	大学ホームページ>大学概要>教育情報の公表>教育研究上の目的 https://www.nuhw.ac.jp/about/img/pdf/department.pdf	
【資料 1-1-7】	新潟医療福祉大学大学院学則 (第 1 条)、(第 5 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-8】	学生便覧・履修の手引き (大学院) (67 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-9】	大学院ホームページ>大学院概要>教育の目的 https://www.nuhw.ac.jp/grad/about/purpose.html	
【資料 1-1-10】	新潟医療福祉大学将来計画 2011 年 (平成 23 年) (1~2 ページ)	
【資料 1-1-11】	Campus Guide 2020 [大学案内] (8~9 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-12】	GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内] (5~6 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-13】	新潟医療福祉大学学則 (第 1 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-14】	学生便覧 (55、67~68 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-15】	学生便覧・履修の手引き (大学院) (67 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-16】	大学ホームページ>大学概要>大学の基本理念 https://www.nuhw.ac.jp/about/idea.html	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-1-17】	大学ホームページ>大学概要>教育情報の公表>教育研究上の目的 https://www.nuhw.ac.jp/about/img/pdf/department.pdf	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-1-18】	大学院ホームページ>大学院概要>教育の目的 https://www.nuhw.ac.jp/grad/about/purpose.html	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 1-1-19】	Campus Guide 2020 [大学案内] (8~9 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-20】	GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内] (5~6 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-21】	Campus Guide 2020 [大学案内] (12~33 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-22】	大学ホームページ>特色 https://www.nuhw.ac.jp/feature/	
【資料 1-1-23】	GRADUATE SCHOOL2020 [大学院案内] (9~10 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-24】	大学院ホームページ>教育プログラム https://www.nuhw.ac.jp/grad/program/	
【資料 1-1-25】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年 (平成 30 年) (3 ページ)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年 (平成 30 年) (60~63 ページ)	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 1-2-2】	2019 年度理事会・評議員会の開催状況資料	【資料 F-10】と同じ
【資料 1-2-3】	新任教職員対象事務局オリエンテーション資料 (2019 年度)	
【資料 1-2-4】	学長ニュースレター「学長室から」60 号 (2019 年 12 月 9 日)	
【資料 1-2-5】	大学ホームページ>大学概要>大学の基本理念 https://www.nuhw.ac.jp/about/idea.html	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-6】	大学ホームページ>大学概要>教育情報の公表>教育研究上の目的 https://www.nuhw.ac.jp/about/img/pdf/department.pdf	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 1-2-7】	大学院ホームページ>大学院概要>教育の目的 https://www.nuhw.ac.jp/grad/about/purpose.html	【資料 1-1-9】と同じ

新潟医療福祉大学

【資料 1-2-8】	学生便覧 (55、67～68 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-9】	学生便覧・履修の手引き (大学院) (67 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-10】	広報誌「QOL サポーター新潟」大学ホームページ https://www.nuhw.ac.jp/magazine/	
【資料 1-2-11】	学生便覧 (冒頭)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-12】	卒業式、入学式学長式辞	
【資料 1-2-13】	2019 年度卒業生アンケート結果	
【資料 1-2-14】	新潟医療福祉大学将来計画 2011 年 (平成 23 年) (4～13 ページ)	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-15】	新潟医療福祉大学将来計画 2011 年 (平成 23 年) (3 ページ)	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 1-2-16】	新潟医療福祉大学将来計画 2014 年 (平成 26 年) (5 ページ)	
【資料 1-2-17】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年 (平成 30 年) (5 ページ)	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 1-2-18】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年 (平成 30 年) (5 ページ)	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 1-2-19】	アドミッション、カリキュラム、ディプロマ・ポリシー (全学共通)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-20】	アドミッション、カリキュラム、ディプロマ・ポリシー (学部共通)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-21】	アドミッション、カリキュラム、ディプロマ・ポリシー (学科)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-22】	アドミッション、カリキュラム、ディプロマ・ポリシー (大学院修士課程、博士後期課程)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-23】	2020 年度 新潟総合学園組織図	
【資料 1-2-24】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年 (平成 30 年) (60～61 ページ)	【資料 1-1-25】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2020 年度 新潟医療福祉大学学生募集要項 (2～4 ページ)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	2020 年度 入試ガイド (1～3 ページ)	
【資料 2-1-3】	Campus Guide 2020 [大学案内] (40～41 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-4】	大学ホームページ>入試情報>アドミッション・ポリシー https://www.nuhw.ac.jp/applicant/admissions/ap.html	
【資料 2-1-5】	オープンキャンパス集計表 (平成 29 年度～令和元年度)	
【資料 2-1-6】	進学相談会参加実績 (平成 29 年度～令和元年度)	
【資料 2-1-7】	出張講義・講演実施実績 (平成 29 年度～令和元年度)	
【資料 2-1-8】	GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内] (5～6 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-9】	2020 年度 新潟医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	大学院ホームページ>大学院概要>大学院の構成・3 ポリシー https://www.nuhw.ac.jp/grad/about/composition.html	
【資料 2-1-11】	大学院説明会実績 (過去 5 年間)	
【資料 2-1-12】	2020 年度 入試ガイド (8～9 ページ)	
【資料 2-1-13】	大学ホームページ>入試情報>入試カレンダー https://www.nuhw.ac.jp/applicant/admissions/calendar.html	
【資料 2-1-14】	「学力の 3 要素」及び「5 つの STEPS」で構成されるアドミッション・ポリシーと各試験区分における評価の整合性について	
【資料 2-1-15】	2020 年度新潟医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 学生募集要項 (2～3、18～19 ページ)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-16】	大学院ホームページ ホーム>入試情報>修士課程 入試概要 https://www.nuhw.ac.jp/grad/admissions/master.html ホーム>入試情報>博士後期課程 入試概要 https://www.nuhw.ac.jp/grad/admissions/doctor.html	

新潟医療福祉大学

【資料 2-1-17】	学部、学科別の入学者数の内訳（過去3年間）	エビデンス集（データ編）【共通基礎様式2】と同じ
【資料 2-1-18】	大学院学生募集状況（過去3年間）	エビデンス集（データ編）【共通基礎様式2】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2020年度 各学科学籍異動対策報告書の特記事項、関連センター等（総務会資料）	
【資料 2-2-2】	eラーニングソフトBASIC.Study Camp利用の手引	
【資料 2-2-3】	Remedial Courses利用の手引	
【資料 2-2-4】	2020年 入学予定者のためのスクーリングのご案内	
【資料 2-2-5】	2019年 入学前セミナーのご案内	
【資料 2-2-6】	2019年 入学前セミナーアンケート集計	
【資料 2-2-7】	Remedial Courses利用の手引	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-2-8】	入学後の補習教育とプレイスメントテストについて	
【資料 2-2-9】	2019年度 基礎ゼミ授業アンケート（アンケート集計）	
【資料 2-2-10】	2020年度 前期センター利用推奨学生抽出基準一覧	
【資料 2-2-11】	新潟医療福祉大学図書館・学習支援規程	
【資料 2-2-12】	2019年度 学習支援センター活動報告（指導利用）	
【資料 2-2-13】	2019年度 学習支援センター活動報告（セミナー・ワークショップ・講演会）	
【資料 2-2-14】	臨床心理士講演会開催一覧	
【資料 2-2-15】	2019年8月臨床心理士講演会受講アンケート結果	
【資料 2-2-16】	障害を理由とする差別の解消の推進に関する取り組みについて（2018年4月総務会資料）	
【資料 2-2-17】	2020年度シラバス（一部抜粋）	
【資料 2-2-18】	新潟医療福祉大学ティーチングアシスタント取扱規程	
【資料 2-2-19】	2019年度 学習支援センター活動報告（セミナー・ワークショップ・講演会）	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 2-2-20】	新潟医療福祉大学学習支援ピアサポーター制度細則	
【資料 2-2-21】	新潟医療福祉大学外国人留学生サポーター制度細則	
【資料 2-2-22】	2020年度 各学科学籍異動対策報告書の特記事項、関連センター等（総務会資料）	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 2-2-23】	2019年度 学籍異動報告（2020年4月総務会資料）	
【資料 2-2-24】	2019年度 学籍異動報告（2020年4月合同教授会資料）	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職相談室等の状況	エビデンス集（データ編）【表 2-4】と同じ
【資料 2-3-2】	人事採用ご担当者のみなさまへ 学部・学科のご案内 2021	
【資料 2-3-3】	就職センターホームページ https://www.nuhw-recruit.jp/wp/	
【資料 2-3-4】	進路希望登録票	
【資料 2-3-5】	公務員ガイダンス 案内リーフレット	
【資料 2-3-6】	ナビゲーションシート	
【資料 2-3-7】	病院施設および一般企業 定着度調査・満足度調査	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学内外でのマナー・ルール（学生便覧 16～18 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-2】	2019年度 陽光自治会との情報交換会報告書	
【資料 2-4-3】	2019年度 新潟市北区島見町自治会と新潟医療福祉大学の情報交換会議事録	
【資料 2-4-4】	2019年度 スクールバス・路線バス時刻表（平常・休日）	

新潟医療福祉大学

【資料 2-4-5】	キャンパスマップ・案内図（学生便覧 109～134 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-6】	駐車場配置図（学生便覧 11～13 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-7】	2019 年度 学科別交通安全講習（WEB 動画視聴）実施状況報告	
【資料 2-4-8】	証明書自動発行機による発行（学生便覧 4～5 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-9】	学生生活の注意事項	
【資料 2-4-10】	事故・災害等の対応について（学生便覧 36～42 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-11】	2019 年度 薬物乱用防止講演会 実施報告書	
【資料 2-4-12】	「学生総合保障制度」（団体総合生活保険）加入に関するご案内	
【資料 2-4-13】	2019 年度 インフルエンザワクチン接種実施計画	
【資料 2-4-14】	講義棟 1F 医務室配置図（学生便覧 112 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-15】	2019 年度 医務室利用状況	
【資料 2-4-16】	2019 年度 学生相談実施数	
【資料 2-4-17】	講義棟 1F 医務室配置図（学生便覧 112 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-18】	禁煙宣言書	
【資料 2-4-19】	配付リーフレット「ハラスメントのないキャンパスを」	
【資料 2-4-20】	「ハラスメントの防止の取り組み」公開ページ https://www.nuhw.ac.jp/student/harassment.html	
【資料 2-4-21】	セミナー資料「LOVE is gonna Come」	
【資料 2-4-22】	ハラスメント相談への対応マニュアル（教職員用）	
【資料 2-4-23】	2016 年度 第 9 回 新潟医療福祉大学 人権委員会 議事要旨（教職員向け研修）	
【資料 2-4-24】	2018 年度 第 10 回 新潟医療福祉大学 人権委員会 議事要旨（管理職向け研修）	
【資料 2-4-25】	本学独自の奨学金規程（学部） ・新潟医療福祉大学奨学金規程 ・新潟医療福祉大学学資融資奨学金規程	
【資料 2-4-26】	本学独自の奨学金規程（大学院） ・新潟医療福祉大学大学院特別研究奨学金規程 ・新潟医療福祉大学大学院修学援助奨学金規程 ・新潟医療福祉大学大学院修士課程学費減免特待生規程 ・新潟医療福祉大学大学院無利子貸与奨学金規程	
【資料 2-4-27】	新潟医療福祉大学私費外国人留学生授業料減免規程	
【資料 2-4-28】	Campus Guide 2020 [大学案内]（128～141 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-4-29】	新潟医療福祉大学スポーツ憲章	
【資料 2-4-30】	クラブサークルガイド 2020	
【資料 2-4-31】	第 19 回伍桃祭開催報告書	
【資料 2-4-32】	2019 年度 県人会開催実績	
【資料 2-4-33】	厚生棟施設配置図（学生便覧 111 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-34】	第 2 厚生棟施設配置図（学生便覧 119 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-35】	第 9 研究実習棟配置図（学生便覧 130 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-36】	2019 年度 [N-Village 伍桃] 年間スケジュール	
【資料 2-4-37】	新潟医療福祉大学学生表彰規程	
【資料 2-4-38】	新潟医療福祉大学大学院学生表彰規程	
【資料 2-4-39】	2019 年度 3 年次編入学オリエンテーション、入学式および諸手続きのご案内	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパスマップ・案内図（学生便覧 109～134 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	施設・設備（Campus Guide 2020 [大学案内] 122～127 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-3】	設備総合管理業務委託契約書（株式会社新潟ビルサービス）	
【資料 2-5-4】	植栽管理契約書（グリーン産業株式会社）	

新潟医療福祉大学

【資料 2-5-5】	施設・設備 (Campus Guide 2020 [大学案内] 122~127 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-6】	新潟医療福祉大学図書館 MAP	
【資料 2-5-7】	図書館の蔵書数等	エビデンス集 (データ編) 【共通基礎様式 2】と同じ
【資料 2-5-8】	学内無線 LAN 環境設置状況 (学生便覧 14 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-9】	2019 年 (令和元年) 開館カレンダー	
【資料 2-5-10】	施設・設備 (Campus Guide 2020 [大学案内] 122~127 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-11】	キャンパスマップ・案内図 (学生便覧 109~134 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-12】	AED・非常用車椅子マップ (学生便覧 42 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-13】	授業形態別の履修者人数と平均学生数	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2019 年度後期学習支援センター専門科目の基礎サポート在室時間表	
【資料 2-6-2】	2019 年度前期基礎サポート利用者アンケート報告	
【資料 2-6-3】	2019 年度補習セミナー (神経科学) アンケート結果	
【資料 2-6-4】	新潟医療福祉大学セーフティネット概念図	
【資料 2-6-5】	セーフティネット相談窓口 (学生便覧 5 ページ)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-6】	NUHW セーフティネット周知ポスター	
【資料 2-6-7】	2019 年度 学生生活アンケート (集計結果)	
【資料 2-6-8】	2019 年度 学生生活アンケート (集計結果)	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 2-6-9】	2019 年度 保護者会 出席数・アンケート報告	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	「新潟医療福祉大学の教育方針」2017 年 3 月 1 日版 (第 208 回総務会資料)	
【資料 3-1-2】	大学院ホームページ>大学院概要>大学院の構成・3 ポリシー https://www.nuhw.ac.jp/grad/about/composition.html	【資料 2-1-10】と同じ
【資料 3-1-3】	Diploma, Curriculum and Admission Policies of Niigata University of Health and Welfare, February 8, 2018 (第 219 回総務会資料)	
【資料 3-1-4】	新潟医療福祉大学学則 (第 1 条、第 6 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-5】	新潟医療福祉大学大学院学則 (第 6 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	大学ホームページ>優れた QOL サポーターになるための 3 ポリシー (大学全体) https://www.nuhw.ac.jp/applicant/admissions/diploma/college.html	
【資料 3-1-7】	「新潟医療福祉大学の教育方針と専門職業業務指針との整合性」2019 年 3 月 4 日版 (第 232 回総務会資料)	
【資料 3-1-8】	新潟医療福祉大学学則 (第 24 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-9】	新潟医療福祉大学大学院学則 (第 18 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-10】	新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則	
【資料 3-1-11】	履修の手引き (1~107 ページ)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-12】	シラバス登録操作マニュアル	
【資料 3-1-13】	新潟医療福祉大学学則 (第 29 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-14】	新潟医療福祉大学第 1 年次入学者及び 3 年次編入学者の既修得単位等の認定に関する細則	
【資料 3-1-15】	履修の手引き (23~107 ページ)	【資料 F-12】と同じ

新潟医療福祉大学

【資料 3-1-16】	カリキュラムマップ	
【資料 3-1-17】	新潟医療福祉大学学則（第 42 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-18】	新潟医療福祉大学学位規程（第 4 条、第 6 条、第 7 条）	
【資料 3-1-19】	学生便覧・履修の手引き（大学院）（169～179 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-20】	新潟医療福祉大学学位規程（第 5 条、第 6 条、第 7 条）	【資料 3-1-18】と同じ
【資料 3-1-21】	学生便覧・履修の手引き（大学院）（183～185 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-22】	新潟医療福祉大学学位規程（第 9 条～第 15 条）	【資料 3-1-18】と同じ
【資料 3-1-23】	新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-1-24】	履修の手引き（1～20 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-25】	履修の手引き（17～20 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-26】	新潟医療福祉大学教務委員会 成績評価異議申立・試験問題・結果保存内規	
【資料 3-1-27】	学生便覧・履修の手引き（大学院）（175～178 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-28】	学生便覧・履修の手引き（大学院）（178～179 ページ）	【資料 F-5】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	Campus Guide 2020 [大学案内]（8～9 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-2】	Campus Guide 2020 [大学案内]（14～19 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-3】	履修の手引き（108～163 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-4】	新潟医療福祉大学大学院学則（第 5 条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-5】	GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院ガイド]	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-6】	青年海外協力隊等プログラム（パンフレット）	
【資料 3-2-7】	カリキュラムマップ	【資料 3-1-16】と同じ
【資料 3-2-8】	「新潟医療福祉大学の教育方針」2017 年 3 月 1 日版（第 208 回総務会資料）	【資料 3-1-1】と同じ
【資料 3-2-9】	Diploma, Curriculum and Admission Policies of Niigata University of Health and Welfare, February 8, 2018（第 219 回総務会資料）	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-2-10】	Campus Guide 2020 [大学案内]（40～120 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-11】	Campus Guide 2020 [大学案内]（44～117 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-12】	履修の手引き（108～163 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-13】	履修の手引き（6 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-14】	シラバス登録操作マニュアル	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-2-15】	履修の手引き（5 ページ及び 108～163 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-16】	GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内]（5～12 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-17】	GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内]（9～12 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-18】	新潟医療福祉大学大学院 医療福祉学研究所 論文作成マニュアル	
【資料 3-2-19】	GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内]（12 ページ及び 39～40 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-20】	GRADUATE SCHOOL 2020 [大学院案内]（15～16 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-21】	履修の手引き（5 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-22】	シラバス（基礎ゼミ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-23】	シラバス（日本語表現法Ⅰ及び日本語表現法Ⅱ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-24】	シラバス（情報処理Ⅰ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-25】	シラバス（情報処理Ⅱ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-26】	シラバス（情報処理Ⅲ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-27】	情報処理教育の成果	
【資料 3-2-28】	新潟医療福祉大学における語学（英語）教育白書 2019	
【資料 3-2-29】	基礎教養科目群「スポーツ・健康」	

新潟医療福祉大学

【資料 3-2-30】	シラバス (スポーツ・実践)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-31】	2020 年度保健医療福祉教養科目群一覧	
【資料 3-2-32】	普通救命講習 (I) 修了証交付申請書 (2018~2019 年度分)	
【資料 3-2-33】	連携基礎ゼミ学生ガイド	
【資料 3-2-34】	シラバス (チームアプローチ入門、保健医療福祉連携学、地域連携学)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-35】	Campus Guide 2020 [大学案内] (24~25 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-36】	新潟医療福祉大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程	
【資料 3-2-37】	FD 委員会 年度総括 (2019 年度)	
【資料 3-2-38】	「大学院 FD 委員会主催」実施 FD セミナー アンケート結果・報告書 (2019 年度)	
【資料 3-2-39】	新潟医療福祉大学教育開発委員会規程	
【資料 3-2-40】	Campus Guide 2020 [大学案内] (24~25 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-41】	連携総合ゼミ 2019 教員ガイド	
【資料 3-2-42】	連携総合ゼミ 2019 学生ガイド	
【資料 3-2-43】	『新潟日報』チームで医療と福祉. 2018 年 9 月 29 日付朝刊	
【資料 3-2-44】	Integrated Seminar for Interprofessional Education 2019 (英語版ガイド)	
【資料 3-2-45】	2019 年度連携総合ゼミ実施報告書	
【資料 3-2-46】	Campus Guide 2020 [大学案内] (103 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-47】	Campus Guide 2020 [大学案内] (81 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-48】	Campus Guide 2020 [大学案内] (43 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-49】	多様なメディアを高度に利用して行う授業の実施に関するガイドライン (オンデマンド型、同時双方向型)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	シラバス登録操作マニュアル	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-3-2】	履修の手引き (20 ページ)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-3】	国家試験・資格試験結果	
【資料 3-3-4】	就職の状況 (過去 3 年間)	エビデンス集 (データ編) 【表 2-5】と同じ
【資料 3-3-5】	卒業生アンケート 集計結果	
【資料 3-3-6】	病院施設および一般企業 定着度調査・満足度調査	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 3-3-7】	修了生アンケート結果	
【資料 3-3-8】	2019 年度 学生による授業評価実施要綱	
【資料 3-3-9】	授業評価 学生回答状況 2018 年度～	
【資料 3-3-10】	新潟医療福祉大学 2019 年度卒業生アンケート (ポータルサイト)	
【資料 3-3-11】	学科別 2019 年度 3 月卒業生アンケート集計結果	
【資料 3-3-12】	修了生アンケート結果	【資料 3-3-7】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	新潟医療福祉大学学則 (第 7 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	新潟医療福祉大学管理職 (2020 年 3 月臨時総務会資料)	
【資料 4-1-3】	新潟医療福祉大学学則 (第 9 条)	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	新潟医療福祉大学総務会規程	
【資料 4-1-5】	学長室から 60 号 (2019 年 12 月 9 日)	
【資料 4-1-6】	学長マニフェスト	

新潟医療福祉大学

【資料 4-1-7】	学長メッセージ1、2	
【資料 4-1-8】	新潟医療福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-9】	新潟医療福祉大学管理職（2020年3月臨時総務会資料）	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-10】	総務会構成員（2020年4月総務会資料）	
【資料 4-1-11】	新潟医療福祉大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-12】	新潟医療福祉大学大学院委員会規程	
【資料 4-1-13】	新潟医療福祉大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-14】	新潟医療福祉大学教授会規程	
【資料 4-1-15】	新潟医療福祉大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-16】	新潟医療福祉大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 4-1-17】	2020年度 新潟総合学園組織図	【資料 1-2-23】と同じ
【資料 4-1-18】	2020年度 新潟総合学園組織図	【資料 1-2-23】と同じ
【資料 4-1-19】	新潟医療福祉大学事務組織規程	
【資料 4-1-20】	2020年度新潟医療福祉大学各種委員会	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	全学の教員組織(学部等)	エビデンス集（データ編）【共通基礎様式1】と同じ
【資料 4-2-2】	全学の教員組織（大学院等）	エビデンス集（データ編）【共通基礎様式1】と同じ
【資料 4-2-3】	職員数と職員構成	エビデンス集（データ編）【表4-2】と同じ
【資料 4-2-4】	新潟医療福祉大学における教員選考の基準に関する規程	
【資料 4-2-5】	新潟医療福祉大学教員選考規程	
【資料 4-2-6】	教員採用・昇任面接ミニレクチャチェック表	
【資料 4-2-7】	新潟医療福祉大学の教員の任期に関する規程	
【資料 4-2-8】	新潟医療福祉大学の再任審査手続きの取り扱いについて	
【資料 4-2-9】	（2020年度実施）2019年度業績評価個人票	
【資料 4-2-10】	自己申請書に対するフィードバック	
【資料 4-2-11】	新潟医療福祉大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程	【資料 3-2-36】と同じ
【資料 4-2-12】	新潟医療福祉大学教員短期留学制度公募規程	
【資料 4-2-13】	新潟医療福祉大学教員海外派遣研修規程	
【資料 4-2-14】	2018年度新潟医療福祉大学教員海外派遣研修「カリフォルニア大学フレズノ校でのFDプログラム」参加者について	
【資料 4-2-15】	2019年度新潟医療福祉大学教員海外派遣研修「カリフォルニア州立大学フレズノ校でのFDプログラム」参加者について	
【資料 4-2-16】	2019年度 学生による授業評価実施要綱	【資料 3-3-8】と同じ
【資料 4-2-17】	ベストティーチャー・ベストレクチャー賞 表彰者一覧	
【資料 4-2-18】	新潟医療福祉学会会則	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	新潟医療福祉大学スタッフ・ディベロップメント（SD）推進委員会規程	
【資料 4-3-2】	2019年度第2回SD推進委員会議事要旨	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	2020年度 新潟総合学園組織図	【資料 1-2-23】と同じ
【資料 4-4-2】	運動機能医科学研究所運営規程	
【資料 4-4-3】	運動機能医科学研究所ホームページ http://www.ihmms.jp/	

新潟医療福祉大学

【資料 4-4-4】	令和 2(2020)年度 科研費学内説明会次第	
【資料 4-4-5】	プロジェクト研究センターホームページ https://www.nuhw.ac.jp/center/	
【資料 4-4-6】	新潟医療福祉大学大学院教育研究環境委員会規程	
【資料 4-4-7】	大学院教員の教育負担における適正化について（報告）	
【資料 4-4-8】	新潟医療福祉大学大学院ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程	【資料 3-2-36】 と同じ
【資料 4-4-9】	2020 年度 新潟総合学園組織図	【資料 1-2-23】 と同じ
【資料 4-4-10】	新潟医療福祉大学倫理委員会規程	
【資料 4-4-11】	新潟医療福祉大学動物実験委員会規程	
【資料 4-4-12】	新潟医療福祉大学動物実験指針	
【資料 4-4-13】	新潟医療福祉大学動物実験実施規程	
【資料 4-4-14】	新潟医療福祉大学遺伝子組換え実験安全委員会規程	
【資料 4-4-15】	新潟医療福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程	
【資料 4-4-16】	新潟医療福祉大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規程	
【資料 4-4-17】	新潟医療福祉大学研究活動に係る行動規範	
【資料 4-4-18】	新潟医療福祉大学公的研究費取扱規程	
【資料 4-4-19】	新潟医療福祉大学公的資金不正防止計画	
【資料 4-4-20】	新潟医療福祉大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程	
【資料 4-4-21】	新潟医療福祉大学における公的研究費の運営・管理（不正使用防止）に関わる者の責任の範囲と権限	
【資料 4-4-22】	新潟医療福祉大学研究奨励金委員会規程	
【資料 4-4-23】	Sport & Health 先端科学研究センター規程	
【資料 4-4-24】	2019 年度研究費概要	
【資料 4-4-25】	2019 年度新潟医療福祉大学研究奨励金・学長裁量研究費について	
【資料 4-4-26】	2019 年度学長裁量研究費について	
【資料 4-4-27】	2019 年度新潟医療福祉大学研究科長裁量研究費について	
【資料 4-4-28】	新潟医療福祉大学研究奨励金委員会規程	【資料 4-4-22】 と同じ
【資料 4-4-29】	2019 年度新潟医療福祉大学 Sport & Health 先端科学研究費について	
【資料 4-4-30】	Sport & Health 先端科学研究センター規程	【資料 4-4-23】 と同じ
【資料 4-4-31】	2019 年度新潟医療福祉大学 外部資金獲得奨励金について	
【資料 4-4-32】	新潟医療福祉大学ティーチングアシスタント取扱規程	【資料 2-2-18】 と同じ
【資料 4-4-33】	新潟医療福祉大学学生間における支援制度規程	
【資料 4-4-34】	新潟医療福祉大学外国人留学生サポーター制度細則	【資料 2-2-21】 と同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人新潟総合学園寄附行為（第 3 条）	【資料 F-1】 と同じ
【資料 5-1-2】	大学ホームページ>大学概要>教育情報の公表 https://www.nuhw.ac.jp/about/disclosure.html	
【資料 5-1-3】	大学ホームページ>大学概要>教員紹介 https://www.nuhw.ac.jp/about/teacher.html	
【資料 5-1-4】	大学ホームページ>大学概要>教育情報の公表>教員養成の状況 https://www.nuhw.ac.jp/about/teacher_training.html	
【資料 5-1-5】	大学ホームページ>大学概要>本学園財務情報 https://www.nuhw.ac.jp/about/financial.html	

新潟医療福祉大学

【資料 5-1-6】	学校法人新潟総合学園寄附行為（第3章、第4章）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-7】	2020年度 新潟総合学園組織図	【資料 1-2-23】と同じ
【資料 5-1-8】	学校法人新潟総合学園学内連絡会運営規則	
【資料 5-1-9】	新潟医療福祉大学将来計画中期目標中期計画アクションプラン冊子	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 5-1-10】	学校法人新潟総合学園新潟医療福祉大学2020年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-11】	新潟医療福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則	
【資料 5-1-12】	新潟医療福祉大学危機管理規則、新潟医療福祉大学危機管理委員会規程	
【資料 5-1-13】	安全衛生委員会によるキャンパス巡視チェックリストまとめ	
【資料 5-1-14】	個人情報保護法運用に関する教育プログラム受講のお願い	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人新潟総合学園寄附行為（第3章）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人新潟総合学園 理事・評議員・監事名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人新潟総合学園 理事会出席状況	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人新潟総合学園理事会構成員一覧	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-2】	新潟医療福祉大学学則（第9条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-3】	新潟医療福祉大学大学院学則（第10条）	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-3-4】	2019年度新潟医療福祉大学大学院委員会議事録	
【資料 5-3-5】	2019年度新潟医療福祉大学研究科委員会議事録	
【資料 5-3-6】	新潟医療福祉大学教授会規程	【資料 4-1-14】と同じ
【資料 5-3-7】	新潟医療福祉大学各種委員会規程	【資料 F16】と同じ
【資料 5-3-8】	学校法人新潟総合学園寄附行為（第3章）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-9】	学校法人新潟総合学園寄附行為（第4章）	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-10】	学校法人新潟総合学園評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-11】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-12】	新潟医療福祉大学総務会規程	【資料 4-1-4】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成29年度計算書類、令和元年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-2】	学部構成（大学・大学院）	エビデンス集（データ編）【表 2-1】【表 2-2】と同じ
【資料 5-4-3】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	エビデンス集（データ編）【表 2-1】と同じ
【資料 5-4-4】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	エビデンス集（データ編）【表 2-2】と同じ
【資料 5-4-5】	平成29年度計算書類、令和元年度計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-6】	学部構成（大学・大学院）	エビデンス集（データ編）【表 2-1】【表 2-2】と同じ
【資料 5-4-7】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	エビデンス集（データ編）【表 2-1】と同じ
【資料 5-4-8】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	エビデンス集（データ編）【表 2-2】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人新潟総合学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人新潟総合学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	監査報告書	【資料 F-11】と同じ

新潟医療福祉大学

【資料 5-5-4】	学校法人新潟総合学園経理規程	【資料 5-5-1】と同じ
【資料 5-5-5】	学校法人新潟総合学園経理規程施行細則	【資料 5-5-2】と同じ
【資料 5-5-6】	学校法人新潟総合学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-7】	理事会議事録・評議員会議事録（決算承認時）	
【資料 5-5-8】	学校法人新潟総合学園資金運用規程	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	新潟医療福祉大学将来計画機構規程	
【資料 6-1-2】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-3】	新潟医療福祉大学外部評価準備委員会規程	
【資料 6-1-4】	新潟医療福祉大学将来計画 2011 年（平成 23 年）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 6-1-5】	新潟医療福祉大学将来計画 2011 年（平成 23 年）（3 ページ）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 6-1-6】	新潟医療福祉大学将来計画 2011 年（平成 23 年）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 6-1-7】	新潟医療福祉大学将来計画 2012 年（平成 24 年）	
【資料 6-1-8】	新潟医療福祉大学将来計画 2014 年（平成 26 年）	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 6-1-9】	新潟医療福祉大学将来計画 2016 年（平成 28 年）	
【資料 6-1-10】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年（平成 30 年）	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 6-1-11】	大学ホームページ>大学概要>新潟医療福祉大学 将来計画 https://www.nuhw.ac.jp/about/plan.html	
【資料 6-1-12】	新潟医療福祉大学将来計画 2011 年（平成 23 年）（35 ページ）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 6-1-13】	新潟医療福祉大学将来計画 2012 年（平成 24 年）（38 ページ）	【資料 6-1-7】と同じ
【資料 6-1-14】	新潟医療福祉大学将来計画 2014 年（平成 26 年）（47 ページ）	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 6-1-15】	新潟医療福祉大学将来計画 2016 年（平成 28 年）（54 ページ）	【資料 6-1-9】と同じ
【資料 6-1-16】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年（平成 30 年）（63 ページ）	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 6-1-17】	自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-1-18】	新潟医療福祉大学外部評価準備委員会規程	【資料 6-1-3】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	新潟医療福祉大学将来計画 2011 年（平成 23 年）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 6-2-2】	新潟医療福祉大学 各学科目標に対する自己評価報告書	
【資料 6-2-3】	研究奨励金および学長裁量研究費に関する実績報告書（平成 14 年度～平成 22 年度）	
【資料 6-2-4】	新潟医療福祉大学将来計画中期計画に対する中間自己点検評価報告書	
【資料 6-2-5】	平成 18 年度自己点検評価における改善向上方策および日本高等教育評価機構からの指摘事項に対する自己点検評価報告書	
【資料 6-2-6】	新潟医療福祉大学将来計画 2012 年（平成 24 年）「アクションプラン（2012・2013 年度）」	【資料 6-1-7】と同じ
【資料 6-2-7】	将来計画中期計画に対する自己点検評価報告書	
【資料 6-2-8】	新潟医療福祉大学将来計画 2014 年（平成 26 年）「第二期中期目標・計画（2014～2017 年度）、アクションプラン（2014・2015 年度）」	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 6-2-9】	運動機能医科学研究所中間評価報告書（2016 年 3 月 31 日）	
【資料 6-2-10】	新潟医療福祉大学将来計画 2016 年（平成 28 年）「アクションプラン（2016・2017 年度）」	【資料 6-1-9】と同じ
【資料 6-2-11】	将来計画第二期中期計画に対する自己点検評価報告書	
【資料 6-2-12】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年（平成 30 年）「第三期中期目標・計画（2018～2020 年度）、アクションプラン（2018・2019・2020 年度）」	【資料 1-1-25】と同じ

新潟医療福祉大学

【資料 6-2-13】	ホームページ>大学概要>第三者機関大学評価 https://www.nuhw.ac.jp/about/assessment.html	
【資料 6-2-14】	学生生活アンケート	
【資料 6-2-15】	卒業生アンケート	
【資料 6-2-16】	病院施設および一般企業 定着度調査	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 6-2-17】	病院施設および一般企業 満足度調査	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 6-2-18】	新潟医療福祉大学インスティテューショナル・リサーチ規程	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年（平成 30 年）（62 ページ）	【資料 6-1-10】と同じ
【資料 6-3-2】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年（平成 30 年）（63 ページ）	【資料 6-1-10】と同じ
【資料 6-3-3】	2019 年度卒業生アンケート結果	【資料 1-2-13】と同じ
【資料 6-3-4】	病院施設および一般企業 満足度調査	【資料 2-3-7】と同じ
【資料 6-3-5】	平成 18 年度新潟医療福祉大学「自己評価報告書」	
【資料 6-3-6】	平成 18 年度自己点検評価における改善向上方策および日本高等教育評価機構からの指摘事項に対する自己点検評価報告書	【資料 6-2-5】と同じ
【資料 6-3-7】	平成 25 年度「大学機関別認証評価自己点検評価書」	
【資料 6-3-8】	認証評価結果に対する改善報告書	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-9】	履行状況調査 附帯事項等に対する履行状況等	
【資料 6-3-10】	リハビリテーション評価機構ホームページ http://jcore.or.jp/accreditation.html	

基準 A. リハビリテーション科学・スポーツ科学領域における先端的研究拠点の基盤形成

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. リハビリテーション科学・スポーツ科学領域における先端的研究拠点の基盤形成		
【資料 A-1-1】	平成 28 年度科研費「細目別採択件数上位 10 機関（過去 5 年間の新規採択の累積数）」（56 ページ）	
【資料 A-1-2】	平成 29 年度科研費「細目別採択件数上位 10 機関（過去 5 年間の新規採択の累積数）」（55 ページ）	
【資料 A-1-3】	平成 30 年度科研費「中区分別採択件数上位 10 機関」（56 ページ）	
【資料 A-1-4】	令和元年度科研費「中区分別採択件数上位 10 機関（過去 2 年の新規採択の累積数）」（59 ページ、48 ページ）	
【資料 A-1-5】	令和元年度科研費「研究者が所属する研究機関別 40 歳未満比率上位 30 機関（令和元年度 新規採択＋継続分）（48 ページ）	
【資料 A-1-6】	科研費以外の受託研究一覧（2018 年度、2019 年度の受託研究費）	
【資料 A-1-7】	SHAIN プロジェクトパンフレット	
【資料 A-1-8】	新潟医療福祉大学研究活動誌	
【資料 A-1-9】	新潟 QOL サポートコンソーシアム活動報告書	
【資料 A-1-10】	新潟 QOL サポートコンソーシアム活動詳細報告書	

基準 B. 地域社会貢献及び国際交流の推進

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 地域社会貢献		
【資料 B-1-1】	2020 年度 新潟総合学園組織図	【資料 1-2-23】と同じ
【資料 B-1-2】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年（平成 30 年）（30～32 ページ）	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 B-1-3】	平成 23 年度新潟水俣病関連情報発信事業補助金実績報告書	
【資料 B-1-4】	新潟日報社新聞記事 日本地域政策学会会長賞受賞	

新潟医療福祉大学

【資料 B-1-5】	平成 28 年度新潟県委託「大学生の力を活かした集落活性化事業」成果報告書	
【資料 B-1-6】	リーフレット「元気に暮らすために！～新潟水俣病患者の介護予防に向けて～」	
【資料 B-1-7】	新潟水俣病患者支援者用手引き「元気に暮らすために！～新潟水俣病患者の介護予防に向けて～」	
【資料 B-1-8】	大学連携研究事業「自立した市民文化」づくり実証研究事業報告書	
【資料 B-1-9】	新潟日報社新聞記事 学生政策提案フォーラム最優秀賞受賞	
【資料 B-1-10】	新潟市北区と新潟医療福祉大学との連携に関する協定書	
【資料 B-1-11】	平成 30 年度大学生と地域の協働による人・地域・学校づくり支援事業 事業成果報告書	
【資料 B-1-12】	大学生による家庭介護セミナー事業実績報告書	
【資料 B-1-13】	市民大学講座チラシ	
【資料 B-1-14】	健康長寿学カリキュラム	
【資料 B-1-15】	新潟医療福祉大学市民講座チラシ	
【資料 B-1-16】	新潟県社会福祉協議会と新潟医療福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 B-1-17】	地域福祉活動支援プログラム構築事業～多様な主体による「新たな支え合いモデル」の構築に関する実証的研究～報告書	
【資料 B-1-18】	新潟市社会福祉協議会と新潟医療福祉大学との包括連携に関する協定書	
【資料 B-1-19】	インターンシップ報告書 第1クール、第2クール	
【資料 B-1-20】	五泉市と新潟医療福祉大学との包括連携に関する協定書	
B-2. 国際交流の推進		
【資料 B-2-1】	2020 年度 新潟総合学園組織図	【資料 1-2-23】と同じ
【資料 B-2-2】	新潟医療福祉大学国際交流センター規程	
【資料 B-2-3】	国際交流事業計画に関する規程	
【資料 B-2-4】	新潟医療福祉大学国際交流センター規程	【資料 B-2-2】と同じ
【資料 B-2-5】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年（平成 30 年）（34～36 ページ）	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 B-2-6】	新潟医療福祉大学将来計画 2018 年（平成 30 年）（41～59 ページ）	【資料 1-1-25】と同じ
【資料 B-2-7】	大学ホームページ将来計画（英語版） https://en.nuhw.ac.jp/about/initiatives.html	
【資料 B-2-8】	2018 年度、2019 年度英語等短期研修（海外研修）一覧	
【資料 B-2-9】	国際交流センター海外研修企画 募集案内：Half & Half Program	
【資料 B-2-10】	官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」審査結果	
【資料 B-2-11】	2019 年度 夏の英語キャンプ実施報告書	
【資料 B-2-12】	2019 年度 連携総合ゼミ実施報告	
【資料 B-2-13】	クラブ&サークルガイド（Spring Board 部紹介）	
【資料 B-2-14】	新潟医療福祉大学 海外提携一覧	
【資料 B-2-15】	2018 年度、2019 年度国際交流事業一覧	
【資料 B-2-16】	教員短期留学一覧	
【資料 B-2-17】	新潟医療福祉大学外国人留学生サポーター制度細則	【資料 2-2-21】と同じ
【資料 B-2-18】	運動機能医科学研究所ホームページ（英語版） http://www.ihms.jp/english/	
【資料 B-2-19】	2018 年度草の根技術協力事業 事業提案書に係る最終審査結果	